平成 17 年度

# 女性雇用管理基本調查

—— 育児·介護休業制度等実施状況調查——

結果報告書

厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局

## はしがき

本報告書は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等を把握することを目的として平成17年11月に実施した「平成17年度女性雇用管理基本調査」の結果を取りまとめたものです。

育児休業制度は平成7年4月1日から、介護休業制度は平成11年4月1日から、それぞれ、一律に事業主の義務となっております。

また、平成 16 年 12 月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」により、育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇の創設などが、平成 17 年 4 月 1 日から施行されています。

本調査は、これら各制度の実施状況等を把握するとともに、一層の定着を 図る施策などのための資料となるものです。

本報告書が、労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備に努力されている方々のご参考になれば幸いです。

最後に、調査の実施に当たり、多大なご協力をいただいた調査対象事業所 各位に対し、深く感謝する次第であります。

平成 18 年 12 月

厚生労働省雇用均等·児童家庭局長 大 谷 泰 夫

# 目 次

第1	章	調	査の概要
第 2	章	調	査結果の概要
I		育児	・ 休業制度等に関する事項 ······ 8
	1	育	- 見休業制度 ············ 8
	(	(1)	- 育児休業制度の規定状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(	(2)	育児休業制度の内容 ······ 8
	(	(3)	育児休業中及び休業後の労働条件等の取扱い · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(	(4)	育児休業制度の利用者の状況等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(	(5)	- 育児休業取得者があった際の雇用管理 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2	働	きながら子の養育を行う労働者に対する援助に関する事項 ··················13
	(	1)	育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況 ······13
	(	(2)	育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(	(3)	- 育児のための勤務時間短縮等の措置の利用状況 ······15
IJ		介護	・ 休業制度等に関する事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1	介記	隻休業制度 ······ 15
	(	1)	- 介護休業制度の規定状況 ······15
	(	2)	- 介護休業制度の内容 ······ 16
	(	3)	介護休業期間中及び休業後の労働条件等の取扱い ······17
	(	4)	介護休業制度の利用者の状況 ······19
	(	5)	介護休業取得者があった際の雇用管理 ·····19
	2	働	きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項 ・・・・・・・・・19
	(	1)	介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・19
	(	2)	介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の内容・・・・・・・・・・・・・・・20
	(	3)	介護のための勤務時間短縮等の措置の利用状況 ·····20
Ш	_	子の	看護休暇制度に関する事項20
	1	子の	) 看護休暇制度の規定状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	2	子	の看護休暇制度の内容等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
		(1)	対象となる子の年齢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(2)	休暇日数 · · · · · · · · · · · · · · · 21
		(3)	子以外で対象となる家族の範囲21
		(4)	子の看護休暇制度の対象労働者
		(5)	子の看護休暇を取得したときの賃金の取扱い
		(6)	子の看護休暇制度の利用状況
IV.	7	時間	引外労働・深夜業の制限に関する事項 ······22
	1	時	間外労働の制限の制度に関する事項22
	2	深	夜業の制限の制度に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
V	-	配偶	B者出産休暇制度に関する事項 ······23
	1	配	.偶者出産休暇制度の導入状況及び内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
	2	配	偶者出産休暇制度の利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第3	章	付	†属統計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\circ$	平	成 1	7年度女性雇用管理基本調査票 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

## 第1章 調査の概要

#### 1 調査の目的

この調査は、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成17年度は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等について調査を行った。

#### 2 調査の範囲

## (1) 地 域

日本国全域とする。ただし、次の地域を除く。

北海道	奥 尻 郡 、 礼 文 郡 、 利 尻 郡
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、
米 尔 臼	青ヶ島村、小笠原村
島根県	隠岐郡
長崎県	五島市、北松浦郡小値賀町、南松浦郡、壱岐市、対馬市
鹿児島	太关士 正力主士 库旧自和二自壮及《日自壮 处之职 1 自 11
県	奄美市、西之表市、鹿児島郡三島村及び十島村、熊毛郡、大島郡
!	国頭郡伊江村、島尻郡久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、
沖縄県	渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古郡、
	八重山郡

## (2) 産業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とする。

- ア鉱業
- イ 建設業
- ウ製造業
- エ 電気・ガス・熱供給・水道業
- 才 情報通信業
- カ運輸業
- キ 卸売・小売業
- ク 金融・保険業
- ケ 不動産業
- コ 飲食店, 宿泊業
- サ 医療,福祉
- シ 教育,学習支援業
- ス 複合サービス事業

セ サービス業 (他に分類されないもの) (家事サービス業、外国公務を除く)

## (3) 事業所

上記(2)の産業に属し、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した 10,025 事業所とした。

#### 3 調查事項

次に掲げる事項とする。

- (1) 事業所の属性に関する事項
  - ア 事業所の名称及び所在地
  - イ 主な事業内容又は主要製品
  - ウ 常用労働者数
  - 工 管理職数
  - オ 労働組合の有無
- (2) 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項
  - ① 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度
    - ア 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定の有無
    - イ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の内容
    - ウ 育児・介護休業、子の看護休暇の取得中及び育児・介護休業後の労働条 件等の取扱い
    - エ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の利用者の状況
    - オ 育児・介護休業取得者があった際の雇用管理
  - ② 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項 ア 制度の有無、内容及び利用状況
  - ③ 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項 ア 制度の有無、内容及び利用状況
  - ④ 育児・介護のための時間外労働の制限に関する事項
    - ア 時間外労働の有無
    - イ 時間外労働の制限の規定の有無
  - ⑤ 育児・介護のための深夜業の制限に関する事項
    - ア 深夜労働の有無
    - イ 深夜業の制限の規定の有無
  - ⑥ 配偶者出産休暇制度に関する事項ア 制度の有無、内容及び利用状況

#### 4 調査の対象期日

原則として、平成17年10月1日現在とした。

ただし、制度、措置の利用者数等に関する事項については、次のとおりとした。

(1) 育児休業制度の利用者の状況のうち出産者数(又は配偶者が出産した者の数)、 育児休業終了後の復職状況、育児休業制度の利用期間別状況、介護休業制度の利 用者数、介護休業終了後の復職状況、介護休業制度の利用期間並びに働きながら 家族の介護を行う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数、配偶 者出産休暇制度の利用者数、時間外労働の有無、深夜労働の有無

平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日

(2) 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間の出産者数 (又は配偶者が出産した者の数)のうち育児休業を開始した者の数及び働きながら子育てを行

う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数、出産した女性の退職者数 平成16年4月1日~平成17年10月1日

(3) 子の看護休暇制度利用者数 平成17年4月1日~平成17年9月30日

#### 5 調査の実施期間

平成17年11月1日から11月30日までとした。

#### 6 調査機関

厚生労働省雇用均等·児童家庭局——都道府県労働局雇用均等室——報告者

#### 7 調査の方法

(1) 調査票

「平成17年度女性雇用管理基本調査票」により行った。

(2) 調査の方法

都道府県労働局雇用均等室経由の自計式郵送調査の方法により行った。

#### 8 集計方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局において集計した。有効回収率は75.3%であった。

#### 9 調査対象事業所の抽出

平成13年事業所・企業統計調査により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。

目標精度は、産業大分類(製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業及びサービス業については中分類)の規模別に設定し、次の計算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ事業所数の全事業所に対する割合が 50%のときの標準誤差が概ね5%以内になるように設定した。

$$V^2 = \frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{P(1-P)}{n}$$
  $V = 標準誤差$   $N =$  日集団事業所数  $P =$  特定の属性を持つ事業所の 割合  $(=0.5)$ 

なお、産業、規模ごとの抽出率は別表のとおりである。

## 【別表】

## 規模別調査事業所抽出率一覧表

産:	<b>業</b>	規模	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
D	鉱業		1/1	1/1	1/3	1/29
Ε	建設業		1/2	1/30	1/218	1/991
F	製造業					
	9 • 10	食料品・飲料・たばこ・飼料	1/3	1/38	1/102	1/303
	11 • 12	繊維・衣服・その他の繊維製品	1/1	1/11	1/50	1/227
	13 • 14	木材・木製品・家具・装備品	1/1	1/5	1/23	1/166
	15	パルプ・紙・紙加工品	1/1	1/7	1/24	1/77
	16	印刷・同関連業	1/1	1/8	1/37	1/192
	17 · 18	化学工業・石油製品・石炭製品	1/3	1/15	1/29	1/66
	20 • 21	ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮	1/2	1/5	1/13	1/52
	22	窯業・土石製品	1/1	1/6	1/30	1/151
	23 • 24	鉄鋼業・非鉄金属	1/2	1/10	1/24	1/75
	25	金属製品	1/2	1/12	1/56	1/317
	26	一般機械器具	1/4	1/12	1/66	1/317
	27 · 28 · 29		1/5	1/37	1/84	1/308
		品・デバイス	1,0	1,01	1/04	1/210
	30	輸送用機械器具	1/5	1/18	1/39	1/116
	31	精密機械器具	1/2	1/16	1/39	1/116
	19 · 32	その他(プラスチック製品,その他)	1/2	1/13		1/52
ì		・熱供給・水道業	1/2	1/13	1/51	1/241
	情報通信業	<b>小</b> 龙龙	1/1	!	1/12	1/20
	運輸業		1/3	1/33	1/86	1/322
	卸売・小売業	坐	1/3	1/48	1/219	1/761
	49~54	卸売業	1 /4	1./46	1 (0.17	
	55~60	小売業	1/4	1/46	1/217	1/991
-	金融・保険業	. —	1/4	1/48	1/218	1/996
,	不動産業	<b>K</b>	1/4	1/21	1/130	1/660
	飲食店,宿泊	<b>台</b> 攀	1/1	1/6	1/25	1/283
-	70·71	飲食店	1/1			
	72	宿泊業	1/1	1/7	1/217	1/993
,	·2 医療,福祉	旧们来	1/2	1/15	1/48	1/243
		<u> </u>	1/5	1/48	1/201	1/713
	教育, 子首 3 複合サービス	を接業(学校教育を除く)	1/2	1/18	1/85	1/399
		' /\	1/1	1/6	1/27	1/188
!		(他に分類されないもの)				
	80	(家事サービス業・外国公務を除く)				
		専門サービス業	1/2	1/10	1/45	1/384
	81 82	学術・開発研究機関	1/2	1/6	1/8	1/17
	82 83	洗濯・理容・美容・浴場業	1/1	1/4	1/31	1/361
		その他の生活関連サービス業	1/1	1/5	1/24	1/191
	84	娯楽業	1/1	1/10	1/82	1/331
	85 86	廃棄物処理業	0	1/2	1/16	1/97
	86	自動車整備業	1/1	1/1	1/8	1/172
	87	機械等修理業	1/1	1/4	1/17	1/107
	88	物品賃貸業	1/1	1/3	1/17	1/195
	89	広告業	1/1	1/3	1/10	1/69
	90	その他の事業サービス業	1/5	1/48	1/131	1/362
	91	政治・経済・文化団体	1/1	1/3	1/12	1/106
	92	宗教	1/1	1/2	1/5	1/69
	93	その他のサービス業	0	1/1	1/2	1/8

#### 10 達成精度

達成精度は、「育児休業制度の規定あり」の事業所割合の標準誤差を算出した。 産業大分類別・事業所規模別の達成精度は次のとおりである。

## 産業大分類別の達成精度 (「育児休業制度の規定あり」の事業所割合)

(単位:%)

		(平匹./0)
分 類	推計値	標準誤差
【産業大分類】		
鉱業	45.9	6.3
建設業	45.4	3.8
製造業	56.3	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	99.1	0.8
情報通信業	68.6	5. 3
運輸業	60.5	4.5
卸売・小売業	65.3	2.6
金融・保険業	97.5	1.8
不動産業	65.2	6.7
飲食店, 宿泊業	5 2 . 3	4.3
医療, 福祉	7 3 . 4	4.3
教育, 学習支援業	7 1 . 8	5.0
複合サービス事業	89.6	3. 2
サービス業	57.6	1. 5
【事業所規模】		
500人以上	99.9	0.1
100~499人	95.5	0.6
30~99人	83.7	1.0
5~29人	56.5	1.3

#### 11 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) M. A. (Multiple Answer の略) の表示のある統計表は、複数回答であるから百分比は合計しても必ずしも 100 とはならない。

#### 12 主な用語の定義

(1) 常用労働者

以下の①~⑤のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者。
- ② 日々雇われている者、又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、

平成17年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者。

- ③ 取締役、理事などの役員のうちで、常時勤務して、一般労働者(常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者)と同じ給与規則 又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者。
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者。
- ⑤ 上記①~③の条件に該当する他企業からの出向者(在籍出向、移籍出向を問わない。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除く。)。

#### (2) 管理職

事業所の各部署において、部長、課長、係長等配下の係員等を指揮・監督する 役職のほか、専任職、スタッフ、管理職等と呼ばれている役職を含む。

(3) 有期契約労働者

3ヶ月、1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、日々雇われている者及び他企業からの出向者を除く。

(4) 出産者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日の 1 年間に在籍中に出産(妊娠 12 週を超える分娩をいい、死産も含む。) した者をいい、出産後 10 月 1 日までに退職した者を含む。

(5) 育児休業者

上記出産者のうち平成17年10月1日までの間に育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

(6) 介護休業者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者をいう。

(7) 子の看護休暇取得者

平成17年4月1日から平成17年9月30日までの間に子の看護のための休暇を取得した者をいう。

(8) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに育児休業終了後復職した者のうち、平成 17 年 10 月 1 日までの間に育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

(9) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に介護のための勤務時間 短縮等の措置の制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

(10) 配偶者出産休暇制度

労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇をいう。

## 育児・介護休業法の概要

#### 1 育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間 <u>(子が 1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が 1歳 6 か月に達するまで)、育児休業をすることができる。</u>

## 2 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族 1 人につき、<u>常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、</u>介護休業をすることができる。

## 3 子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした 子の看護のために、休暇を取得することができる。

#### 4 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

#### 5 深夜業の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、深夜において労働させてはならない。

## 6 勤務時間の短縮等の措置

事業主は、1歳(-子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる場合にあっては、1歳6か月)に満たない子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者で育児・介護休業をしない者については、次のいずれかの措置を、1歳(-子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる場合にあっては、1歳6か月)から3歳に達するまでの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は次のいずれかの措置を講じなければならない。

短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、 所定外労働の免除(育児のみ)、託児施設の設置運営(育児のみ)、 育児・介護費用の援助措置

#### 7 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない。

※下線部は、平成16年の法改正により改正された部分(平成17年4月1日施行)

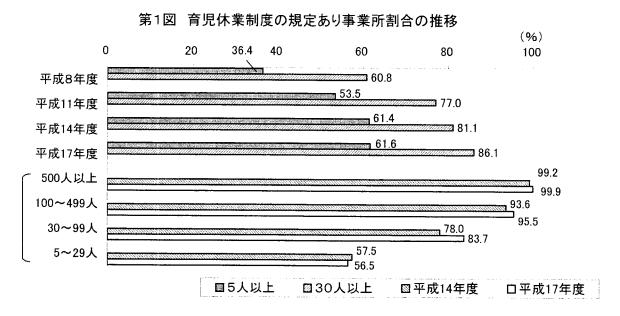
## 第2章 調査結果の概要

#### I 育児休業制度等に関する事項

#### 1 育児休業制度

#### (1) 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定がある事業所の割合は、61.6%(平成 14 年度 61.4%)となっている(事業所規模 5 人以上。以下、特に断らない限り同じ。)。事業所規模 30 人以上では 86.1% (同 81.1%)と、前回調査より 5.0%ポイント上昇しているものの、5~29 人で 56.5% (同 57.5%)と 1.0%ポイント低下しており、全体として前回調査と同水準となっている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業で 99.1%、金融・保険業で 97.5%とその割合が高い。なお、産業別の中分類でみると、製造業のうち、化学工業・石油製品・石炭製造で 84.8%、サービス業のうち学術・開発研究機関で 87.8%と 8 割を超える高い水準となっている。事業所規模別にみると、500 人以上で 99.9%(同 99.2%)、100~499 人で 95.5%(同 93.6%)、30~99 人で 83.7%(同 78.0%)、5~29 人で 56.5%(同 57.5%)と、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている。(第1図、付属統計表第1表)



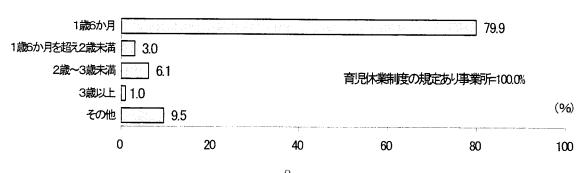
事業所総数=100.0%

#### (2) 育児休業制度の内容

#### ア 最長育児休業期間

育児休業制度の規定がある事業所における育児休業制度の期間は、子が「1歳6か月」になるまでとする事業所が 79.9%を占めている。また、「1歳6か月を超え2歳未満」とする事業所割合は3.0%、「2歳~3歳未満」とする事業所割合は6.1%、「3歳以上」とする事業所割合は1.0%となっている。(第2図、付属統計表第2表)

#### 第2図 最長育児休業期間の規定状況



#### イ 取得可能回数及び取得要件

育児休業制度の規定がある事業所において、同じ子について取得することができる育児休業の回数は、「1回」とする事業所が89.7%(平成14年度95.4%)を占めているが、「6回以上」(注)とする事業所の割合が7.2%と平成14年度の1.2%から上昇している。また、育児・介護休業法の改正により平成17年度から新たに制度化された1歳以降の育児休業を取得する場合、「育児・介護休業法の要件を満たす場合にのみ取得できる」とする事業所が78.0%を占めるが、「特に要件は設けていない」とする事業所も11.3%となっている。(付属統計表第3表)

(注) 平成14年度の結果報告書においては「制限なし」と表記。

## ウ 育児休業制度の対象労働者

育児休業制度の規定がある事業所において、労使協定で除外できることとなっている者について、育児休業制度の対象としている事業所は、「配偶者(内縁関係の妻又は夫を含む)が常態として子を養育することができる者」について 24.1%、「1年以内に退職することが明らかな者」について 22.8%、「勤続1年未満の者」について 16.9%となっている。(付属統計表第4表)

また、育児・介護休業法の改正により平成17年度から新たに育児休業制度の対象となった「有期契約労働者」について、取得することができる対象労働者の範囲を決めている事業所(46.4%)のうち「対象労働者の範囲を育児・介護休業法による要件と同じとしている」とする事業所が、95.9%を占めている。(付属統計表第5表)

#### (3) 育児休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

## ア 育児休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示の有無及び方法

育児休業中及び休業後の労働条件の明示について、「書面を交付」する事業所 32.9% (平成 14 年度 38.0%)、「口頭で伝達」する事業所 31.2% (同 29.3%) をあわせ、労働条件を明示している事業所は 64.1% (同 67.3%) である。「書面を交付」する事業所割合を事業所規模別にみると 500 人以上で 62.2% (同 64.8%)、 $100\sim499$  人で 56.9% (同 57.6%)、 $30\sim99$  人で 47.9% (同 48.5%)、 $5\sim29$  人で 29.4% (同 35.5%) と規模が大きくなるほどその割合が高くなっている。 (付属統計表第 6 表)

#### イ 会社や共済会等から育児休業中に支給される金銭の支給状況

育児休業中の労働者に会社や共済会等から金銭を支給している事業所は 14.2%であり、そのうち「毎月金銭の支給あり」は 76.0%、「一時金等の支給あり」は 30.8%となっている。(付属統計表第7表)

## ウ 育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給制度のある事業所のうち「定期昇給時期に昇給する」が 24.5% (平成 14 年度 25.3%)、「復職後に昇給する」が 23.7% (同 23.0%)、「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給に持ち越す」が 51.9% (同 51.8%) となっている。(付属統計表第8表)

#### エ 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

賞与の算定の際の休業期間の取扱いについては、賞与の制度がある事業所のうち「出勤日又は休業期間に応じて支給する」が 62.7%を占め、「休業期間も休まなかったものとみなして支給する」は 3.7%、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する」は 2.5%となっている。一方、「賞与の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない」とする事業所の割合は 24.1%となっている。(付属統計表第 9 表)

#### オ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、退職金制度のある事業所のうち「勤続年数に全く算入しない」が36.7%であり、「休業期間も勤続年数に算入する」が29.3%、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する」は5.5%となっている。一方、「退職金の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない」とする事業所の割合は23.9%となっている。(付属統計表第10表)

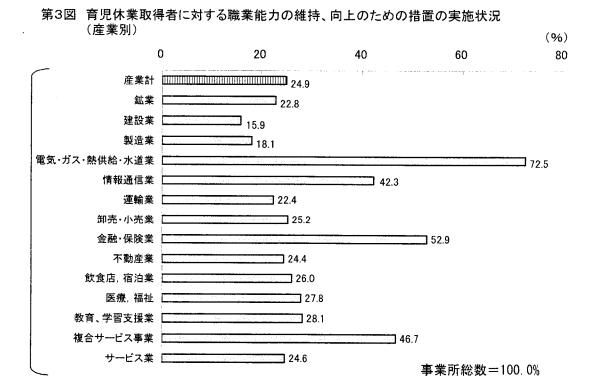
#### カ 復職後の職場・職種

復職後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が 66.6% (平成 14 年度 71.3%)、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が 15.4% (同 15.1%)、「会社の人事管理等の都合により決定する」が 11.1% (同 9.7%) と、原職又は本人の希望が考慮された形での復職とする事業所の割合が高くなっている。 育児休業制度の規定がある事業所では、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が 85.9% (同 84.1%)、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が 8.7% (同 9.9%) となっている。 (付属統計表第 11 表)

### キ 育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置

育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、何らかの措置を講じている事業所の割合は 24.9%(平成 14 年度 31.6%)となっている。事業所規模別にみると、規模が大きいほど割合が高くなっており、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(72.5%)、金融・保険業(52.9%)、複合サービス事業(46.7%)で割合が高くなっている。また、育児休業制度の規定がある事業所では 35.7%(同 46.4%)となっている。

措置を講じている事業所における措置の内容(複数回答)をみると、「休業中の情報提供(社内報、職場・仕事に関する情報)」が69.7%(同68.0%)、「職場復帰のための講習」が28.5%(同25.5%)となっている。(第3図、付属統計表第12表)



-10-

#### (4) 育児休業制度の利用者の状況等

#### ア 出産者の状況

出産者又は配偶者が出産した者(平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの 1 年間の出産者又は配偶者が出産した者。以下同じ。)がいた事業所の割合は 23.3% (平成 14 年度 28.4%) であり、そのうち出産者のいた事業所は 37.6% (同 35.4%)、配偶者が出産した者のいた事業所は 77.1% (同 80.4%) となっている。

また、有期契約労働者について出産者又は配偶者が出産した者がいた事業所の割合は2.1%であり、そのうち出産者のいた事業所は62.5%、配偶者が出産した者のいた事業所は46.6%となっている。(付属統計表第13表)

また、女性常用労働者に占める出産者の割合は 1.5% (同 1.7%)、男性常用労働者に 占める配偶者が出産した者の割合は 2.5%となっている。(付属統計表第 14 表)

#### イ 育児休業取得者の状況

出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(平成 17 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む。))の割合(以下、育児休業取得率という。)を男女別にみると、女性は 72.3%と平成 16 年度 (70.6%)より 1.7%ポイント上昇し、過去最高となった。一方、男性は 0.50%と平成 16 年度 (0.56%)に引き続き取得率は低い。これを事業所規模 30 人以上でみると、女性は 80.2%(平成 16 年度 78.0%)、男性は 0.41%(同 0.43%)となっている。また、育児休業取得者のうちの男女別割合は、女性 98.0%、男性 2.0%となっている。

女性の育児休業取得率についてみると、事業所規模が大きいほど取得率が高く (500人以上87.3%(同83.2%)、 $100\sim499$ 人79.0%(同83.0%)、 $30\sim99$ 人76.9%(同69.5%)、 $5\sim29$ 人58.5%(同60.2%))、また、育児休業制度の規定がある事業所(78.4%)の方が、規定のない事業所(28.1%)よりも50.3%ポイント高い。

なお、有期契約労働者の育児休業取得率は、女性が 51.5%、男性が 0.10%となっている。(第1表、付属統計表第15表)

#### 第1表 育児休業取得率の推移(事業所規模5人以上)

_女性	(%)
平成8年度	49.1
平成11年度	56.4
平成14年度	64.0
平成16年度	70.6
平成17年度	72.3

男性	(%)
平成8年度	0.12
平成11年度	0.42
平成14年度	0.33
平成16年度	0.56
平成17年度	0.50

育児休業取得率= 出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数

また、係長以上の女性管理職のいる事業所割合を育児休業取得者の有無別にみると、 育児休業取得者のいる事業所においては、女性管理職がいる事業所の割合は 43.8%と、 産業・規模計(26.1%)、育児休業取得者のいない事業所(25.6%)のいずれも大きく 上回っていた(第2表)。

#### 第2表 育児休業取得者の有無別、女性管理職のいる事業所割合

(%)

		計	女性管理職のいる事業所	女性管理職のいない事業所	不明
	産業·規模計	100.0	26.1	73.9	0.0
	出産者又は配偶者が出産した者の いる事業所(注1)	100.0	30.8	69.2	0.0
	育児休業取得者のいる事業所(注2)	100.0	43.8	56.2	0.1
	育児休業取得者のいない事業所	100.0	25.6	74.4	0.0
	出産者又は配偶者が出産した者の いない事業所	100.0	24.7	75.2	0.0

(注1)平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に出産者又は配偶者が出産した者がいた事業所

(注2)平成17年10月1日までに育児休業取得者(開始予定の申出をしている者を含む。)がいた事業所

#### ウ 育児休業終了後の復職状況

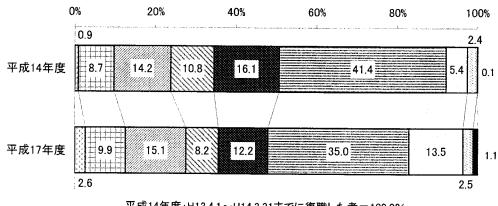
平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの 1 年間に育児休業を終了し、復職予定であった者のうち、実際に復職した者は 89.0% (平成 14 年度 88.8%)であり、男女別にみると、女性は 89.0% (同 88.7%)、男性は 94.9% (同 100.0%) となっている。(付属統計表第 16 表)

## エ 育児休業の取得期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの 1 年間に育児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「10 か月~12 か月未満」が 35.0%(平成 14 年度 41.4%)と最も多いが、「12 か月~18 か月未満」が 13.5%と、平成 14 年度 (5.4%)に比べ 8.1%ポイント上昇している。

男性は、 $\lceil 1$  か月~3 か月未満」が 65.8%(同 6.5%)と最も多く、これに  $\lceil 1$  か月未満」の 31.7%(同 26.5%)が続いている。(第 4 図、付属統計表第 17 表)

#### 第4図 女性が取得した育児休業期間



平成14年度: H13.4.1~H14.3.31までに復職した者=100.0% 平成17年度: H16.4.1~H17.3.31までに復職した者=100.0%

□1か月未満 □1か月~ □3か月~ □6か月~ ■8か月~ 3か月未満 6か月未満 8か月未満 10か月未満 □10か月~ □12か月~ □18か月以上 ■不明 12か月未満 18か月未満

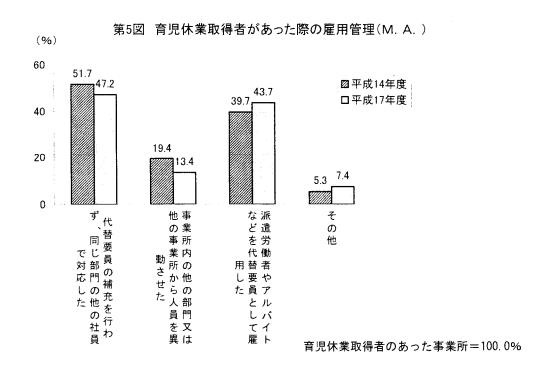
#### オ 妊娠又は出産による退職状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に妊娠又は出産した者のうち、 妊娠又は出産により平成17年10月1日までの間に退職(契約を更新しなかった場合を 含む。以下同じ。)した者の割合は12.9%(平成9年度15.3%)である。

妊娠又は出産による退職者について、退職時期別にみると、出産前(妊娠中)に退職した者の割合は 69.9%、出産後退職した者の割合は 30.1%となっている。(付属統計表第 18 表)

#### (5) 育児休業取得者があった際の雇用管理

育児休業取得者があった際の雇用管理については(複数回答)、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」事業所は47.2%(平成14年度51.7%)、「事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた」事業所は13.4%(同19.4%)、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」事業所は43.7%(同39.7%)となっており、新規雇用した代替要員の補充により対応する事業所の割合が4.0%ポイント増加している。(第5図、付属統計表第19表)

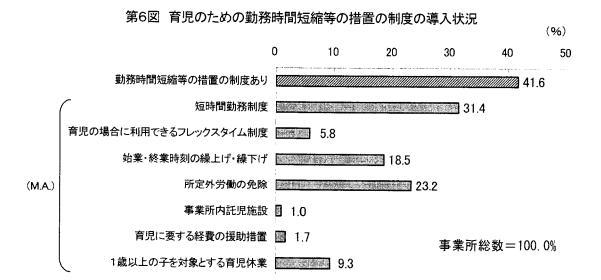


#### 2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助に関する事項

#### (1) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況

育児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所は 41.6% (平成 14 年度 50.6%) となっている。制度がある事業所における各措置の導入状況 (複数回答) をみると、「短時間勤務制度」が 75.4% (同 76.0%)、「所定外労働の免除」が 55.8% (同 47.6%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 44.6% (同 42.6%)、「1 歳以上の子を対象とする育児休業」が 22.5% (同 12.1%)、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」が 13.9% (同 14.0%) 等となっている。

事業所規模別にみると、500 人以上で 95.0% (同 93.4%)、 $100\sim499$  人で 78.3% (同 81.9%)、 $30\sim99$  人で 58.8% (同 64.0%)、 $5\sim29$  人で 37.1% (同 47.2%) と、規模が大きくなるほど育児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所の割合が高くなっている。(第6図、付属統計表第20表)

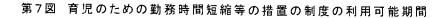


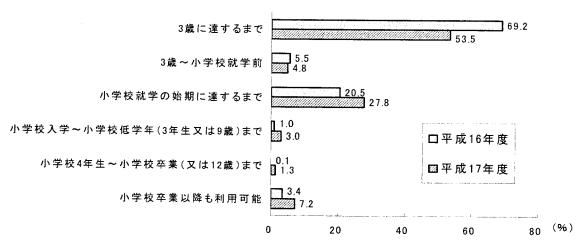
## (2) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の内容

#### ア 制度の利用可能期間

育児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所において、制度の対象となる子の年齢の上限を「小学校就学の始期に達するまで」とする事業所の割合は27.8%(平成16年度20.5%)、「小学校卒業以降も利用可能」は7.2%(同3.4%)と上昇しており、一方で「3歳に達するまで」は53.5%(同69.2%)と低下した。

全事業所において、「小学校就学の始期に達するまで」以上の期間について育児のための勤務時間短縮等の措置の制度を利用できるとする事業所の割合は16.3%(同10.5%)と上昇している。(第7図、付属統計表第21表)





育児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所=100.0%

また、「短時間勤務制度」「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、それぞれの制度を有する事業所のうち、「3歳に達するまで」とする事業所が 64.6%、57.1% といずれも5割以上となっている。

また、「短時間勤務制度」を導入している事業所について労働日1日に短縮する時間の

長さをみると、「2時間以上3時間未満」とする事業所が41.2%と最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」とする事業所が36.8%となっている。(付属統計表第21-2表)

#### イ 育児のための短時間勤務制度の短縮時間についての賃金取扱い状況

「短時間勤務制度」を導入している事業所のうち、短時間勤務により短縮した時間についての賃金の取扱いが「有給」である事業所は「一部有給」である事業所 9.1% (平成 14 年度 8.8%)をあわせ 19.3% (同 19.6%)、「無給」である事業所が 80.1% (同 80.2%)となっている。(付属統計表第 22 表)

#### (3) 育児のための勤務時間短縮等の措置の利用状況

#### ア 事業所割合

育児のための勤務時間短縮等の各措置を導入している事業所のうち、女性の復職者(平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に育児休業を終了して復職した者をいう。以下同じ。)がいた事業所における、女性の利用者(復職者のうち、平成17年10月1日までの間に制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。以下同じ。)のいた事業所の割合を措置ごとにみると、「事業所内託児施設」が47.2%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が35.8%、「短時間勤務制度」が33.4%、「所定外労働の免除」が17.4%、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」が16.8%となっている。

一方、男性の復職者がいた事業所に占める男性の利用者がいた事業所の割合は、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」が 10.8%、「育児に要する経費の援助措置」が 3.8%となっている。(付属統計表第 23 表)

#### イ 利用者割合

育児休業後復職者における育児のための勤務時間短縮等の各措置の制度の利用状況をみると、女性の復職者に占める利用者の割合は、「短時間勤務制度」が 18.2%で最も高く、以下、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 8.9%、「所定外労働の免除」が 7.0%、「事業所内託児施設」が 4.4%となっている。

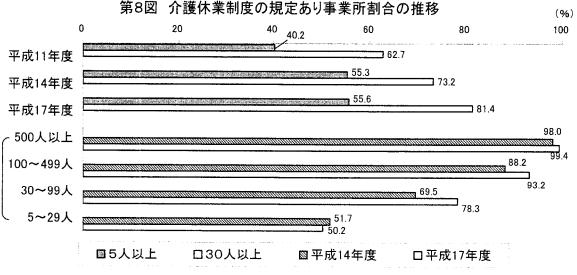
一方、男性の復職者に占める利用者の割合は、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 0.4%、「育児に要する経費の援助措置」が 0.2%となっている。(付属統計表第 24 表)

#### Ⅱ 介護休業制度等に関する事項

#### 1 介護休業制度

#### (1)介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定がある事業所の割合は、55.6%(平成 14 年度 55.3%)となっている。事業所規模 30 人以上では 81.4%(同 73.2%)と、前回調査より 8.2%ポイント上昇しているものの、 $5\sim29$  人で 50.2%(同 51.7%)と 1.5%ポイント低下しており、全体として前回調査と同水準となっている。産業別にみると、育児休業制度同様、電気・ガス・熱供給・水道業で 99.1%、金融・保険業で 96.2%とその割合が高い。なお、産業別の中分類でみると、製造業のうち、化学工業・石油製品・石炭製造で 79.7%、サービス業のうち学術・開発研究機関で 82.6%と高い水準となっている。事業所規模別にみると、500 人以上で 99.4%(同 98.0%)、 $100\sim499$  人で 93.2%(同 88.2%)、 $30\sim99$  人で 78.3%(同 69.5%)、 $5\sim29$  人で 50.2%(同 51.7%)と、 $30\sim99$  人の事業所において特に上昇している。(第 8 図、付属統計表第 25 表)



#### 事業所総数=100.0%

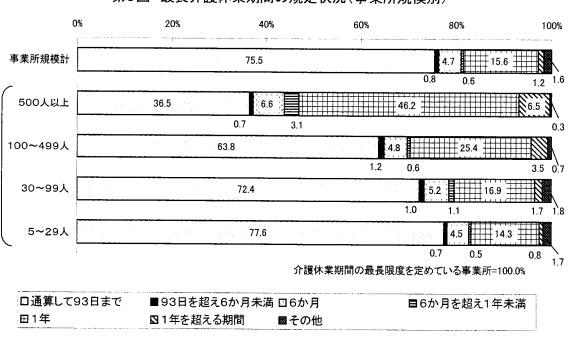
#### (2)介護休業制度の内容

#### ア 最長介護休業期間

介護休業制度の規定がある事業所における介護休業制度の期間について「期間の最長限度を定めている」とする事業所は 93.1%(平成 14 年度 96.1%)であり、「期間の制限はなく、必要日数取得できる」とする事業所は 6.7%(同 3.5%)である。期間の最長限度を定めている事業所についてその期間をみると、「通算して 9 3 日まで(注)」とする事業所が 75.5%(同 73.6%)、「1 年」が 15.6%(同 17.7%)と多くなっている。 1 年以上の割合(「1 年」と「1 年を超える期間」の割合の合計)を事業所規模別にみると、500 人以上で 52.7%(同 55.8%)と高いが、 $100\sim499$  人で 28.9%(同 33.6%)、 $30\sim99$ 人で 18.6%(同 22.5%)、 $5\sim29$  人で 15.1%(同 16.9%)とその差は大きい。(第 9 図、付属統計表第 26 表)

(注) 平成14年度は「3か月まで」。

### 第9図 最長介護休業期間の規定状況(事業所規模別)



#### イ 取得可能回数

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の取得回数について「制限あり」とする事業所の割合は 70.5%(平成 14 年度 83.8%)と大きく低下している。その制限内容をみると、法改正により、平成 17 年度から法定の最低基準となった「同一対象家族の同一要介護状態について」回数を制限している事業所が 93.9%であり、そのうち取得回数を「1回」に制限している事業所がほとんど(96.2%)である。(付属統計表第 27 表)

#### ウ 介護休業の対象となる家族の範囲

介護休業制度の規定がある事業所で、対象となる家族の範囲について「制限あり」とする事業所の割合は92.7%(平成14年度93.1%)であり、そのうち96.9%(同99.1%)が「育児・介護休業法の対象家族」(注)を対象としている。(付属統計表第28表)(注)「育児・介護休業法の対象家族」とは、配偶者、父母、子、これらに準ずる者(労働者が同

居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫)及び配偶者の父母をいう。「祖父母」「兄弟 姉妹」には、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含む。

#### エ 介護休業制度の対象労働者

介護休業制度の規定がある事業所で、労使協定で除外できることとなっている者について、介護休業制度の対象としている事業所は、「93日以内に退職することが明らかな者(注)」については16.0%(平成14年度17.5%)、「勤続1年未満の者」については14.9%(同14.0%)、「所定労働日数が週2日以下の者」については13.2%(同9.4%)となっている。(付属統計表第29表)

また、育児・介護休業法の改正により平成17年度から新たに介護休業制度の対象となった「有期契約労働者」について、取得することができる対象労働者の範囲を決めている事業所(49.9%)のうち「対象労働者の範囲を育児・介護休業法による要件と同じとしている」とする事業所が、95.8%を占めている。(付属統計表第30表)

(注) 平成14年度は「3か月以内に退職することが明らかな者」。

#### (3) 介護休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

#### ア 介護休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示の有無及び方法

介護休業中及び休業後の労働条件の明示について、「書面を交付」する事業所 32.5% (平成 14 年度 36.9%)、「口頭で伝達」する事業所 29.6% (同 29.1%) をあわせ、労働条件を明示する事業所は 62.1% (同 66.0%) である。「書面を交付」する事業所割合を事業所規模別にみると 500 人以上で 61.2% (同 63.8%)、100~499 人で 56.4% (同 57.6%)、30~99 人で 47.3% (同 46.8%)、5~29 人で 29.0% (同 34.4%) と規模が大きくなるほどその割合が高くなっている。(付属統計表第 31 表)

#### イ 会社や共済会等から介護休業中に支給される金銭の支給状況

介護休業中の労働者に会社や共済会等から金銭を支給している事業所は 16.2%であり、 そのうち「毎月金銭の支給あり」は 81.4%、「一時金等の支給あり」は 23.6%となっている。(付属統計表第 32 表)

#### ウ 介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給の制度のある事業所のうち「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給に持ち越す」が51.2%(平成14年度51.6%)、「定期昇給時期に昇給する」が24.9%(同26.0%)、「復職後に昇給する」が23.9%(同22.5%)となっている。(付属統計表第33表)

#### エ 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

賞与の算定の際の休業期間の取扱いについては、賞与の制度がある事業所のうち「出勤日又は休業期間に応じて支給する」が 62.6%、「休業期間も休まなかったものとみな

して支給する」が 3.6%、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する」が 2.5%となっている。一方、「賞与の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない」とする事業所割合は 24.6%となっている。(付属統計表第 34 表)

#### オ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、退職金制度のある事業所のうち「勤続年数に全く算入しない」事業所は35.1%であり、勤続年数に算入している事業所は「休業期間も勤続年数に算入する」事業所30.8%と「休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する」事業所5.0%をあわせて35.8%となっている。一方、「退職金の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない」とする事業所割合は24.5%となっている。(付属統計表第35表)

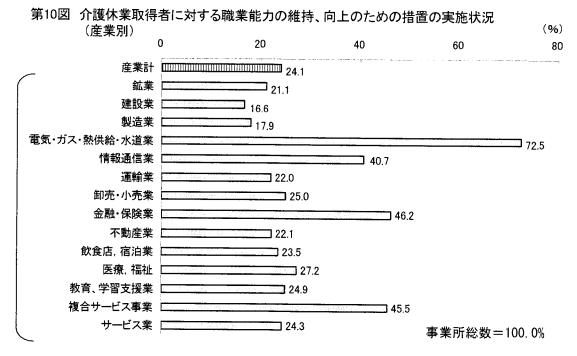
#### カ 復職後の職場・職種

復職後の職場・職種については、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が 66.0% (平成 14 年度 70.4%)、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が 14.9% (同 15.1%)、「会社の人事管理等の都合により決定する」が 11.1% (同 9.8%) と、原職又は本人の希望が考慮された形での復職とする事業所の割合が高くなっている。事業所規模別にみると、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」とする事業所の割合は、500 人以上で 88.4% (同 88.0%)、 $100\sim499$  人で 85.9% (同 85.6%)、 $30\sim99$  人で 78.6% (同 76.8%)、 $5\sim29$  人で 63.1% (同 68.8%) と、規模が大きいほど高く、また、介護休業制度の規定がある事業所では 83.0% (同 85.4%) となっている。(付属統計表第 36 表)

## キ 介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置

介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、何らかの措置を講じている事業所割合は 24.1%(平成 14 年度 31.1%)となっている。事業所規模別にみると、規模が大きいほど割合が高くなっており、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業 (72.5%)、金融・保険業 (46.2%)、複合サービス事業 (45.5%) で割合が高くなっている。また、介護休業制度の規定がある事業所では 34.3%(同 49.3%)となっている。

措置を講じている事業所における措置の内容(複数回答)をみると、「休業中の情報提供(社内報、職場・仕事に関する情報)」が68.8%(同67.1%)、「職場復帰のための講習」が26.8%(同26.9%)となっている。(第10図、付属統計表第37表)



#### (4) 介護休業制度の利用者の状況

#### ア 介護休業取得者

常用労働者に占める介護休業取得者(平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者)の割合は 0.04% (平成 14 年度 0.05% (注))であり、男女別にみると、女性は 0.08% (同 0.08%)、男性は 0.02% (同 0.03%)となっている。また、事業所規模 30 人以上でみると、女性は 0.07% (同 0.06%)、男性は 0.01% (同 0.04%)、 $100\sim499$  人で 1.03% (同 1.03%)、 $1.00\sim499$  人で 1.03% (同 1.03%)、 $1.00\sim499$  人で 1.03% (同 1.03%)、 $1.00\sim499$  人で 1.03% (同 1.03%) (同 1.03%) (同 1.03%) (同 1.03%) (同 1.03%) (同 1.03%) (100~499 人で 1.03%) (10

介護休業取得者のうち、女性は 73.5% (同 66.2%)、男性は 26.5% (同 33.8%) となっている。(付属統計表第 39 表)

(注) 平成14年度は平成13年4月1日から平成14年3月31日までに介護休業を開始した者

#### イ 介護休業終了後の復職状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に復職予定であった者のうち、 実際に復職した者は81.7%(平成14年度90.6%)であり、男女別にみると、女性は81.4% (同89.7%)、男性は83.1%(同92.1%)となっている。(付属統計表第40表)

#### ウ 介護休業の取得期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの 1 年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は、「3 か月~6 か月未満」が 40.0%(平成 14 年度 14.1%)、「1 か月~3 か月未満」が 24.2%(同 62.9%)、1 か月未満の者は 26.5%(同 19.1%)と、約 5 割が 3 か月未満の取得となっている。(付属統計表第 41 表)

#### (5) 介護休業取得者があった際の雇用管理

介護休業取得者があった際の雇用管理については(複数回答)、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」事業所は72.8%(平成14年度60.4%)、「事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた」事業所は8.5%(同30.3%)、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」事業所は19.6%(同15.2%)となっており、代替要員の補充を行わず対応する事業所の割合が12.4%ポイント上昇している。(付属統計表第42表)

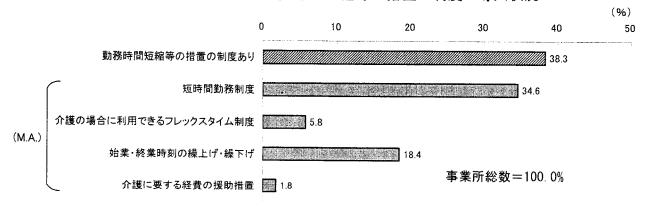
#### 2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

#### (1) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所割合は 38.3% (平成 14 年度 43.9%) であり、制度がある事業所における各措置の導入状況 (複数回答) は、「短時間勤務制度」が 90.4% (同 87.7%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 47.9% (同 43.1%)、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」が 15.1% (同 14.3%)、「介護に要する経費の援助措置」が 4.8% (同 3.0%) となっている。

事業所規模別にみると、500 人以上で 89.2% (同 84.3%)、 $100\sim499$  人で 72.2% (同 71.3%)、 $30\sim99$  人で 57.0% (同 54.4%)、 $5\sim29$  人で 33.7% (同 41.1%) と、規模が大きくなるほど介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所の割合が高くなっている。(第 11 図、付属統計表第 43 表)

## 第11図 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況



## (2) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の内容

#### ア 制度の利用可能期間

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所について措置を利用することができる期間をみると、「93日」とする事業所の割合が75.2%と最も高いが、各措置ごとにみると、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」及び「介護に要する経費の援助措置」については、「1年を超える期間」とする事業所がそれぞれ21.3%、23.9%と高くなっている。

また、「短時間勤務制度」を導入している事業所について労働日1日に短縮する時間の長さをみると、「2時間以上3時間未満」とする事業所が48.9%と最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」とする事業所が28.1%となっている。(付属統計表第44表)

## イ 介護のための短時間勤務制度の短縮時間についての賃金取扱い状況

「短時間勤務制度」を導入している事業所のうち、短時間勤務により短縮した時間についての賃金の取扱いが「有給」である事業所は「一部有給」である事業所 7.5% (平成 14 年度 8.4%)をあわせ 18.0%(同 16.2%)、「無給」である事業所が 81.4%(同 83.6%)となっている。(付属統計表第 45 表)

## (3) 介護のための勤務時間短縮等の措置の利用状況

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所における各措置の利用状況をみると、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に利用者のあった事業所の割合は、いずれも1%以下にとどまっている。(付属統計表第46表)

また、同期間に各措置の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の常用労働者に占める割合は、いずれも 0.01%から 0.06%の間となっている。(付属統計表第47表)。

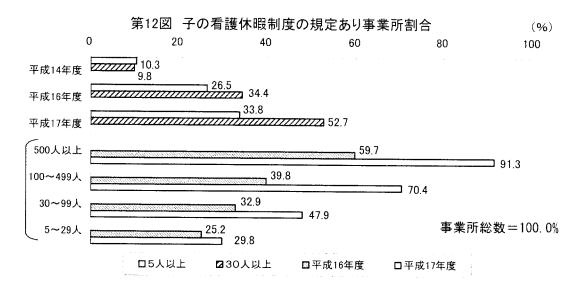
#### Ⅲ 子の看護休暇制度に関する事項

#### 1 子の看護休暇制度の規定状況

子の看護休暇制度の規定がある事業所の割合は33.8%で、平成16年度(26.5%)(注)より7.3%ポイント上昇している。また、事業所規模30人以上では52.7%(平成16年度34.4%)と、前回調査より18.3%ポイント上昇している。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業で 89.5% (同 52.8%)、金融・保険業で 77.9% (同 43.9%)、複合サービス事業で 72.0% (同 35.0%) とその割合が高くなっている。事業所規模別にみると、500人以上で 91.3% (同 59.7%)、 $100\sim499$ 人で 70.4% (同 39.8%)、  $30\sim99$ 人で 47.9% (同 32.9%)、 $5\sim29$ 人で 29.8% (同 25.2%) と、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高く、また、上昇幅が大きくなっている。(第 12 図、付属統計表第 48 表)

(注) 平成 16 年度は、規定の有無ではなく、制度(慣行、失効年次有給休暇の活用等も含む。) の有無について質問している。



(注) 平成 14, 16 年度は「制度あり」事業所割合

#### 2 子の看護休暇制度の内容等

#### (1)対象となる子の年齢

子の看護休暇制度の規定がある事業所のうち、対象となる子の年齢については、法改正により平成17年度から事業主の義務となった「小学校就学の始期に達するまで」とする事業所が87.2%を占めている。なお、「小学校卒業以降も対象」とする事業所も1割近く(9.6%)となっている。(付属統計表第48表)

#### (2) 休暇日数

子の看護休暇制度の規定がある事業所のうち、休暇日数について「制限あり」とする事業所は90.4%で、その制限の内容は、「同一の労働者につき」が65.2%、「同一の子につき」が30.3%となっている。

制限がある場合の1年間で取得できる休暇日数については、「同一労働者につき」、「同一の子につき」のいずれも「5日」とする事業所がほとんどであり、それぞれ91.6%、90.3%となっている。(付属統計表第49表)

#### (3) 子以外で対象となる家族の範囲

子の看護休暇制度の規定がある事業所のうち、子以外の家族についても看護休暇制度の対象としている事業所は19.9%で、その対象となる家族をみると(複数回答)、「配偶者」を対象とする事業所は85.0%、「本人の父母」は80.2%、「配偶者の父母」は72.1%となっている。(付属統計表第50表)

#### (4) 子の看護休暇制度の対象労働者

子の看護休暇制度の規定がある事業所で、労使協定で除外できることとなっている者について、子の看護休暇制度の対象としている事業所は、「勤続6ヶ月未満の者」については27.1%、「所定労働日数が週2日以下の者」については18.7%となっている。(付属統計表第51表)

## (5) 子の看護休暇を取得したときの賃金の取扱い

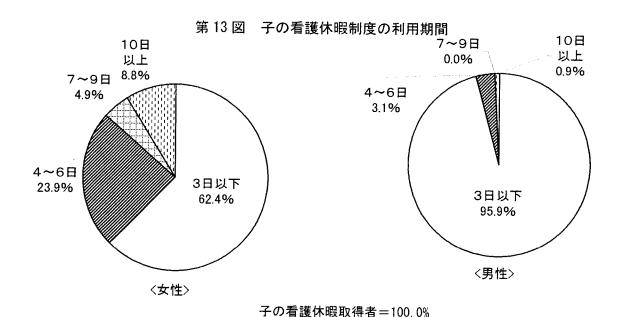
子の看護休暇を取得したときの賃金の取扱いが「有給」である事業所の割合は 16.5%、「一部有給」は 9.3%、「無給」は 62.5%である。(付属統計表第 52 表)

## (6) 子の看護休暇制度の利用状況

就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、平成 17 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に子の看護休暇の取得者のいた事業所は 8.2%である。産業別にみると、医療、福祉で 19.0%、教育、学習支援業で 18.1%と高くなっており、事業所規模別にみると、500人以上で 37.4%、100~499人で 14.5%、30~99人で 8.3%、5~29人で 7.7%と、500人以上規模事業所で特に高くなっている。(付属統計表第 53 表)

また、就学前までの子を持つ女性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は 9.2%、 就学前までの子を持つ男性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は 2.5%となってお り、子の看護休暇取得者のうちの男女別割合は、女性 54.2%、男性 45.8%と、他の制度に 比べ男性の取得割合が高くなっている。(付属統計表第 55 表)

さらに、利用期間についてみると、女性は「3日以下」の取得者割合が 62.4%、「4~6日」が 23.9%であり、7日以上の取得者も 13.7%となっているが、男性は「3日以下」がほとんど (95.9%) となっている。 (第13図、付属統計表第56表)

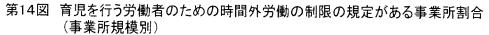


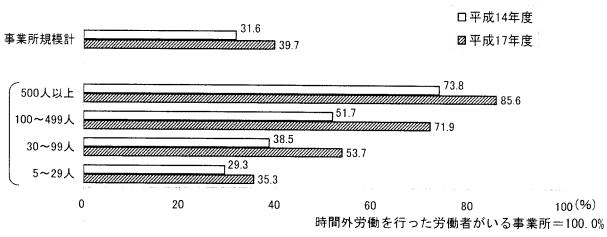
#### Ⅳ 時間外労働・深夜業の制限に関する事項

## 1 時間外労働の制限の制度に関する事項

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに時間外労働を行った労働者がいる事業所は 66.9% (平成 14 年度 80.0%)で、そのうち育児を行う労働者のための時間外労働の制限

の規定がある事業所は 39.7%(同 31.6%)と、前回調査より 8.1%ポイント上昇している。規定がある事業所の割合は、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業 (76.9%)及び金融・保険業 (70.9%)が高い。また、事業所規模別にみると、500人以上で 85.6%(同 73.8%)、100~499人で 71.9%(同 51.7%)、30~99人で 53.7%(同 38.5%)、5~29人で 35.3%(同 29.3%)と、すべての規模で規定がある事業所割合が上昇している。規定がある事業所のうち、対象となる子の年齢については「小学校就学始期まで」とする事業所が 92.6%を占めている。(第 14 図、付属統計表第 57 表)





また、時間外労働を行った労働者がいる事業所のうち、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所は37.7% (同 29.3%) と、前回調査より8.4%ポイント上昇している。事業所規模別にみると、500人以上で82.4% (同 69.7%)、100~499人で67.9% (同 48.4%)、30~99人で50.5% (同 36.3%)、5~29人で33.7% (同 27.1%)とすべての規模で規定のある事業所割合が上昇している。(付属統計表第58表)

#### 2 深夜業の制限の制度に関する事項

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに深夜労働を行った労働者がいる事業所は30.9%(平成14年度39.7%)で、そのうち「所定内労働に深夜労働を含んでいる」事業所が55.5%(同56.1%)、「所定内労働に深夜労働を含んでいない」事業所が44.5%(同43.9%)となっている。深夜業がある事業所のうち、育児のための深夜業の制限の規定がある事業所は50.1%(同49.0%)であり、また事業所規模別にみると、規模が大きいほど規定のある事業所の割合が高くなっている。

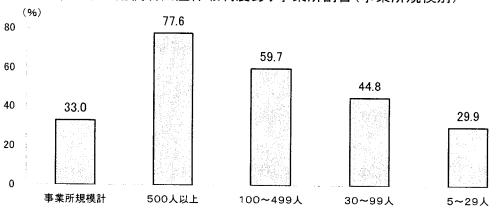
また、家族の介護のための深夜業の制限の規定がある事業所は 49.0% (同 50.1%) であり、 事業所規模別にみると、規模が大きいほど規定がある事業所の割合が高くなっている。(付属 統計表第 59 表)

#### V 配偶者出産休暇制度に関する事項

## 1 配偶者出産休暇制度の導入状況及び内容

配偶者出産休暇制度がある事業所は 33.0% (平成 14 年度 33.1%) で、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業で 90.9%と高くなっており、事業所規模別にみると、500 人以上で 77.6% (同 67.2%)、100~499 人で 59.7% (同 57.3%)、30~99 人で 44.8% (同 42.4%)、

 $5\sim29$  人で 29.9%(同 30.7%)と、規模が大きいほど制度のある事業所の割合が高くなっている。取得できる休暇日数については、配偶者の出産 1 回につき「1 日~5 日」とする事業所が 94.6%(同 97.1%)を占めている。(第 15 図、付属統計表第 60 表)



第15図 配偶者出産休暇制度あり事業所割合(事業所規模別)

事業所総数=100.0%

休暇中の賃金については、「有給」とする事業所が84.7%(同92.6%)を占めている。(付属統計表第61表)

## 2 配偶者出産休暇制度の利用状況

配偶者出産休暇制度がある事業所で、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間にその取得者がいた事業所は 19.3%(平成 14 年度 22.8%)であり、事業所規模別にみると、 500 人以上で 57.4%(同 64.2%)、 $100\sim499$  人で 52.7%(同 54.1%)、 $30\sim99$  人で 37.0%(同 33.1%)、 $5\sim29$  人で 12.0%(同 18.1%)と、規模が大きいほど割合が高くなっている。(付属統計表第 62 表)

また、配偶者出産休暇制度がある事業所において同期間内に配偶者が出産した男性労働者に占める休暇取得者の割合は 55.6% (同 61.6%) であり、事業所規模別にみると、500 人以上で 48.2% (同 50.4%)、 $100\sim499$  人で 58.1% (同 65.6%)、 $30\sim99$  人で 64.4% (同 61.3%)、 $5\sim29$  人で 50.7% (同 62.6%) となっている。(付属統計表第 63 表)

# 第3章 付属統計表

## 統計利用上の注意

- 1 表中の〈 〉内は、平成14年度調査の数値である。
- 2 該当する事項が0の場合「一」で表示した。
- 3 「0.0」の欄は集計した数値が表章単位に満たないものである。



## 付属統計表目次

(育児休業制度等)
-----------

第1表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別事業所割合 31
第2表	産業・事業所規模・労働組合の有無、最長育児休業期間別事業所割合 32
第3表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業取得可能回数・取得要件別事業所割合 · · 33
第4表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業対象者からの除外者の状況別事業所割合・・34
第5表	産業・事業所規模・労働組合の有無、有期契約労働者の育児休業取得範囲の決定の
	有無・範囲別事業所割合
第6表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児休業中・休業
	後の労働条件の明示の有無・方法別事業所割合 36
第7表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支
	給の有無·内容別事業所割合 · · · · · · 37
第8表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、定期昇給制度の有無・育児休業取得
	期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合38
第9表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、賞与制度の有無・賞与の算定の際の
	育児休業期間の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・39
第 10 表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、退職金制度の有無・退職金の算定の
	際の育児休業期間の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第11表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、育児休業復職後の職場・職種の取扱
	い別事業所割合 … 41
第 12 表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、育児休業取得者に対する職業能力の
	維持、向上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合 42
第 13 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女・出産者の有
	無・育児休業取得者の有無別事業所割合 43
第 14 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別常用労働者
	に占める出産者割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 15 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別育児休業取
	得者割合 · · · · · · · · · · · · 45
第 16 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別育児休業終
	了後の復職者割合(H16.4.1~17.3.31) · · · · · · · · · · · · · · · · · 46
第 16-2 🤅	表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児休業終了後
	の復職状況別事業所割合(H16.4.1~17.3.31)・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第 17 表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無・最長育児休業期間、男女・取得休業
	期間別育児休業取得者割合(H16.4.1~17.3.31) · · · · · · · · · · · · · · · · · 48
第 18 表	産業・事業所規模、妊娠又は出産による退職状況別女性労働者割合 49
第 19 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無・最長育児休業期間、
	育児休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合・・・・・・・・50
第 20 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児のための勤務
	時間短縮等措置の制度の有無・措置の種類別事業所割合 51
第 21 表	産業・事業所規模、育児のための勤務時間短縮等の措置の利用可能期間別事業所割合… 52
第 21-2	表 育児のための勤務時間短縮等の措置の種類、利用可能期間別事業所割合 53
第 22 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金
	取扱い状況別事業所割合
第 23 表	育児のための勤務時間短縮等の措置の種類、男女・育児のための勤務時間短縮等の措
	置の利用者の有無別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
第 24 表	事業所規模、男女・育児のための勤務時間短縮等の措置の種類別育児休業後復職者に
	占める利用者割合・・・・・・・・・・ 56
(介護位	木業制度等)
第 25 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業制度の規定の有無別事業所割合 57
第 26 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、最長介護休業期間別事業所割合 58
第 27 表	産業・事業所規模・労働組合の有無別、介護休業取得回数の制限の有無・取得可能回
	数別事業所割合 · · · · · · · · · · · · · · · 59
第 28 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業の対象となる家族の範囲の制限の有無
	<ul><li>範囲別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60</li></ul>
第 29 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業対象者からの除外者の状況別事業所割合 … 61
第 30 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、有期契約労働者の介護休業取得範囲の決定の有
	無・範囲別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・62
第 31 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護休業中・休業
	後の労働条件の明示の有無・方法別事業所割合 63
第 32 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業期間中の会社や共済会等からの金銭支
	給の有無・内容別事業所割合
第 33 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、定期昇給制度の有無・介護休業取得
	・ 期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第 34 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、賞与の制度の有無・賞与の算定の際
	の介護休業期間の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・66
第 35 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、退職金制度の有無・退職金の算定の
	際の介護休業期間の取扱い別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
第 36 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、介護休業復職後の職場・職種の取扱
	い別事業所割合
第 37 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、介護休業取得者に対する職業能力の
	維持、向上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合
第 38 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、男女・介護休業取得者の有無別事業
	所割合(H16.4.1~17.3.31) · · · · · · · · 70
第 39 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、男女別常用労働者に占める介護休業
	取得者割合(H16.4.1~17.3.31) · · · · · · · · · · · · · · · · 71
第 40 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、男女別介護休業終
	了後の復職者割合(H16.4.1~17.3.31) · · · · · · · · 72
第 40-2 表	長 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護休業終了後
	の復職状況別事業所割合(H16.4.1~17.3.31) · · · · · · · · · · · · 73
第 41 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無・最長介護休業期間、男女・取得休業
	期間別介護休業取得者割合 (H16.4.1~17.3.31) · · · · · · · · · · · 74
第 42 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無・最長介護休業期間、
	介護休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合75
第 43 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護のための勤務
	時間短縮等の措置の制度の有無・措置の種類別事業所割合76
第 44 表	介護のための勤務時間短縮等の措置の種類、制度の有無・利用可能期間別事業所割合… 77
第 45 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金
	取扱い状況別事業所割合・・・・・・・・・ 78
第 46 表	介護のための勤務時間短縮等の措置の種類、男女・介護のための勤務時間短縮等の措
	置の利用者の有無別事業所割合 · · · · · · 79
第 47 表	事業所規模、男女・介護のための勤務時間短縮等の措置の種類別制度あり事業所の常
	用労働者に占める利用者割合(H16.4.1~17.3.31) · · · · · · · · · 80
(子の看	護休暇制度)
第 48 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇制度の規定の有無・利用可能期間
	別事業所割合 · · · · · · · · · · · · · · · 81

第 49 表	子の看護休暇制度の休暇日数制限状況別事業所割合 82
第 50 表	産業・事業所規模・労働組合の有無別、子以外で看護休暇制度の対象としている家族
	の有無・範囲別事業所割合・・・・・・・・・・82
第 51 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇制度の対象者からの除外者の状況
	別事業所割合 · · · · · · · · 83
第 52 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇取得時の賃金取扱い状況別事業所
	割合 · · · · · · · · 83
第 53 表	産業・事業所規模、就学前までの子を持つ労働者の有無・子の看護休暇取得者の有無
	別事業所割合 · · · · · · · · · 84
第 54 表	産業・事業所規模、男女別常用労働者に占める就学前までの子を持つ常用労働者割合… 84
第 55 表	産業・事業所規模・子の看護休暇制度の規定の有無、男女別就学前までの子を持つ労
	働者に占める子の看護休暇取得者割合・・・・・・・・・・85
第 56 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・子の看護休暇制度の規定の有無、男女・取得日
	数別子の看護休暇取得者割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(時間外	労働・深夜業の制限に関する事項)
第 57 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、時間外労働を行った労働者の有無・育児を行う
	労働者のための時間外労働の制限の規定の有無・利用可能期間別事業所割合 87
第 58 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、時間外労働を行った労働者の有無・家族の介護
	を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無別事業所割合 88
第 59 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、深夜労働を行った労働者の有無・育児・介護の
	ための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合 89
(配偶者	出産休暇制度に関する事項)
第 60 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、配偶者出産休暇制度の有無・取得可能日数別事
	業所割合 · · · · · · · 90
第 61 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、配偶者出産休暇取得時の賃金の取扱い状況別事
	業所割合 · · · · · · 91
第 62 表	産業・事業所規模、配偶者出産休暇取得者の有無別事業所割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 63 表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無別配偶者出産休暇取得者割合・・・・・・ 93

第1表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別事業所割合

			(%)
Total S	総計	規定あり	規定なし
【総計】	100.0		
	100.0	61.6	38. 4
【産業】	<100.0>	<61.4>	⟨38.5⟩
鉱業	100.0	45. 9	54. 1
建設業	100.0	45. 4	54.6
製造業	100.0	56. 3	43. 7
食料品・飲料・たばこ・飼料	100.0	62. 0	38. 0
繊維・衣服・その他の繊維製品	100.0	52. 0	48. 0
木材・木製品・家具・装備品	100.0	42. 4	57. 6
パルプ・紙・紙加工品	100.0	65. 2	34. 8
印刷・同関連業	100.0	48. 4	51. 6
化学工業・石油製品・石炭製品	100.0	84. 8	15. 2
│ ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮 │ 窯業・土石製品	100.0	51.0	49. 0
黒米・エロ製品   鉄鋼業・非鉄金属	100.0	51. 2	48. 8
金属製品	100. 0 100. 0	62. 1	37. 9
一般機械器具	100.0	60. 9 47. 7	39. 1
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	100.0	71.4	52. 3 28. 6
輸送用機械器具	100.0	54.0	46.0
精密機械器具	100.0	58. 0	40.0
その他(プラスチック製品、その他)	100.0	45. 4	54. 6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99. 1	0.9
情報通信業	100.0	68. 6	31. 4
運輸業	100. 0	60. 5	39. 5
卸売・小売業	100. 0	65. 3	34. 7
卸売業	100.0	69. 0	31.0
小売業	100.0	62. 9	37. 1
金融・保険業	100.0	97. 5	2. 5
不動産業  飲食店、宿泊業	100.0	65. 2	34. 8
飲食店, 伯冶果   飲食店	100.0	52. 3	47. 7
	100. 0 100. 0	53. 3 49. 1	46. 7 50. 9
医療、福祉	100.0	73.4	26.6
教育, 学習支援業	100.0	71. 8	28. 2
複合サービス事業	100.0	89. 6	10.4
サービス業	100.0	57. 6	42.4
専門サービス業	100. 0	63. 3	36. 7
学術・開発研究機関	100. 0	87. 8	12. 2
洗濯・理容・美容・浴場業	100. 0	33. 5	66. 5
│ その他の生活関連サービス業 │ ₩ ###	100.0	68. 4	31.6
娯楽業   廃棄物処理業	100.0	54. 6	45. 4
	100.0	41.8	58. 2
日勤年至開来   機械等修理業	100. 0 100. 0	44. 4 74. 2	55. 6 25. 8
物品賃貸業	100.0	64. 7	35. 3
広告業	100.0	49. 9	50.1
その他の事業サービス業	100. 0	67. 5	32. 5
政治・経済・文化団体	100. 0	69. 2	30. 8
宗教	100. 0	23. 1	76. 9
その他のサービス業	100. 0	71. 3	28. 7
【事業所規模】	100 0	22.5	
500人以上	100.0	99. 9	0.1
100~499人	<100.0>	<99. 2>	<0.8>
	100. 0 <100. 0>	95. 5 <93. 6>	4.5
30~99人	100.0	₹93. 6≯ 83. 7	<6. 4> 16. 3
· ·	<100. 0 <100. 0>	<78. 0>	<21. 8>
5~29人	100.0	56. 5	43. 5
	<100.0>	<57. 5>	<42. 5>
30人以上(再掲)	100. 0	86. 1	13. 9
	<100. 0>	<81. 1>	<18. 8>
【労働組合の有無】			
有り	100. 0	93. 1	6. 9
	<100.0>	<93. 8>	<6. 1>
無し 	100.0	54. 1	45. 9
事業所総数=100.0%	<100.0>	<53. 0>	<47. 0>

第2表 産業・事業所規模・労働組合の有無、最長育児休業期間別事業所割合

(%)

		最長育児休業期間					
	総計	1歳6ヶ月	1歳6か 月を超え 2歳未満	2歳~3 歳未満	3歳以上	その他	不明
【総計】							
	100.0	79. 9	3.0	6. 1	1.0	9.5	0.5
【産業】			**				
鉱業	100.0	82. 7	_	8. 2	_	9.1	_
建設業	100.0	80. 9	1.6	3. 4	1.8	10.6	1.8
製造業	100.0	79. 2	2. 8	4. 1	0. 7	12. 9	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	32. 4	33. 6	10. 2	19. 7	4. 2	
情報通信業	100.0	69. 2	5. 2	10. 4	_	15. 2	_
運輸業	100.0	73. 4	3.5	8. 1	1.8	13. 2	_
卸売・小売業	100. 0	80. 2	2. 9	6.3	0.8	9. 3	0.5
金融・保険業、	100.0	88. 5	6. 3	2. 0	_	3. 2	_
不動産業	100.0	71.2	3. 6	14. 1	0. 1	11. 0	
飲食店,宿泊業	100.0	84. 5	0. 6	7.7	0.4	6.7	_
医療, 福祉	100.0	71. 2	1. 6	14. 1	1.9	10. 7	0.5
教育, 学習支援業	100.0	86. 7	3.0	3.6	-	6. 7	
複合サービス事業	100.0	91.3	0. 2	3. 1	0. 2	5. 2	_
サービス業	100.0	81. 0	3. 3	5. 5	1. 1	8. 2	0. 9
【事業所規模】							
500人以上	100.0	68. 4	13. 2	12. 2	3. 2	3. 0	_
100~499人	100. 0	77.8	6. 4	9. 9	1.8	3.6	0. 4
30~99人	100. 0	78. 8	4. 6	6. 5	1. 2	8. 6	0. 4
5~29人	100. 0	80. 4	2. 3	5. 7	0. 9	10. 2	0. 5
30人以上(再掲)	100.0	78. 4	5. 1	7. 3	1.4	7. 5	0. 4
【労働組合の有無】							
有り	100. 0	77. 8	6. 0	9.0	0. 7	6. 4	0. 1
無し	100. 0	80. 8	1. 7	4. 9	1.1	10.8	0. 7

育児休業制度の規定あり事業所=100.0%

第3表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業取得可能回数・取得要件別事業所割合

	T								Administration		(%)
				取得可	「能回数	_		1		休業の取得要	件
	総計	1 回	2 回	3 🛽	4 回	5 @	6回以上	育児・介護 休業法の要 件を満たす	育児・介護体を満たさなく	ても取得で	不明
								場合にのみ 取得できる	法とは異なる要件を設けている	特に要件は 設けていな い	
【総計】											
	100.0	89. 7	2. 3	0.6	0. 1	0. 1	7. 2	78. 0	3. 5	11.3	7. 2
3 7 10 20 7	<100.0>	<95. 4>	<2.0>	<0.1>	<0.0>	<0.0>	<1. 2>				
【産業】											
鉱業	100.0	87. 2	4. 3		_	_	8. 5	82. 5	_	12. 8	4. 7
建設業	100.0	87. 1	1. 5	1.4	_	_	9.9	71.6	0. 5	18. 0	10. 0
製造業	100.0	88. 1	1.3	1.5	_	0.1	9.0	75. 5	2. 2	13. 3	9. 0
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	87. 0	9. 0	<u> </u>	_	_	3. 9	34. 5	26. 0	35. 3	4. 2
情報通信業	100.0	87. 9	0. 5	0. 2	_	_	11.4	74. 0	9. 8	10. 1	6. 0
運輸業	100.0	82. 9	8. 9	0. 1	_	0. 0	8. 1	78. 1	1.5	10. 3	10. 1
卸売・小売業	100.0	89. 8	2. 3	0. 6		0. 1	7. 1	78. 2	4. 6	10. 4	6.8
金融・保険業	100. 0	93. 4	2. 1	0.0	_	_	4. 5	86. 7	4. 2	5. 4	3. 7
不動産業	100. 0	92. 0	3. 3	-	_	_	4. 6	71. 7	6. 9	13. 6	7. 8
飲食店, 宿泊業	100.0	87. 7	2. 4	_	2. 7	-	7. 2	85. 6	1.5	9. 8	3. 2
医療、福祉	100. 0	92. 7	0.8	0.0	–	-	6.4	69.4	4. 2	19. 1	7. 4
教育, 学習支援業	100.0	94. 4	1. 2	_	-	_	4.3	84. 7	1.9	7.0	6. 3
複合サービス事業	100.0	96.0	0. 2	1.3	_	_	2. 6	89. 0	1.7	4.4	4. 9
サービス業	100.0	91.6	2. 4	0.4	_	_	5.6	80. 4	4. 8	7.8	7. 1
【事業所規模】											
500人以上	100.0	90. 0	2. 8	0.9	_	0.1	6. 2	68. 2	14. 8	15. 9	1. 0
	<100.0>	<95.0>	<1.3>	<>	<->	<->	<2. 7>				
100~499人	100.0	91.8	2. 5	0. 5	_	0. 2	5. 0	80. 7	7. 2	9. 3	2. 8
	<100.0>	<95. 5>	<2. 2>	<0.1>	<->	<->	<1.8>				
30~99人	100.0	89. 2	2. 9	0. 3		0. 2	7. 5	79.6	4. 1	9. 5	6. 8
	<100.0>	<94. 6>	<2. 7>	<0.4>	<0.1>	<0.1>	<1.5>				
5~29人	100.0	89. 7	2. 2	0. 7	0. 2	_	7. 2	77.4	3. 1	11. 9	7. 7
	<100.0>	<95.5>	<1.8>	<0.1>	<->	<->	<1.0>				
30人以上(再掲)	100.0	89. 7	2. 8	0.3	_	0. 2	6. 9	79. 6	4. 9	9. 5	5. 9
	<100.0>	<94. 8>	<2.6>	<0.3>	<0.0>	<0.0>	<1.6>				
【労働組合の有無】		****									
有り	100.0	90. 9	2. 7	0. 9	0. 5	0. 1	4. 8	80. 6	8. 1	7. 2	4. 1
	<100.0>	<95. 9>	<2.4>	<0.1>	<->	<->	<1.5>				
無し	100.0	89. 2	2. 2	0. 5		0. 0	8. 1	76. 9	1. 6	13. 0	8. 5
	<100.0>	<95. 1>	<1.8>	<0.1>	<0.0>	<0.0>	<1.0>				<b>v</b>
		,			10.00		· · · · · · · ·	·	L	<u> </u>	

育児休業制度の規定がある事業所=100.0%

第4表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業対象者からの除外者の状況別事業所割合

	総計		所定労働日数: 週2日以下の:		dia	勧続1年未満の	者	配偶者(内線常態として	縁関係の妻又は 子を養育するこ	夫を含む)が とができる者	1年以内に退職する ことが明らかな者			
		対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	
【総計】														
	100. 0	13. 3	85. 3	1, 5	16. 9	82. 3	0.8	24. 1	74. 9	1.0	22. 8	76. 3	0.9	
	<100. 0>	⟨8. 3⟩	<91.7>	<0.0>	<14. 3>	<85. 7>	<0.0>	<22. 5>	⟨77. 4⟩	<0.2>	<25. 9>	⟨74.1⟩	<0.0>	
【産業】														
鉱業	100. 0	5. 3	94. 7	_	12. 6	87. 4		9. 1	90. 9	-	17. 4	82. 6	_	
建設業	100. 0	11. 5	87. 0	1.5	23. 4	75. 1	1. 4	26. 2	72. 3	1.4	26. 2	72. 3	1.4	
製造業	100.0	12. 2	85. 9	1. 9	17. 7	81. 3	1.0	23. 4	75. 4	1. 2	24. 9	74. 1	1.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	11.6	85. 7	2. 7	13. 2	86. 8	_	17. 6	82. 4	_	17. 3	82. 7	_	
情報通信業	100. 0	11. 3	87. 0	1.7	17. 6	82. 4	_	18. 4	81. 6	_	19. 4	80. 6	_	
運輸業	100.0	9. 6	86. 5	3. 9	14. 6	82. 0	3.4	27. 6	69. 0	3. 4	17. 2	79. 4	3. 4	
卸売・小売業	100.0	17. 4	82. 5	0.1	15. 2	84. 8	_	24. 5	75. 5	_	21.6	78. 4	_	
金融・保険業	100. 0	11. 2	83. 2	5. 6	10.8	87. 9	1.3	18. 0	78. 0	3.9	23. 2	74. 2	2.6	
不動産業	100.0	11. 3	88. 6	0.1	14. 7	85. 3	_	28. 2	71.8	_	16. 1	83. 9	0.0	
飲食店,宿泊業	100. 0	18. 4	80. 9	0. 7	21. 1	78. 2	0.7	22. 6	76.7	0.7	20. 1	79. 2	0. 7	
医療、福祉	100. 0	5. 7	93. 9	0.4	18. 2	81. 8	_	16. 7	83. 3	_	22. 5	77. 5	_	
教育, 学習支援業	100. 0	13. 0	86.6	0.4	17. 1	82. 5	0.4	32. 7	66. 8	0.4	31. 7	67. 9	0.4	
複合サービス事業	100.0	11.9	88. 1		8.4	91. 6	_	23. 0	77.0	_	20. 8	79. 2	_	
サービス業	100. 0	12.5	85. 7	1.8	18. 8	80. 1	1.1	27.7	71. 2	1.1	23. 9	75. 0	1.1	
【事業所規模】							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		12		20.0	70.0	1. 1	
500人以上	100. 0	18.5	79. 7	1. 8	21.6	78. 3	0.1	22. 8	77. 1	0.1	22. 1	77.7	0.1	
	<100. 0>	<11.0>	<88. 6>	<0.3>	<21.3>	<78. 6>	<0.1>	<19.9>	<79. 8>	<0.3>	<23. 6>	<76. 3>	<0.1>	
100~499人	100.0	15. 2	82. 7	2. 1	16. 3	83. 4	0. 3	19. 7	79. 9	0.4	19. 4	80. 4	0. 3	
	<100.0>	<10.4>	<89. 5>	<0.1>	<18.0>	<82. Q>	<->	⟨20, 1⟩	<79. 9>	<0.0>	<25, 5>	<74. 5>	<0.1>	
30~99人	100. 0	13. 9	85. 1	1. 0	15. 5	84. 3	0. 2	24. 0	75. 7	0.3	22. 4	77. 4	0.1	
	<100.0>	<10.3>	<89. 6>	<0.0>	<16.4>	<83. 6>	<−>	<22, 3>	<77. 3>	<0.4>	<28. 8>	⟨71, 1⟩	<0. 1>	
5~29人	100.0	13. 0	85. 5	1. 5	17. 3	81. 8	1. 0	24. 4	74. 3	1. 2	23. 1	75. 8	1. 1	
	<100.0>	<7.8>	<92. 2>	<->	<13.5>	<86. 5>	<->	<22.6>	<77. 2>	<0.1>	<25. 3>	<74. 7>	⟨ <b>-</b> ⟩	
30人以上(再掲)	100. 0	14. 3	84. 5	1. 2	15. 8	84. 0	0. 2	23. 1	76. 6	0.3	21. 7	78. 0	0. 2	
	<100.0>	<10.4>	<89. 6>	<0.1>	<16. 8>	<83. 2>	<0.0>	<21. 8>	<77. 9>	<0.3>	<28. 1>	〈71. 9〉	(0.1)	
【労働組合の有無】	-							1 .21.0/						
有り	100. 0	18. 8	79. 4	1. 8	15. 4	84. 2	0. 4	25.0	74. 3	0.7	19. 3	80. 3	0.4	
	<100.0>	<7. 9>	<92. 1>	<0.0>	<11.5>	<88. 5>	<0.0>	<18. 6>	<81. 3>	<0.1>	<21. 8>	<78. 1>	<0. 1>	
無し	100. 0	11. 0	87. 7	1. 3	17. 5	81.5	0. 9	23. 8	75. 1	1.1	24. 2	74. 7	1. 1	
···· <del>-</del>	<100.0>	<8.5>	<91. 4>	<0.0>	<15. 5>	<84. 5>	⟨ <b>-</b> ⟩	<24. 1>	75. T <75. 7>	<0. 2>	24. Z <27. 7>	<72. 3>	(0, 0)	

育児休業制度の規定がある事業所=100.0%

第5表 産業・事業所規模・労働組合の有無、有期契約労働者の育児休業取得範囲の決定の 有無・範囲別事業所割合

		,					(%)
	総計	決めている	対の児業要ととません。		児・介護休 業法による	決めて いない	不明
【総計】	100.0	46. 4 (100. 0)	(95. 9)	(1.9)	(2. 2)	53. 3	0. 3
【産業】 鉱業	100.0	28. 0 (100. 0)	(98.4)	(-)	(1.6)	72. 0	_
建設業	100.0	37. 0 (100. 0)	(87. 3)	(4. 0)	(8. 6)	63. 0	_
製造業	100.0	37. 7 (100. 0)	(97.8)	(0.9)	(1.3)	61. 9	0. 4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64, 8 (100, 0)	(90.5)	(8. 7)	(0.8)	35. 2	_
情報通信業	100.0	38. 8 (100. 0)	(97. 1)	(1. 3)	(1.6)	61. 2	_
運輸業	100.0	33. 9 (100. 0)	(90, 4)	(2. 9)	(6. 7)	64. 4	1.7
卸売・小売業	100.0	49. 0 (100. 0)	(95.0)	(2. 6)	(2. 4)	50. 5	0. 5
金融・保険業    不動産業	100.0	70. 0 (100. 0) 39. 6	(97. 7)	(2. 3)	(0.0)	30. 0	-
小 動産 来     飲食店,宿泊業	100.0	(100.0)	(98. 7)	(0.4)	(0.9)	60. 1 41. 7	0. 3
	100.0	(100.0)	(99.7)	(-)	(0.3)	62. 0	_
教育,学習支援業	100.0	(100. 0) 48. 5	(98.6)	(0. 1)	(1.4)	51.4	0. 1
複合サービス事業	100.0	(100. 0) 68. 6	(98. 9)	(0. 2)	(0.9)	31. 4	-
サービス業	100. 0	(100. 0) 47. 7	(98.1)	(1.9)	(-)	52. 3	0. 0
【事業所規模】	100.0	(100. 0)	(97. 1)	(1, 7)	(1.1)	67.1	
500人以上    100~499人	100. 0 100. 0	72. 9 (100. 0) 59. 6	(94. 1)	(3. 4)	(2. 4)	27. 1	- 0.2
130~99人	100.0	(100. 0) 48. 3	(95. 0)	(2. 1)	(2.8)	40. 2 51. 7	0. 2 0. 0
5~29人	100.0	(100, 0) 45, 0	(95. 6)	(2.0)	(2. 4)	54. 6	0. 4
30人以上(再掲)	100. 0	(100. 0) 51. 0	(96.0)	(1.9)	(2. 1)	48. 9	0. 1
【労働組合の有無】	100.0	(100. 0) 62. 6	(95. 4)	(2. 1)	(2. 5)	27.2	0.0
有り    無し	100.0	(100. 0) 39. 7	(94. 6)	(3. 8)	(1.6)	37. 3 59. 8	0. 0 0. 4
<b>育児休業制度の担定がある事業</b>		(100.0)	(96. 7)	(0. 7)	(2. 5)	30.0	· · ·

育児休業制度の規定がある事業所=100.0%

第6表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児休業中・ 休業後の労働条件の明示の有無・方法別事業所割合

	4/A =1	明示	する	nn = 1 .4. ) .	(%)
	総計	書面を交付	口頭で伝達	明示しない	不明
【総計】	100.0	00.0	0.1.0		
	100.0	32. 9 <38. 0>	31. 2 <29. 3>	30. 5 <30. 5>	5. <b>4</b> <2. 2>
【産業】	×100.07	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	29.3/	\30.3/	(2. 2)
鉱業	100.0	24. 4	19. 0	56. 6	_
建設業	100.0	22. 1	30.0	39. 9	8. 0
製造業	100.0	27. 7	28. 7	35. 6	8. 0
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	61. 1	27. 2	10. 9	0. 9
情報通信業	100.0	41.9	32. 5	25. 2	0.4
運輸業	100.0	34. 7	26. 0	33. 5	5.8
卸売・小売業	100.0	34. 7	33. 1	28. 3	4. 0
金融・保険業	100.0	57. 2	25. 2	16. 3	1.3
不動産業	100.0	36.6	30. 1	22. 5	10.8
飲食店,宿泊業	100.0	28. 9	34. 4	28. 9	7.8
医療, 福祉	100.0	29. 1	45. 7	23. 9	1.4
教育, 学習支援業	100.0	34. 9	42. 9	20. 8	1.4
複合サービス事業	100.0	64. 5	18. 2	15. 0	2. 3
サービス業	100.0	34. 4	28. 0	31. 7	5.9
【事業所規模】					
500人以上	100. 0	62. 2	27. 8	10. 1	_
	<100.0>	<64. 8>	<26. 6>	<8.6>	<0.1>
100~499人	100.0	56. 9	30. 2	12.0	0, 9
30~99人	<100.0>	<57. 6>	<29.0>	<12. 9>	<0.5>
30~99X 	100. 0 <100. 0>	47. 9 <48. 5>	31.0 <29.2>	18. 4 <20. 9>	2. 7 <1. 4>
5~29人	100.0	29. 4	31.3	33. 3	6.0
	<100.0>	<35. 5>	<29. 3>	<32. 8>	<2. 4>
30人以上(再掲)	100.0	49. 8	30. 8	17. 1	2.4
	<100. 0>	<50. 3>	<29. 1>	<19.3>	<1.3>
【労働組合の有無】					\&\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
有り	100.0	56. 3	26. 6	16. 2	0.9
	<100.0>	<64. 6>	<23. 2>	<11.9>	<0.2>
無し	100.0	27. 3	32. 3	34. 0	6. 5
不明	<100.0>	⟨31. 2⟩	<30. 8>	⟨35. 3⟩	<2.7>
<u> </u>	100.0	_	93. 5	6.5	-
有り	100. 0	56.3	29. 8	12.4	0.5
D /	<100.0>	56. 3 (58. 5)	29. 8 <30. 1>	13. 4 <11. 2>	0. 5 <0. 2>
無し	100.0	8.5	25. 4	51. 3	14.8
惠	<100.0>	<7.3>	<28. 1>	<59. 4>	<5. 2>

第7表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の 有無・内容別事業所割合

(%) 金銭の 毎月 所定内 所定内 金銭の 所定内 等の 支給あり 金銭の 総計 給与額の 日数限定 不 明 (M. A.) 支給あり 給与額の 給与額の 定額を 支給あり ・時余を 支給なし 20~60% その他 で有給と 計 (MA 支給 支給 未満 する 小計 を支給 を支給 小計 【総計】 100.0 14.2 78.9 6.9 (100.0)(76.0)(30.8)(27.2)(24. 3) (100, 0)(4.8)(18.0)(25.8)(100.0)(62.0)(40.2)【産業】 100.0 20.6 鉱業 77 7 1.7 (100.0)(91.2)(8.8)(100.0)(37.6)(12.7)(-)(29.0)(20.8) $(3 \ 4)$ (96.6)(100, 0)建設業 100.0 15. 2 76 6 8.2 (100.0)(78.8)(25.7)(100, 0)(34.2)(16.9)(5.5)(13.5)(29.8)(100.0)(45.8)(54.2)製造業 100.0 11 1 79 9 8 9 (100, 0)(68.0) (36.6)(100.0)(29.4)(19.7)(1.9)(24.8)(24.2)(100.0)(57.4)(47.1)電気・ガス・熱供給・水道業 28.0 100.0 72.0 (100, 0)(59.9)(100, 0)(36.3)(45.7)(-)(7.3)(10.6) (100.0)(100.0) (-)情報通信業 100.0 15, 5 81.5 3.0 (63, 9)(100, 0)(46.2)(5.9)(100, 0)(16.1) $(4 \ 3)$ (-)(73.7)(100.0)(53.4)(46.6) 運輸業 100.0 13.4 78.4 8.1 (80.4) (100.0) (100.0) (24.9)(24.0)(12.2)(34.4)(4.6)(100, 0)(88.6)(11.4)卸売・小売業 100.0 17.2 76.0 6.8 (100, 0)(78.6)(33.8)(100.0) (28.6) (25.5)(6, 3)(20.3) (19.3)(100, 0)(65.3)(34.7)金融・保険業 100.0 7.8 92. 2 (100, 0)(93.0)(13.5)(100.0)(38.6)(3.4)(18.1)(18.1)(21.7)(100.0)(71.8)(28.2)不動産業 100.0 13.1 75.9 11.0 (98. 2) (100, 0)(1.8)(16.2)(32.4)(100, 0)(16.2)(16.2)(19.0)(100.0)(100.0)(-)飲食店、宿泊業 100.0 12.6 78. 2 9. 2 (75.3)(24.7)(100.0)(100.0)(2.9)(41.7) (1.0) (31.1) (23. 4) (100. 0) (77. 3) (32. 6) 医療 福祉 100.0 14 4 82.4 3. 2 (100, 0)(62.8) (39.5)(100, 0)(42.4)(20.7)(-)(12.8)(24.1)(100.0)(74.4)(25.6)教育,学習支援業 100.0 13.5 80.9 5, 5 (100.0)(85.7) (14.8)(100.0)(15.1) $(39 \ 3)$ (6.7)(26.9)(12.1)(100.0)(24.8)(75.2)複合サービス事業 100.0 8 8 88.7 2.4 (100, 0)(66.8) (33 2)(100, 0)(38.6)(61.4)(-)(-)(-)(100.0)(38.9)(61, 1)サービス業 100.0 14 6 78.5 6.9 (100.0) (74.5)(31 3)(100, 0)(22, 2)(27.0)(2.2)(15.8) (33.9)(55. 5) (52. 1) (100, 0)【事業所規模】 100 0 20 0 500人以上 80.0 (100.0) (48. 9) (10.8)(9.6)(36, 0)(7.6)(100, 0)(36.7)(100.0)(85.1)(16.0)100~499人 100.0 11.5 87.6 1.0 (100.0)(65, 9)(47.0)(13.8)(18.7)(29.9)(11.4)(26.3)(74.8)(100.0)(100, 0)(25, 2)30~99人 100.0 10.9 85. 6 (100, 0)(64.3)(44 7)(100, 0)(23.0)(25.3)(11.9)(11.7)(28.2)(73.9)(28.9)(100, 0)5~29人 100.0 14 9 77.4 7 7 (77.9)(100.0)(28.5)(100.0)(28.0)(24.1)(3.9)(18.7)(25.5)(100.0) (58.9) (43.2)30人以上(再掲) 100.0 3 0 11 1 85 9 (100.0) (64. 2) (45. 7) (100, 0)(20.9)(26.4)(11 7)(13.1)(28.0)(100.0)(74, 5)(27, 7)【労働組合の有無】 100.0 79.7 1.7 (100, 0) $(73 \ 0)$ (46.8)(100.0) (31 6)(31.8)(6.4) (10.1)(20.6)(100.0)(79.6)(21.4)無し 100.0 13 1 78.7 8. 2  $(100 \ 0)$ (76.9)(25.6)(100.0) (26.0)(21.1)(4.4)(20.8)(27.7)(100.0) (51.1)(51.9)不明 100.0 93 5 6.5 (100.0)(100.0)(100.0)(100, 0)(-)(100.0)

第8表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、定期昇給制度の有無・育児休業取得期間 中の定期昇給の取扱い別事業所割合

(%) 休業期間中 の定期昇給 定期昇給 定期昇給の 定期昇給 総 計 復職後に 不 明 は行わずに 制度あり 制度がない 時期に 昇給する 復職後の定 昇給する 期昇給に持 ち越す 【総計】 100.0 57.7 35.5 6.8 (100.0) <66.3> <29.8> <3.9> (100.0)(24.5)(23.7) $(51 \ 9)$ (100.0) <25.3> <23.0> <51.8> 【産業】 鉱業 100.0 33.7 62.8 3,5 (100.0)(34.8)(19.0)(46.1)建設業 100.0 42.3 50.2 7.5 (100.0)(24.7)(21.0)(54.3)製造業 100.0 52.1 38.7 9.1 (100.0)(26.1)(20.6)(53.3)電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 88.7 11 3 (100.0)(16.4)(47.2)(36.4)情報通信業 100.0 66.4 31.9 1, 7 (100.0)(16.3)(22.3)(61, 4)運輸業 100.0 51.6 39.2 9.2 (100.0)(29.3)(23.1)(47.5)卸売・小売業 100.0 60.9 33.4 5.8 (100.0)(27.5)(24.7)(47.8)金融・保険業 100.0 84.0 16.0 0.0 (100.0)(19.5)(30.0)(50, 6)不動産業 100.0 58.6 32.6 88 (100, 0)(23, 4)(25.4)(51.2)飲食店,宿泊業 100.0 43.2 46.9 9.9 (100.0)(20.3)(23.5)(56.2)医療,福祉 100.0 78.2 17.0 4.9 (100.0)(22.7)(22.1)(55.3)教育,学習支援業 100.0 71.4 21.6 6.9 (100.0)(22.5)(20.1)(57.4)複合サービス事業 100.0 85.5 12.0 2.4 (100, 0)(25.0)(52.7)(22.4)サービス業 100.0 57.4 35, 4 7.2 (100.0)(21.0)(20, 6)(58.5)【事業所規模】 500人以上 100.0 83, 4 16 1 0.5 (100.0) (92, 6) (6.9) (0.5) (100.0)(40.4)(21.6)(38.0)(100.0) <44.1> <22.8> <33.0> 100~499人 100.0 81.3 17.7 1.0 (100.0) (86.4) (13.1) (0.5) (100.0)(31.2)(23.7)(45, 1)(100.0) (31.9) (26.5) (41.6) 30~99人 100 0 70.9 24.9 4 2 (100.0) (76.4) (20.8) (2.8) (100, 0)(22, 6)(23.8)(53.7)(100.0) (26.3) (22.6) (51.1) 5~29人 100.0 54.5 38.0 7.5 (100, 0) (63.9) (31.9) (4.2) (100.0)(24.4)(23.7)(52.0)(100.0) (24.7) (22.9) (52.4) 30人以上(再掲) 100.0 73.0 23.4 3.5 (100.0) (78.4) (19.2)  $\langle 2, 4 \rangle$ (100.0)(24.7)(23.7)(51, 6)(100.0) (27.7) (23.4) (49.0) 【育児休業制度の規定の有無】 有り 100.0 75.0 24.3 0.7 (100.0) (82.5) (16.9) (0.6) (100.0)(23.8)(24.5)(51.7)(100.0)(23.2) (23.3) (53.5) 無し 100.0 29.8 53.5 16.7 (100.0) (44.4) (47.2) (8.4) (100.0)(27.3)(20, 3)(52.5)(100.0) (30.6) (22.2) (47.3) 事業所総数=100.0%

第9表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、賞与制度の有無・賞与の算定の際の育児休業期間の 取扱い別事業所割合

(%) 休業期間も休業期間も 賞与の算定 出勤日又は 休まなかっ 一定程度出 たものとみ 勤したもの 賞与制度 その他の取 の際の休業 賞与の制度 総計 休業期間に 不 明 あり 期間の取扱 がない なして支給 する とみなして 支給する いは特に決 する めていない 【総計】 100.0 77.9 17 2 4 9 <100.0> <85.5> <10.8> <3.7> (100.0)(3.7)(2.5)(62.7)(7.0)(24.1)【産業】 鉱業 100.0 78.6 19 6 1.7 (100.0)(4.7)(-)(58.9)(5.0)(31.4)建設業 100.0 67.8 26.8 5.4 (100.0)(1, 2)(2.9)(54.7)(5.5)(35.7)製造業 100.0 76.3 17. 2 6.5 (100.0)(4.6)(1.9)(56.8)(5, 5)(31.1)電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 98.8 1.2 (100, 0)(0.5)(1.8)(85.6)(10.3)(1.7)情報通信業 100.0 85.6 13 6 0.8 (100, 0)(1.7)(0.5)(71.5)(7.6)(18.7)運輸業 100.0 75.0 19.2 5.8 (100.0)(4.6)(2.4)(56.0)(12.3)(24.7)卸売・小売業 100.0 79 1 16 5 4 4 (100, 0)(4.7)(2, 2)(63.8)(7.9) $(21 \ 4)$ 金融・保険業 100.0 97.6 2.4 (100.0)(2.6)(0.3)(89.2)(5.0)(2.9)不動産業 100.0 80 0 13.3 6.7 (100.0)(0.5)(6.0)(49.8) $(11 \ 5)$ (32 3)飲食店、宿泊業 100.0 67. 2 25.7 7.1 (100, 0)(3.9)(3.1)(62.8)(5.1)(25.1)医療、福祉 91.8 100.0 5.0 3.2 (100.0)(4.1)(4.8)(62.7)(8.2)(20.2)教育 学習支援業 100.0 84.6 5.5 (100.0)(2.3)(5.1)(61.6)(9, 9)(21.1)複合サービス事業 100.0 95.1 3 8 1.1 (100.0)(0.2)(2.4)(86.9)(4.4)(6.2)サービス業 100.0 75.9 18.6 5.5 (100.0)(3.9)(2.6)(62.5)(6.0)(25.0)【事業所規模】 500人以上 100.0 97.7 0.0 2.3 <100.0> <99.5> <0.2> <0.3> (100.0)(0.8)(1, 7)(86.5)(10.0)(1.2)100~499人 100.0 95.3 4.0 0.7 <100.0> <98.3> <1.3> <0.4> (100.0)(2.1)(2.0)(82.9)(7.9)(5.1)30~99人 100.0 88.5 8.8 2.7 <100.0> <91.4> <6. 6> <1.9> (100.0)(4.5)(2.6)(72.4)(7.0)(13.5)5~29人 100.0 75.3 19. 2 5.5 <100.0> <84 O> <11.9> <4.1> (100.0)(3.6)(2.5)(7.0)(27.1)(59.7)30人以上(再掲) 100.0 89.9 7.8 2.3 <92.7> <100.0> <5. 6> <1.7> (100.0)(4.0)(2.5)(74.7)(7.2)(11, 6)【育児休業制度の規定の有無】 有り 100.0 91.6 8.0 0.4 <100.0> <96.7> <3.1> <0.2> (100.0)(3.3)(2.4)(74.8)(7.8)(11.7)無し 100.0 55.8 32.1 12.1 <100.0> <70.2> (21.4) **<8 4>** (100.0)(4.8)(2.8) (30.9)(4.8)(56.7)

第10表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、退職金制度の有無・退職金の算定の際の育児休業期間の取扱 い別事業所割合

		T .				<del></del>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(%)
	総計	退職金制度あり	休業期間も 勤続年数に 算入する	休業期間も 一勤と 動と 動 を 動 を も し か の て し り の て し り り の の の の に り り り り り り り り り り り り り	勤続年数に 全く算入し ない	その他の取 扱いを決め ている	退職金の算定の係業期間の取扱いは特に決めていない	退職金制度がない	不明
[総計]	100. 0 (100. 0)	76. 0 <81. 9> (100. 0)	(29. 3)	(5. 5)	(36. 7)	(4. 6)	(23. 9)	19. 2 <14. 6>	4. 7 <3. 5>
【産業】 鉱業	100.0	77. 1					(20.0)	21. 1	1. 7
建設業	100.0	(100. 0)	(39. 5)	(7. 2)	(24. 6)	(0. 4)	(28. 2)	22. 9	5. 4
製造業	100. 0	(100. 0) 74. 6 (100. 0)	(27. 2)	(4. 2)	(25. 7)	(2. 1)	(40. 9)	19. 2	6. 2
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	100.0	(20. 5)	(5. 7)	(30. 9)	(3. 9)	(27. 2)	-	_
情報通信業	100. 0	80. 2 (100. 0)	(33. 4)	(6. 2)	(38. 0)	(9.0)	(13. 3)	19. 0	0. 8
運輸業	100.0	72. 3 (100. 0)	(31. 5)	(9. 0)	(31. 7)	(7. 2)	(20. 6)	21. 9	5. 8
即売・小売業	100.0	79. 0 (100. 0)	(27. 7)	(4. 2)	(42. 6)	(2. 6)	(22. 8)	17. 0	4. 0
金融・保険業      不動産業	100.0	100. 0 (100. 0)	(21. 0)	(2. 3)	(64. 4)	(9. 8)	(2. 5)	0.0	_
小助连来    飲食店,宿泊業	100. 0	74. 3 (100. 0) 55. 5	(20. 1)	(10. 1)	(37. 3)	(11.6)	(20. 9)	19. 2	6. 5
医療.福祉	100.0	(100. 0) 88. 8	(41. 2)	(2. 8)	(25. 7)	(8. 4)	(22. 0)	38. 5 9. 1	6. 1
教育, 学習支援業	100. 0	(100. 0) 85. 3	(34. 4)	(11. 4)	(28. 7)	(4. 6)	(20. 9)	9. 1	2. 1 5. 5
複合サービス事業	100. 0	(100. 0) 97. 4	(25. 6)	(13. 1)	(24. 7)	(10. 6)	(25. 8)	1. 3	1. 3
サービス業	100.0	(100. 0) 69. 2	(16.0)	(3. 0)	(64. 0)	(10. 9)	(6. 0)	24. 9	5. 9
【事業所規模】 500人以上	100. 0	(100. 0)	(30. 6)	(4. 9)	(36. 4)	(3. 9)	(24. 2)		
30000	<100.0>	96. 8 <99. 0> (100. 0)	(27. 7)	(8. 7)	(54. 0)	(8. 8)	(0. 8)	3. 1 <0. 8>	0. 0 <0. 2>
100~499人	100. 0 <100. 0>	93. 5 <97. 2> (100. 0)	(33. 2)	(6. 7)	(51. 5)	(4. 7)	(4. 0)	5. 8 <2. 3>	0. 7 <0. 4>
30~99人	100. 0 <100. 0>	87. 9 <90. 5> (100. 0)	(32. 3)	(7. 2)	(43. 5)	(5. 0)	(12. 0)	9. 5 <7. 1>	2. 6 <2. 4>
5~29人	100. 0 <100. 0>	73. 3 <79. 9> (100. 0)	(28. 5)	(5. 1)	(34. 5)	(4. 5)	(27. 4)	21. 4 <16. 2>	5. 3 <3. 8>
30人以上(再掲)	100. 0 <100. 0>	89. 1 <91. 8> (100. 0)	(32. 4)	(7. 1)	(45. 3)	(5. 0)	(10. 2)	8. 7 <6. 2>	2. 2 <2. 0>
【育児休業制度の規定の有無】 有り	100. 0 <100. 0>	89. 9 <94. 0> (100. 0)	(32. 4)	(6. 0)	(48. 1)	(5. 1)	(8. 5)	9. 7 <5. 7>	0. <b>4</b> <0. <b>3</b> >
無し 事業所総数=100.0%	100. 0 <100. 0>	58. 7 <65. <b>4</b> > (100. 0)	(23. 4)	(4. 6)	(14. 8)	(3. 7)	(53. 5)	31. 1 <26. 7>	10. 2 <7. 9>

第11表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、育児休業復職後の職場・職種の取扱 い別事業所割合

		•	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(%)
	総計	原則として原職 又は原職相当職 に復帰する	本人の希望を考 慮し会社が決定 する	会社の人事管理 等の都合により 決定する	不明
【総計】					
	100. 0	66. 6	15. 4	11.1	6. 9
	<100.0>	<71.3>	<15. 1>	<9.7>	<3.9>
【産業】					
鉱業	100.0	73. 5	12. 5	12. 2	1.7
建設業	100.0	56. 4	15. 9	20. 2	7. 5
製造業	100.0	64. 1	16. 4	9.5	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92. 3	4. 6	3.1	
  情報通信業	100.0	67.2	25. 7	5.8	1. 3
運輸業	100.0	61.8	17. 8	12. 5	7. 9
卸売・小売業	100.0	66. 5	16.1	11.3	6. 1
金融・保険業	100. 0	91.6	5. 5	2.8	
不動産業	100.0	64. 7	15. 3	11.4	8. 6
飲食店,宿泊業	100.0	60.0	23, 3	8.9	7. 8
医療,福祉	100. 0	81. 1	10. 7	2.8	5. 4
教育,学習支援業	100. 0	75. 3	9. 2	8.6	6. 9
複合サービス事業	100.0	78.3	6.0	11.0	4. 7
サービス業	100. 0	67.3	14.1	11.1	7. 6
【事業所規模】					
500人以上	100.0	87. 6	8. 3	4.0	0.0
	<100.0>	<87. 6>	<6. 1>	<6.3>	<->
100~499人	100. 0	86. 2	7. 8	5. 1	0. 9
	<100.0>	<86. 6>	<7. 3>	<b>&lt;5.7&gt;</b>	<0.4>
30~99人	100.0	79. 8	11. 2	5.6	3. 4
	<100.0>	<78. 0>	<12. 4>	<7.4>	<2. 2> '
5~29人	100.0	63. 6	16.4	12. 2	7. 7
	<100.0>	<69. 6>	<15. 8>	<10.3>	<4. 3>
30人以上(再掲)	100.0	81. 1	10.5	5. 5	2. 9
	<100.0>	<79.6>	<11.5>	⟨7.1⟩	<1.9>
【育児休業制度の規定の有無】					
有り	100. 0	85. 9	8. 7	5. 0	0. 4
	<100.0>	<84. 1>	<9.9>	<5. 8>	<0.3>
無し	100.0	44. 9	19.5	16. 5	19. 1
	<100.0>	<53. 8>	<22. 2>	<15. 2>	<8. <b>9</b> >

事業所総数=100.0%

第12表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、育児休業取得者に対する職業能力の維持、 向上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合

	<u> </u>	T				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(%)
	総計	講じている (M. A)	休業中の情報提供(社内報、職場・仕事に関する情報)	職場復帰の ための講習	その他	講じていない	不明
【総計】	-	<u> </u>				<u> </u>	
	100.0	24. 9 <31. 6> (100. 0) <100. 0>	(69. 7) <68. 0>	(28. 5) <25. 5>	(12. 8) <15. 6>	69. 7 <65. 2>	5. 4 <3. 3>
【產業】			100.07	(20.0)	10.02	<del>                                     </del>	
鉱業 	100.0	22. 8 (100. 0)	(75.0)	(47.0)	(4.0.0)	75. 5	1.7
建設業	100.0	15. 9	(75. 2)	(17. 8)	(16. 2)	76.6	7. 5
製造業	100.0	(100.0)	(64. 8)	(24. 6)	(16. 4)	70.0	7, 0
表记未	100.0	18.1	(69.8)	(OE C)	(15.0)	74. 2	7.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72. 5	(09.6)	(25. 6)	(15. 2)	27.5	-
<b>核却等后要</b>	100.0	(100.0)	(91.4)	(10.8)	(6. 3)		
情報通信業 	100.0	42. 3 (100. 0)	(94.2)	(04.6)	(10.0)	57. 1	0. 6
運輸業	100.0	22. 4	(84. 2)	(24. 6)	(10. 3)	72.5	5, 1
ten de la de de		(100.0)	(67. 9)	(38. 0)	(5, 9)	72.0	J. 1
卸売・小売業	100. 0	25. 2 (100. 0)	(75.0)	(00 F)	(40.4)	70.3	4. 5
金融・保険業	100.0	52.9	(75.0)	(23. 5)	(10. 4)	47. 1	
751 7 10		(100. 0)	(69. 3)	(35. 2)	(15, 7)	77.1	_
∤不動産業 	100.0	24. 4 (100, 0)	(64.0)	(47.0)		65.0	10.6
飲食店,宿泊業	100.0	26. 0	(64. 8)	(17. 9)	(18. 0)	67. 9	6. 0
		(100.0)	(57. 0)	(30. 4)	(23.5)	07.9	0.0
医療,福祉 	100.0	27.8	(70.0)	(0.7.0)		68. 9	3. 2
教育, 学習支援業	100.0	(100. 0) 28. 1	(72. 0)	(37. 2)	(12. 0)	67.7	4.1
		(100.0)	(89. 2)	(14. 5)	(8.3)	07.7	4. 1
複合サービス事業 	100.0	46. 7	(44.5)	(50.4)		51.0	2. 3
サービス業	100.0	(100.0) 24.6	(44. 5)	(56. 1)	(13. 7)	69. 2	6. 1
/ 亩 ± 5C+B+± 1		(100.0)	(65, 5)	(29. 3)	(10. 9)	09.2	0. 1
【事業所規模】 500人以上	100. 0 <100. 0>	61. 1 <65. 3> (100. 0)	(91. 1)	(18, 9)	(7. 1)	38. 9 <34. 7>	0.0 <->
100~499人	100.0	<100.0>	<92. 6>	<18.0>	<6. 7>		
.00-409/	100.0 <100.0>	46. 7 <48. 9>				52. 6 <50. 7>	0. 8 <0. 5>
		(100. 0)	(81.0)	(24. 3)	(10.6)	\\ \( \)	\v. 3/
30~99人	100.0	<100. 0> 32. 0	<79.4>	<26. 6>	<10. 1>	64. 7	3. 3
	(100.0)	<34. 9>	(7.4.5)	(00 =:		<62. 8>	3. 3 <2. 3>
		(100, 0) <100, 0>	(74. 6) <72. 4>	(29. 3) <25. 6>	(11. 4) <12. 2>	[	
5~29人	100.0	22. 7		120.0/	114.47	71.3	6.0
	(100.0)	<30. 3> (100. 0)	(67. 5)	(28. 7)	(13. 3)	<66. 2>	<3.5>
30人以上(再掲)	100.0	<100.0>	<66. 4>	(25. 5)	(16. 6)		
- マハダエ(丹洵)	100.0 〈100.0〉	35. 2 <37. 8>				62. 0 <60. 3>	2. 8 <1. 9>
	,	(100.0)	(76. 6)	(27. 8)	(11. 1)	\00, 3/	\1. 92
【育児休業制度の規定の有無】		<100.0>	<74. 4>	<25. 6>	<11.6>		
有り	100.0	35. 7				63. 8	0. 5
	<100.0>	<46. 4> (100. 0)	(71.5)	(29, 6)	(10, 5)	<53. <b>4</b> >	<0.2>
無し	100.0	<100.0>	<69. 9>	(27. 6)	<12. 4>		
<del>™</del> ∪	100, 0 <100, 0>	7. 4 <9. 8>	İ			79. 2	13.4
		(100.0)	(56. 1)	(19. 4)	(30. 2)	<82. 4>	<7.7>
事業所総数=100.0%		<100.0>	<54. <b>4</b> >	<10.9>	⟨37. 7⟩		

第13表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女・出産者の有無・育児休業取得者の 有無別事業所割合

					出産者(配	偶者が出産	した男性を含	む) ありの	事業所(M. A)					(%)
	総計		育児休集取 得者ありの 事業所	育児休業取 得者なしの 事業所	不明	女性出産者 ありの事業 所	育児休業取	育児休業取 得者なしの 事業所	不明	配偶者が出 産した男性 ありの事業 所	育児休業取 得者ありの 事業所	育児休業取 得者なしの 事業所	出産者なし の事業所	不明
総計]	100.0	23. 3	7 4 1/1					7.00			1 33.7		76. 2 <70. 9>	0. 4 <0. 7>
	(100.0)	(100, 0) <100, 0> [100, 0] <100, 0>	[28.4] <26.0>	[71.6] _(72.5)	[0.0] <1.5>	(37. 6) <35. 4> [100. 0) <100. 0>	[74.8] <71.2>	(25, 2) (28, 8)	(0.0) <->	(77. 1) <80. 4> (100. 0) <100. 0>	[0.5] (1.1)	(99.5) <98.7>		
うち、有期契約労働者		2.1 (100.0) (100.0)	(35. 2)	[64.8]	(0.0)	(62. 5) [100. 0]	(54. 6)	(45. 4)	[-]	(46. 6) (100. 0)	(0, 2)	(99.8)	97. 4	0.5
産業】 業	100. 0	21. 0 (100, 0)	(39. 2)	(04.0)	0.0	(26. 9)	(34.0)	[43.4]		(83.4)		(33.0)	78. 9	0. 1
設業	100.0	[100, 0) [100, 0] 21 3 (100, 0)	[17. 6]	(82. 4)	(-)	[100 0] (30. 1)	[65, 5]	[34, 5]	(-)	(100.0)	[-]	(100.0)	78. 5	0. 2
造業	100.0	[100.0] [100.0] 28.4 (100.0)	[8. 4]	[91, 6]	(-)	[100.0] (37.6)	(27.9)	[72 1]	(-)	(100.0) (84.5)	[0.0]	[100.0]	71.4	0. 2
気・ガス・熱供給・水道業	100.0	[100.0] 49.3	[30.3]	(69. 7)	(0.0)	(100.0)	[79.5]	[20, 5]	(-)	(78. 6)	[0.7]	(99.3)	47, 1	3. 6
報通信業	100.0	(100, 0) [100, 0] 36, 0	[38. 9]	(61.1)	(-)	[100.0]	[88.1]	[11.6]	(0.3)	[100.0]	(3.7)	[96, 3]	63.5	0. 5
輸業	100, 0	(100.0) (100.0) 25.7	(26.9)	[73.1]	[-]	(27 8) [100. 0]	[96, 7]	[3 3]	(-)	(88, 5) [100, 0]	(0.2)	[99.8]	73. 1	1. 2
1売・小売業	100.0	(100, 0) [100, 0] 21, 5	[15.0]	(85 0)	[-]	(23 7) [100 0]	[62. 2]	[37. 8]	(-)	(86.7)	(0, 3)	(99.7)	77. 8	0.7
<b>企融・保険業</b>	100.0	(100. 0) (100. 0) 22. 8	(22.7)	(77.3)	(-)	(26. 7) (100. 0)	[84, 9]	(15. 1)	[-]	(84. 4) [100. 0]	[0.0)	[100.0]	75, 8	1. 3
下動産業	100.0	(100. 0) (100. 0) 25. 6	[34, 8]	[65.2]	(-)	(41, 7) (100, 0)	(83.4)	(16.6)	(-)	(75, 1) [100, 0]	[-]	[100.0]	74.4	0.0
<b>炊食店</b> ,宿泊業	100.0	(100.0) [100.0] 10.2	(29. 2)	(70.8)	[-]	(29. 6) (100. 0)	[71 2]	[28. 8]	[-]	(81. 6) (100. 0)	(10.9)	(89.1)	89. 7	0. 1
医療 福祉	100.0	(100, 0) [100, 0] 37, 1	(8.7)	[91.3]	[-]	(13.5) [100.0]	[63, 5]	(36.5)	(-)	(94 0) (100, 0)	(0.1)	[99.9]	62. 9	_
效育 学習支援業	1:30.0	(100.0) [100.0] 24.6	[69. 4]	[30.6]	[-]	(90, 0) [100, 0]	[77. 0]	[23. 0]	[-]	(31.0) [100.0]	(-)	(100.0)	75. 4	0. 1
[合サービス事業	130.0	(100.0) [100.0] 24.4	(52. 4)	[47. 6]	[-]	(63, 6) (100, 0)	[82, 3]	(17. 7)	[-]	(63, 6) [100, 0]	(1.9)	(98.1)	74. 1	1.5
ナービス業	130.0	(100, 0) (100, 0) 19, 7	(48.3)	(51.7)	(-)	(55, 3) [100, 0]	(87.4)	[12.6]	[-]	(69. 2) [100. 0]	[-]	[100.0]	80. 0	0.3
【事業所規模】		(100.0) [100.0]	[28.0]	[72.0]	[-]	(34. 7) (100. 0)	[79.6]	(20, 4)	[-]	(77.4)	(0.7)	[99.3]		
500人以上	100.0 <100.0>	92. 1 <92. 8> (100, 0)				(90.7)				(81, 8)	i.		4. 1 <4. 4>	3. 8 (2. 9)
		(100, 0) (100, 0) (100, 0)		(11.8) <17.0>	[0.2] (0.3>	<85. 9> [100. 0] <100. 0>	[96.8] <95.8>	[3, 2] <4, 2>	[0, 1]	(86. 4) [100. 0] (100, 0)	[3, 3] (2, 6)	(96. 7) <97. 4>		ļ
100~499人	100. 0 <100. 0>	76. 2 <77. 8> (100. 0)	(02.77		10.0	(61. 0)		11.2		(83. 6)			22. 3 <21. 0>	1. 6 <1. 2:
		<100.07 (100.0) (100.0)	(51.9)	[48, 1] <49, 2>	(-) (0.6)	(57. 7) (100. 0) (100. 0)	[84. 5] <86. 2>	(15. 5) <13. 8>	[-]	(83, 6) (100, 0) (100, 0)	(0.8)	(99.2) <99.6>		
30~99人	100. 0 <100. 0>	46. 6 (47. 9)		(49, 2)	\( 0 0 \)	(37. 2)	(80.27	(13. 8)		(80.0)	(0.4)	(55.0)	52. 3 <51. 7>	1. 0
		(100, 0) <100, 0> [100, 0]	(30.4)	[69. 6]	[-]	<39, 7> [100, 0]	(81. 8)	[18. 2]	[-]	<77.8> [100.0]	(0.3)	[99.7] <99.9>		
5~29人	100, 0 <100, 0>	<100. 0> 17. 2 <23. 3>	<30. 3>	<68. 6>	(1.1)	(100. 0)	<76. 4>	<23. 6>	(-)	<100.0>	<0 0>	(99, 9)	82. 5 <76. 0>	0.3
		(100. 0) <100. 0> [100. 0]	[22.4]	[77.6]	(-)	(32. 9) (30. 7) (100. 0)	(67.1)	[32. 9]	[-]	(67, 1) <80, 8> (100, 0)	(0.5)	(99.5)		
30人以上(再掲)	100.0	<100. 0> 52. 8 <53. 7>		<77. 1>	(1.8)	(100, 0)	<64. B>	⟨35, 2⟩	<->	<100.0>	<1.5>	<98. 2>	46. 0 <45. 7>	1. 2 <0. 6
		(100, 0) (100, 0) [100, 0]	(37. 7)	[62.3]	[0.0]	(45. 0) <45. 4> [100. 0]	[83.5]	(16.5)	[0.0]	(81. 0) <79, 5> [100. 0]	(0.5)	(99. 5)		
【労働組合の有無】 有り	100.0	<100.0> 33.1	<36.6>	(62, 4>	⟨0.9⟩	(100, 0)	(80.4>	<19. 6>	<->	<100, 0>	⟨0, 2⟩	(99, 8>	65. 4	1.5
	<100.0>	<45.7> (100.0) <100.0>	.			(40, 7) (36, 3)				(81.7) <83.7>			<52. 9>	<1. 3:
無し	100.0	(100.0) <100.0> 20.9		(66, 9) <68, 8>	(0, 0)	[100, 0] <100, 0>	[81. 0] <79. 2>	(19. 0) <20. 8>	(0.0)	[100. 0] <100. 0>	(0.5)	(99. 5) (98. 9)	78. 9	0, 2
	<100.0>	<24. 1> (100. 0) <100. 0>	·			(36. 1) <35. 1>				(75. 7) <78. 7>			(75. 4>	<0.5
不明	100.0	(100.0) (100.0) 93.5	[26.7]	[73. 3] <74. 1>	(1.4)	(100. 0) (100. 0)		[26. 8] <32. 7>	(-)	[100, 0] <100, 0>	[0.5] <1.0>	[99, 5] <98, 6>	_	6.5
【 育児休業制度の規定の有無】		(100, 0) (100, 0)		[100.0]	[-]	(100, 0) [100, 0]	(-)	[100.0]	(-)	(-) [100.0]	[-]	(-)	ļ	
[日元体系制度の規定の特別]   	100. 0 <100. 0>	30. 8 <37. 6> (100. 0)				(39, 8)				(77. 4)			68. 6 (61. 8>	0. 6 (0. 7
		<100.0> (100.0) (100.0)	(32.1)	[67. 9] <69. 1>	[0, 0]	(36, 9) [100, 0] (100, 0)		[20. 0] (22. 1)	(0.0) <->	(80, 1) (100, 0) (100, 0)	[0, 5]	[99.5] <98.7>		
<b>無</b> し	100.0 <100.0>	11, 3 <16, 0>		109.17	11. 42	(28. 1)	\$11.92	22. 17	\	(75. 8)	1.02	33.77	88. 4 <83. 3>	0. 2 <0. 7
		(100.0) (100.0) [100.0]	>	(87.9)	[-]	(30, 5) (100, 0]	(43, 3)	(56. 7)	[-]	(81. 1> (100. 0)	[0.4]	[99. 6]		

第14表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別 常用労働者に占める出産者割合

(%) 常用 女性常用 男性常用 出産者又は 労働者 労働者 労働者 配偶者が出 配偶者が出 出産者 計 計 計 産した者 産した者 【総計】 100.0 2.1 100.0 100.0 1.5 2.5 <100.0> <1.7> 【産業】 鉱業 100.0 2. 1 100.0 2.3 100.0 2.0 建設業 100.0 2.4 100.0 2.8 100.0 2.4 製造業 100.0 2.4 100.0 1.7 100.0 2.7 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 3. 2 100.0 4.4 100.0 3.1 情報通信業 100.0 3.1 100.0 2.2 100.0 3.3 運輸業 100.0 2.2 100.0 2. 1 100.0 2. 2 卸売・小売業 100.0 2.1 100.0 0.9 100.0 3. 1 金融・保険業 100.0 2. 2 100.0 1.3 100.0 2.8 不動産業 100.0 2.8 100.0 1.8 100.0 3.3 飲食店, 宿泊業 100.0 0.8 100.0 0.2 100.0 1.4 医療. 福祉 100.0 2.6 100.0 2.5 100.0 2.9 教育,学習支援業 100.0 1.7 100.0 1.6 100.0 1.8 複合サービス事業 100.0 2.4 100.0 2.5 100.0 2.3 サービス業 100.0 1.5 100.0 0.9 100.0 1.9 【事業所規模】 500人以上 100.0 2.4 100.0 2. 1 100.0 2.5 <100.0> <2.3> 100~499人 100.0 2.4 100.0 1.7 100.0 2.8 <100.0> <1.7> 30~99人 100.0 2.1 100.0 1.2 100.0 2.7 <100.0> <1.4> 5~29人 100.0 2.0 100.0 1.4 100.0 2.3 <100.0> <1.8> 30人以上 (再掲) 100.0 2.3 100.0 1.5 100.0 2.7 <100.0> <1.6> 【労働組合の有無】 有り 100.0 2.6 100.0 1.8 100.0 3.0 <100.0> <2.4> 無し 100.0 1.9 100.0 1.3 100.0 2.2 <100.0> <1.4> 不明 100.0 21.1 100.0 93.5 100.0 【育児休業制度の規定の有無】 有り 100.0 2.4 100.0 100.0 1.6 2.8 <100.0> <1.9> 無し 100.0 1.2 100.0 1.0 100.0 1.3 <100.0> <1.2>

第15表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別育児休業取得者割合

出産した女性労 配偶者が出産し 音児休業 働者に占める育 た男性労働者に 児休業取得者の 占める育児休業 取得者 女 性 男 性 取得者の割合 割合 【総計】 100.0 98.0 2.0 72.3 0.50 《100.0》 《96.1》 99.8 《70.6》 51.5 (3.9) うち、有期契約労働者 100.0 0.10 【産業】 100.0 鉱業 100.0 66.4 《100.0》 《100.0》 <-> **《5.4》** 建設業 100.0 99.9 0. 1 27.9 0.00 《100.0》 《100.0》 ⟨ − ⟩
 3.5 《87.7》 《一》 0.72 製造業 100.0 80 1 96 5 《100.0》 《96.0》 **《4.0》** 《79.2》 «0.70» 食料品・飲料・たばこ・飼料 100.0 99. 1 0. 9 80.6 0. 20 繊維・衣服・その他の繊維製品 木材・木製品・家具・装備品 パルプ・紙・紙加工品 99. 4 72. 4 0.6 27.6 78.0 87.6 100.0 0.37 100 0 4 39 100.0 100.0 90.8 印刷・同関連業 100.0 100.0 59.3 化学工業・石油製品・石炭製品 コム製品・なめし革・同製品・毛皮 窯業・土石製品 100 0 99 4 0.6 83.4 0.15 72. 2 100.0 97.3 0.41 2.7 100.0 100.0 85.5 無素 エロ製品 鉄鋼業・非鉄金属 金属製品 100.0 100.0 89.9 100.0 100 0 58 9 0.1 0 02 一般機械器具 100.0 99 9 87.0 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス 100 0 99 8 0.2 82 1 0.05 輸送用機械器具 0.4 83.6 100.0 99.6 0.06 精密機械器具 その他(プラスチック製品、その他) 100.0 52. 2 47.8 75.9 15.66 100.0 99.1 0.9 78.2 0.14 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 96 1 3.9 86.6 0.57 《99.8》 《0. 2》 0. 7 《87. 2》 **(0.03)** 《100 O》 情報通信業 100. 0 99. 3 88. 9 0.13 《100.0》 《99.8》 <0.2» 《90.9》 《0.05》 運輸業 1.0 《17.2》 100.0 99.0 65.7 0.10 **《54.9》** 《100 O》 《82.8》 《1.04》 卸売·小売業 100.0 99. 9 76. 3 0.01 0. 1 **《41.3》** 《99.1》 **(0.9)** 《0.08》 《100.0》 卸売業 100.0 99 9 0.1 69 5 0.01 小売業 100 0 99 9 0.1 82 8 0.01 金融·保険業 100.0 100.0 84. 1 《100.0》 《100.0》 <->> 《84.8》 不動産業 100.0 46. 9 53.1 51.1 17.21 《100 O》 《100 0》 **《一》** 0. 7 《69 4》 « - » 飲食店、宿泊業 100.0 99.3 61.9 0.06 《100.0》 《77.0》 《23.0》 《93.5》 **《1.06》** 100.0 97.6 2.4 40.6 0.10 飲食店 宿泊業 100 0 100.0 77.8 医療 福祉 100.0 100.0 70.8 《0.61》 《100.0》 《99.6》 **(0.4)** 《86.7》 教育、学習支援業 100.0 98.5 78.9 0.95 《99.6》 《100.0》 <0.4» 《88.3》 《0.13》 複合サービス事業 100 0 100 0 86.6 《100.0》 《100.0》 《83.9》 <--> ( - ) サービス業 100.0 2.5 68.6 0.56 《100.0》 (89 9) **《10.1》** 《62.8》 《1.49》 専門サービス業 0.20 100 0 98 9 1.1 61.1 学術・開発研究機関 洗濯・理容・美容・浴場業 100.0 99.3 77.7 0.16 0.7 100.0 100.0 66.6 その他の生活関連サービス業 100.0 100.0 96.8 0.24 娯楽業 100.0 99 0 1.0 57 4 廃棄物処理業 100.0 100.0 43 8 91.8 100 0 100 0 自動車整備業 機械等修理業 100.0 32. 2 76.9 7.42 67.8 物品賃貸業 100.0 100.0 92.7 広告業 100 0 100 0 54 6 その他の事業サービス業 65. 9 100.0 100.0 0.73 政治・経済・文化団体 100.0 98.3 1.7 61.2 100.0 3.4 76.4 0.24 96.6 宗教 その他のサービス業 100.0 100.0 54 8 【事業所規模】 87.3 100.0 99.6 0.4 0.13 500人以上 《100.0》 《99.6》 **《**0.4》 《83.2》 《0.11》 0.14 100~499人 100.0 99.5 0.5 79.0 《83.0》 《0.37》 《100 O》 《98 7》 **《1.3》** 30~99人 100.0 96.4 3.6 76.9 0.84 《100.0》 《96.4》 《3.6》 《69.5》 《0.59》 5~29人 100.0 97 0 3.0 58.5 0.66 《92.8》 **(0 66)** 《100.0》 **《7.2》** 《60 2》 30人以上(再掲) 0.41 100.0 98 5 1.5 80 2 《1.9》 《78.0》 «0.43» 《100.0》 《98.1》 【労働組合の有無】 100.0 99 4 81 2 0.13 労働組合あり 0.6 《100 O》 《97 4》 <2.6>> 《64 8》 **(0 30)** 67 4 0.86 労働組合なし 100.0 96 9 3.1 《100.0》 《95.2》 **《4.8》** 《75.5》 <0.84>> 【育児休業制度の規定の有無】 100.0 98.8 0.32 有り 100.0

<sup>(</sup>注) 全事業所において、H16.4.1~H17.3.31までの1年間に出産した者(男性の場合は配偶者が出産した者。)に占める、H17.10.1までの間に育児休業を 開始した者の割合である。

<sup>(</sup>注) ≪ ≫ は、平成16年度調査の数値である。

第16表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別育児休業終了後の復職者割合 (H16.4.1~17.3.31)

(%) 育児休業 女性の育児 男性の育児 取得者 復職者 退職者 休業取得者 休業取得者 復職者 退職者 復職者 退職者 【総計】 100.0 98.8 <100.0> <99.1> <0.9> (100.0)(89.0)(11.0)(100, 0)(89.0)(100.0)(11, 0)(94.9) (5.1)<100.0> <88 8> (11.2) <100.0> <88.7> <100.0> <100.0> 【産業】 鉱業 100.0 100.0 (100, 0)(52.9)(47.1)(100, 0)(52.9)(47.1)(100.0)(-)(-)建設業 100 0 100.0 (100, 0)(77.4)(22.6)(100.0)(77.4)(22.6)(100.0)(--) (-)製造業 100.0 98 7 1.3 (100.0)  $(91 \ 1)$ (8.9)(100.0)(91.2)(8.8)(100.0)(80.4)(19.6)電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 95.6 4 4 (100, 0)(98.5)(1.5)(100.0)(98.4)(1.6)(100.0)(100.0)(-)情報通信業 100.0 99.3 0.7 (100.0)(90.8)(9.2)(100, 0)(90.9)(9.1) (100.0)(71.4)(28.6)運輸業 100.0 98.7 1.3 (100.0)(93.5)(6.5)(100, 0)(93.4)(6.6)(100.0)(100, 0)(-)卸売・小売業 100 0 100.0 0.0 (100.0) $(94 \ 0)$ (6.0)(100, 0)(94.0)(6.0)(100.0)(100.0)(-)金融・保険業 100,0 100.0 (100.0) (87.4)(12.6)(100, 0)(87.4)(12, 6)(100.0)(--) (-)不動産業 100.0 100.0 (100.0)(65.6) $(34 \ 4)$ (100.0)(65, 6)(34.4)(100, 0)(-)(-)飲食店, 宿泊業 100.0 70.2 29.8 (100.0)(96.1)(3.9)(100, 0)(94.5) $(5 \ 5)$ (100, 0)(100.0)(-)医療, 福祉 100.0 100 0 0.0 (100, 0)(86.6)(13.4)(100.0)(86.6) $(13 \ 4)$ (100 0)(100 0)(-)教育,学習支援業 100.0 98.3 1.7 (100, 0)(95.3)(4.7)(100, 0)(95.3)(4, 7)(100.0)(100, 0)(-)複合サービス事業 100.0 100.0 (100.0)(95.7)(4.3)(100.0)(100.0)(95.7)(4.3)(-)サービス業 100.0 99 4 0.6 (100, 0)(83.0)(17.0)(100.0)(82.9)(17.1)(100.0)(100, 0) (-)【事業所規模】 500人以上 100.0 99.7 0.3 <100.0> <99.7> <0.3> (100.0)(92.6)(7.4) (100.0)(92.7)(7.3)(100, 0)(87.1)(12.9)<100.0> <92.5> <7.5> <100.0> <92.5> <7.5> <100.0> <100.0> 100~499人 100.0 99.7 0.3 <100.0> (99.6) <0.4> (100.0)(91.2)(8.8)(100, 0)(91 2)(8.8)(100.0)(100, 0)<100.0> <90.6> <9.4> <100.0> <90.5> <9.5> <100.0> <100.0> 30~991 100.0 99.2 0.8 <100.0> <99.9> <0.1> (100.0)(85.5)(14.5)(100.0)(85.4)(14.6)(100, 0)(100.0)<100.0> <88.9> (11, 1) <100, 0> <88, 9> (11.1) <100 0> <100.0> 5~29人 100.0 97.4 2.6 <100.0> <98.0> <2.0> (100.0)(87.8)(12.2)(100.0)(87.7)(12.3)(100, 0)(94.0)(6.0)<100.0> <86.1> <13.9> <100.0> <85 R> <14.2> <100.0> <100.05 <-> 30人以上 (再掲) 100.0 99.5 0.5 <100, 0> <99.7> <0.3> (100.0)(89.7)(10 3)(100.0)(89.7)(10.3)(100.0)(97.6)(24)<100.0> <90.4> (9.6) <100.0> <90.4> (9.6) <100.0> <100.0> 【労働組合の有無】 有り 100.0 99.5 0.5 <100.0> <98.9> <1, 1> (100.0)(92, 7)(7.3)(100.0)(92.7)(7.3)(100.0)(98, 3)(1.7)<100.0> <92.8> (7. 2) <100.0> <92.7> <7.3> <100.0> <100.0> 無し 100.0 98. 2 1.8 <100.0> <99.2> < 0 8> (100.0)(86.1)(13.9)(100.0)(86.0)(14.0)(100, 0)(94.2)(5, 8)<100.0> <84.9> <15. 1> <100.0> <84.8> <15.2> <100.0> <100.0> 【育児休業制度の規定の有無】 有り 100.0 98.8 1 2 <100.0> <99.0> <1.0> (100.0)(88.5) (11, 5)(100.0)(88.4)(11.6)(100, 0)(99.4) (0.6)<100.0> <89 8> <10, 2> <100.0> <89.7> <10.3> <100.0> <100.0> 無し 100.0 98.7 1.3 <100.0> <100 0S (100.0)(94.6)(5.4)(100.0)(95.2)(4.8)(100.0)(46.8)(53.2)<100.0> <77.2> <22.8> <100.0> <77. 2> <22.8> <100.0>

H16. 4. 1~17. 3. 31までの 1 年間に育児休業を終了し、復職予定だった者=100.0%

第16-2表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児休業終了後の 復職状況別事業所割合 (H16.4.1~17.3.31)

<u></u>	T	<u></u>					,	(%)
	総計	復職予定者あり事業所		退職者のみいた事業所	復職者も退職者もいた事業所	不明	復職予定者 なし事業所	不明
【総計】	100.0	6. 8 (100. 0)	(84. 2)	(8.8)	(7. 0)	(0.1)	93. 1	0. 1
【産業】 鉱業	100.0	3. 7 (100. 0)	(52. 9)	(47. 1)	(-)	(-)	96. 3	_
建設業	100.0	2. 8 (100. 0)	(75. 1)	(23. 3)	(1.6)	(-)	97.0	0. 1
製造業	100.0	8. 7 (100. 0)	(85, 8)	(8. 7)	(5. 4)	(-)	91.3	0. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	16. 5 (100. 0)	(96, 6)	(2. 3)	(0.7)	(0.4)	82. 2	1. 3
情報通信業	100.0	11. 0 (100. 0)	(83. 6)	(12. 7)	(3. 7)	(-)	89. 0	0.0
運輸業	100. 0	3. 9 (100. 0)	(96. 1)	(3. 4)	(0.4)	(-)	96. 1	-
卸売・小売業	100.0	4. 0 (100. 0)	(93. 7)	(4. 5)	(1.9)	(-)	96. 0	0. 1
金融・保険業	100.0	10. 7 (100. 0)	(80.8)	(3. 1)	(16. 1)	(-)	89. 3	
不動産業	100.0	5. 6 (100. 0)	(61.8)	(0. 2)	(38. 1)	(-)	94. 4	0. 0
飲食店、宿泊業	100.0	2. 6 (100. 0)	(95. 0)	(3, 3)	(1.6)	(0.1)	97. 4	_
医療, 福祉      教育. 学習支援業	100.0	27. 6 (100. 0) 12. 1	(76. 1)	(12. 1)	(11.8)	(-)	72. 4 87. 9	0. 0
複合サービス事業	100.0	(100. 0)	(94. 3)	(2. 5)	(3. 2)	(-1)	86. 6	U. U
サービス業	100.0	(100. 0)	(95. 5)	(0.6)	(3.9)	(-)	94. 8	0, 0
【事業所規模】	1	(100.0)	(79.8)	(11.6)	(8. 1)	(0. 6)	34.0	
500人以上	100.0	79. 7 (100. 0)	(68. 3)	(2. 4)	(29. 2)	(0. 1)	19. 4	0. 9
100~499人	100.0	38. 9 (100. 0)	(80.9)	(6, 7)	(12. 1)	(0.3)	61.0	0. 0
30~99人	100.0	13. 2 (100. 0)	(82. 6)	(9. 0)	(8. 4)	(-)	86. 4	0. 3
5~29人	100.0	4. 3 (100. 0)	(87. 0)	(9. 7)	(3. 3)	(-)	95. 7	0. 0
30人以上(再掲)	100.0	19. 0 (100. 0)	(81. 1)	(7.7)	(11. 1)	(0.1)	80. 7	0. 3
【労働組合の有無】 有り	100.0	11.2	(07.7)	(2.0)	(0.0)	(0, 0)	88. 8	0. 0
無し	100.0	(100, 0) 5, 8 (100, 0)	(87. 7)	(3.0)	(9.3)	(0, 0)	94. 2	0. 1
【育児休業制度の規定の有無】 有り	100.0	9.7	(02. 0)	(11.4)	(0.0)	(0.1)	90. 3	0. 0
無し	100.0	(100.0)	(82. 7)	(9.3)	(8.0)	(0.1)	97. 7	0. 1
<b>本サミアの場</b> 100 000		(100.0)	(94. 9)	(5. 1)	(-)	(-)		

第17表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無・最長育児休業期間、男女・取得休業期間別育児休業取得者割合 (H16.4.1~17.3.31)

						男女	rå†					(94
	2+	1か月未満	1 か月~ 3 か月朱満	3か月~ 6か月未満	6か月~ 8か月未満	8か月~ 10か月未満	10か月~ 12か月未満	12か月~ 18か月未満	18か月~ 24か月未満	24か月~ 36か月未満	36か月以上	不够
(総計)								773,432	210 /3 /5	300 AA		-
	100.0	2. 9	10.6	14.9	8. 1	12.0	34.6	13.3	1.7	0.7	0.1	1.1
	<100, 0>	<1.1>	<8.7>	<14.7>	<10.7>	<15.9>	<41.0>	<b>&lt;5.4&gt;</b>	(0.7)	(0.9)	(0.7)	⟨0, 1⟩
産業】							3711.02	10. 42		(0. 32	(0.72	(0. 1.
鉱業	100.0	- 1	88.9	3, 7	3.7	_	3.7	_			_	
建設業	100.0	0.1	0.9	55.7	12.3	1. 9	20.5	7.8	_			-
製造業	100.0	2.0	9. 2	12.4	10.2	11.1	38.2				0.8	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.9	3, 4	7.4	8.9	19, 1		11.7	1.3	0. 2	_	3.7
情報通信業	100.0	1.8	2.9	16.0	6.9		44.0	8. 9	5. 4	-	_	_
運輸業	100.0	1.4	22.0	7. 1	8.5	5.0	33.9	23.8	3.5	0.1		6. 9
卸売・小売業	100.0	5.9	3.6			9.5	10.8	30.6	4.1	5. 6	0.4	_
金融・保険業	100.0	0.1		16.3	8. 9	3. 5	34.6	25.0	1.2	0.7	0.3	_
不動産業	100.0		17.7	2. 5	1.4	24.4	47. 3	2.8	3.8	-	-	_
飲食店、宿泊業		-	1. 3	26.6	0.2	6.0	62.1	3.1	0.5	0.1	0.1	_
以及心、但 河果 医療、福祉	100.0	-	45. 9	2.0	1.0	0.3	17. 3	33.3	0.2	-		_
	100.0	3.7	12. 2	15.2	8.9	21.4	30.2	6.6	1.2	0.7	_	_
教育、学習支援業	100.0	2.4	1.7	20.0	8.1	7.5	45, 7	11.0		3.7	_	_
複合サービス事業	100.0	0.9	7.5	17. 2	1.7	13.6	46.8	12.3		-	_	_
サービス業	100.0	4.5	15.4	16.0	7.1	3.4	35.1	14.0	4.2	0.2	0.1	_
事業所規模】							99.1	17.0	7.4	0.2	U. J	
500人以上	100.0	0,8	4.1	9.3	9.9	15.0	38.0	12.0	2.8	1. 4	0.1	6.6
100~499人	100.0	1.7	6.3	12.5	9.9	13.2	43.3	10.9	1.7	0.3	0.3	0.6
30~99人	100, 0	2.4	5.4	19.5	12.0	8, 2	34 8	13.6	2.2	1.8	0.3	
5~29人	100.0	5.3	20.0	16.7	3.6	11.9	26.1	15.6	0.8	1. 0	_	_
30人以上(再搗)	100.0	1.7	5.5	13.9	10.5	12.1	39.3	12.0	2.1	1.1	0 1	1.7
	<100.0>	<1.4>	<10.0>	. <17.0>	<10.8>	⟨15.0⟩	(36.6>	⟨7, 3⟩	(1, 2)	(0.4)	⟨0.1⟩	<0.2
育児休業制度の規定の有無】		1					12.2.1.	177, 67	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10.42	29, 17	(0, 2,
有り	100.0	2.5	8.9	11.9	8.3	13 1	37.1	14.6	1.5	0.7		
照し	100.0	7.5	28.9	46.8	5. 2	0.6	7.4	14.0	3.5		0.1	1. 2
<b>長</b> 長育児休業期間】			20.0		J. Z.	0.0			3.5		0.1	
1歳6か月	100.0	3.1	9 1	12.1	9.8	13.0	40.4	11.5				
1歳6か月を超え2歳未満	100.0	0.9	1.7	9.1	5.7	19.8	26.0	17.8	0.6 5.1	0.5		
2歳~3歳朱満	100.0	0,8	14.5	9. 2	4.9	11.6	30.9	24.1		0.4		13. 5
3歳以上	100.0	- 1	7.6	3.1	2.1	B. 7	18.0		2.6	0.9	0.6	_
その他	100.0	3.4	3.9	26.8	4.2	3.3	35.3	39.6	9.9	10. 2	0.8	-
不明	100.0	5.4	3.3	43.0	4.2	21.5	35.3 35.6	22. 4	0.7	_	-	_

						女	性					
	8+	1か月未満	1 か月~ 3 か月未満	3か月~ 6か月来漢	6か月~ 8か月未満	8か月~ 10か月未満	10か月~ 12か月朱満	12か月~ 18か月未満	18か月~ 24か月未満	24か月~ 36か月未満	36か月以上	不明
【総計】						1010 //////	1210 77 71 (10)	100077777	24/0.月末期	30か月末満	<del></del>	
	100,0	2.6	9.9	15, 1	8, 2	12.2	35.0	13.5	1.7	0.7	1	
	(100.0)	<0.9>	(8.7)	(14, 2)	<10.8>	<16.1>	(41.4)	(5.4)	(0.8)	(0.9)	0.1	1.1
【産業】					110.07	110.17		\3.4/	(0.8)	(0.9)	<0.7>	(0, 1)
鉱業	100.0		88. 9	3.7	3.7	_	3.7	İ				
建設業	100.0	0.1	0.9	55. 7	12. 3	1.9	20.5	7.8	-	-		~
製造業	100.0	0.9	9. 2	12. 5	10.3	11.2	38.6				0.8	-
電気・カス・熱供給・水道業	100.0	0.2	1.6	7.7	9.3	20.0		11.9	1.3	0. 2		3.8
情報通信業	100.0	1.9	2.8	15.8	6.2	5.0	46.1	9, 4	5. 7		-	_
運輸業	100.0	1.3	22.3	7. 2	8. 6		34.1	23.9	3.5	0.1		6.7
卸売・小売業	100.0	5.9	3.6	16.3		9.6	10. 9	31.1	4. 2	5. 6	0.4	_
金融·保険業	100.0	0.1	17.7		8.9	3.5	34.6	25.0	1.2	0.7	0.3	-
不動産業	100.0	0.1	1.3	2. 5	1.4	24. 4	47. 3	2.8	3.8	-	-	-
飲食店、宿泊業	100.0	1		26.6	0.2	6.0	62.1	3.1	0.5	0.1	0, 1	_
医療、福祉	100.0	-	21. 7	2.9	1.5	0.4	25.1	48.2	0.3	_	-	_
教育、学習支援業	100.0	3.6	12.2	15.2	8. 9	21. 4	30. 2	6.6	1.2	0.7	- 1	_
複合サービス事業		0.5	1.7	20. 4	8.3	7.7	46.6	11.2	-	3.7	_	_
サービス業	100, 0	0.9	7, 5	17. 2	1.7	13.6	46.8	12.3	- 1	- :		
事業所規模】	100,0	4.0	15.5	16.0	7.2	3.4	35.3	14.1	4.3	0. 2	0.1	_
ラネが成模』 500人以上	1											
100~499人	100.0	0.7	3. 9	9.3	9.9	15. 1	38.1	12.1	2, 8	1.4	0.1	6.5
30~99人	100.0	1.4	6.3	12.5	9.9	13.3	43.5	10.9	1.7	0.3	0.3	_
5~29人	100.0 100.0	1.6	5.4	19.7	12.1	8.3	35.1	13.8	2.3	1.8		-
30人以上 (再掲)	100.0	5.0	18. 2	17. 2	3.7	12. 2	26.9	16.0	0.9	_		
00人以上(丹梅)		1.3	5. 4	13. 9	10.6	12. 2	39.5	12.1	2.1	1.4	0.1	1.7
育児休業制度の規定の有無】	⟨100, 0⟩	⟨1, 4⟩	<9.9>	<17.0>	<10.8>	<15.0>	<36.6>	⟨7. 4⟩	<1.2>	<0.4>	<0.1>	⟨0. 2⟩
育児怀果制度の規定の有無』 有り	100.0			I	ļ							
無し	100.0	2.1	8.1	12.0	8. 5	13.3	37. 7	14.8	1.5	0.8	0.1	1. 2
無し 最長育児休業期間]	100.0	6.9	29.1	47.1	5. 2	0.6	7.5	- !	3.5	_	0.1	
取改百元作来册制』 1歳6か月		i I			T							
「戦りか月 1歳6か月を超え2歳未満	100.0	2.8	8.0	12. 2	9.9	13. 2	41.1	11.7	0.6	0.5	- 1	_
「戦りか月を超え2歳未満 2歳~3歳未満	100.0	0.9	1.6	9.1	5.7	19.9	26.1	17.8	5, 1	0.4	_	13.4
∠販~3歳未満 3歳以上	100.0	0.2	14. 6	9.2	5.0	11.6	31.1	24.3	2.6	0.9	0.6	-
る 厳以上 その他	100.0		7. 6	3.1	2.1	8. 7	18.0	39.6	9. 9	10.2	0.8	
不明	100.0	1.1	3.8	27.5	4.3	3.4	36.2	23.0	0.7	-	-	
11:97	100.0			43.0		21.5	35.6	-	_	_	_	_

			···			男	性					
	2+	1か月未満	1 か月~ 3 か月未満	3か月~ 6か月未満	6か月~ 8か月未満	8か月~ 10か月未満	10か月~ 12か月未満	12か月~ 18か月未満	18か月~ 24か月未満	24か月~ 36か月朱満	36か月以上	不即
【総計】					- 17 77 14 14	10/3 / / / / / / / / /	120 77 75	10万月末周	24か月末満	30か月朱満		
	100.0	31.7	65.8	1,5	_	_	i _	i	l			
	<100, 0>	(26, 5)	⟨6,5⟩	<62. 8>	(0.8)	(1.0)	<2. 4>	⟨ <b>-</b> ->	,-,			0.9
【産業】	1	100, 01	10.07	(02.07	(0. 0/	(1.0)	(2.4)	(-)	<->	<u>⟨−⟩</u>	<>	<->
鉱業	_		_	_	_							
建設業	_	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-
製造業	100 0	91.8	5.3	1.2		-		_	-	-	_	i –
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	59.3	40.7		_	-	- :	-	-	-	-	1.6
情報通信業	100.0	33.3	20.0	40.0	-	- 1	- 1		-		-	_
運輸業	100.0	100.0	20.0		_	-	_	_	-		-	40.0
卸売・小売業	100.0	50.0		-	-	- 1	_	-	-		-	_
金融·保険業	100.0		50.0	-	- 1	1	- 1	-	-	_	_	_
不動産業		-	-	-	-	[	-	-	-	_	- 1	_
飲食店、宿泊業	100.0	- 1	- 1	_	-	-	-	_	- 1	_	_	_
医療、福祉	100.0	-	100.0	-	-	~	_	-		_	-	
<b>応療、慢性</b> 教育、学習支援業	100.0	100.0		-	- 1	-		_	_	_	_	_
	100.0	100, 0	-	- 1	- 1	- 1	- 1	-	_			_
複合サービス事業	100.0	-	-	-	-	-	_ [	_ :	_	_	_	_
サービス業	100.0	81.0	4. 1	15.0	-	-	_	_	_ 1	_	-	_
【事業所規模】												
500人以上	100.0	18.7	38.0	20.7	- 1	- 1	_ 1	_	-	_	_	22. 6
100~499人	100.0	81.6	9.6	8.8	-	-	_	_ [	]	_		22.0
30~99人	100.0	94.4	5.6	-	-	-	_	_	_			_
5~29人	100.0	15.8	84.2	-	- 1	_ !	_	_	_	_	_	_
30人以上(再掲)	100.0	78. 4	12.0	5.9	-	-	-	_				3. 7
From the man and a second	<100.0>	<19.7>	<36, 9>	<19.4>	<4.7>	<b>&lt;5.8&gt;</b>	(13.6)	<->	(-)	<->	<->	⟨ <b>-</b> ⟩
【育児休業制度の規定の有無】	1								· · ·			
有り	100.0	28.7	68.7	1.6	_	_	_	_	_	_	j	1.0
無し	100.0	100.0	- 1		_	_	_			i	-	1, 0
【最長育児休業期間】									=			
1歳6か月	100.0	20, 6	77.5	1.8	_	_	_	_ 1	_			
1歳6か月を超え2歳未満	100.0	-	47.9		_	_	_	_	_	- ]	-	
2歳~3歳未満	100, 0	96.1	3.9	_	_	_		_ ]	_	- 1	-	52. 1
3歳以上	_	_		]	_	_	_	_	_	- 1	-	-
その他	100.0	93.3	6.7	_ 1	_		-	- 1	-	-	- 1	_
不明 H16.4.1~17.3.31までに復職した	1 -	-	- · · ·	_	_	_		_	- !	- 1	-	-

第18表 産業・事業所規模、妊娠又は出産による退職状況別女性労働者割合

				(%)
	   妊娠又は出産			
	した者(注1)	妊娠中又は出産 [ 後に退職した者 ]	出産前退職者 (注2)	出産後退職者 (注3)
【総計】				
	100.0	12. 9	9.0	3. 9
,		(100. 0)	(69.9)	(30. 1)
うち有期契約労働者	100.0	17. 9	15. 2	2. 7
		(100.0)	(84. 8)	(15. 2)
【産業】				
鉱業	100.0	2.4	2.4	
7-th = 0, 444	100.0	(100, 0)	(100.0)	( - )
建設業	100.0	1.9	1.0	0.9
制件光	100.0	(100.0)	(52. 7)	(47. 3)
製造業	100.0	10. 7 (100. 0)	5. 6 (52. 0)	5. 1 (48. 0)
  電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.5	(52. 0)	0.9
电风・ガヘ・松供柏・小坦来	100.0	(100.0)	1. b (63. 4)	(36. 6)
情報通信業	100.0	10.5	7.8	2. 7
	100.0	(100, 0)	7. 8 (74. 2)	(25. 8)
運輸業	100.0	0.5	0.4	0.1
连刑术	100.0	(100.0)	(76. 9)	(23. 1)
  卸売・小売業	100.0	20. 6	15. 3	5. 3
	100.0	(100.0)	(74. 3)	(25. 7)
  金融・保険業	100.0	18. 5	16. 8	1.7
亚州 体校来	100.0	(100.0)	(90. 8)	(9. 2)
不動産業	100.0	17. 6	17. 1	0.4
1 30/2 /		(100.0)	(97. 6)	(2.4)
飲食店,宿泊業	100.0	68. 1	67. 3	0.8
		(100.0)	(98. 9)	(1. 1)
医療, 福祉	100.0	10. 5	5. 9	4. 6
		(100.0)	(56. 2)	(43. 8)
教育, 学習支援業	100.0	5. 5	2. 6	2.9
		(100. 0)	(47. 3)	(52. 7)
複合サービス事業	100.0	14. 4	6. 8	7. 7
		(100. 0)	(46. 9)	(53, 1)
サービス業	100.0	7. 9	6. 1	1.8
		(100. 0)	(77. 7)	(22. 3)
【事業所規模】				
500人以上	100.0	16. 3	10.0	6. 3
	165	(100, 0)	(61.4)	(38. 6)
100~499人	100.0	16. 3	10.8	5. 4
	100.0	(100.0)	(66. 6)	(33. 4)
30~99人	100.0	10.6	4. 9	5. 7
- 00 l	100.0	(100.0)	(46.3)	(53. 7)
5~29人	100.0	10. 2	9.5	0.7
2011 (茶畑)	100.0	(100, 0)	(93.4)	(6.6)
30人以上(再掲)	100.0	14. 4	8.7	5. 7
		(100. 0)	(60. 2)	(39. 8)

<sup>(</sup>注1) 妊娠又は出産した者とは、平成16年4月1日から平成17年3月31日に出産予定であった者のうち出産前(妊娠中)に退職した者及び平成16年4月1日から平成17年3月31日までの出産者をいう。

<sup>(</sup>注2) 出産前退職者とは、平成16年4月1日から平成17年3月31日に出産予定であった者のうち、 出産前(妊娠中)に退職した者をいう。

<sup>(</sup>注3) 出産後退職者とは、出産者のうち平成17年10月1日までの間に退職した者をいう。

第19表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無・最長育児休業 期間、育児休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合

(%) 育児休業取得者があった際の雇用管理状況 (M.A.) 代替要員の補 事業所内の他派遣労働者や アルバイトな 充を行わず、 の部門又は他 総 計 の事業所から 同じ部門の他 どを代替要員 その他 不 明 の社員で対応 人員を異動さ として雇用し した せた 【総計】 100.0 47.2 13.4 43.7 7.4 0.6 <100.0> <51.7> <19.4> <39 7> <5.3> <0.9> 【産業】 鉱業 100.0 47.1 5.9 47.1 建設業 100.0 77.7 3.1 4.3 17. 2 製造業 100.0 58.7 18.4 38.9 5, 0 0.1 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 56.8 17. 1 39.3 6.2 2.0 情報通信業 100.0 72.7 16.9 21.5 6.3 1.7 運輸業 100.0 81.6 8.2 32.0 1.8 卸売・小売業 100.0 31, 5 6.8 67.3 2.8 0.0 金融・保険業 100.0 69.1 5.9 29.0 1.6 不動産業 100.0 36.4 3 5 61.2 0.1 飲食店、宿泊業 100 0 44.0 20.1 16.6 28.1 医療 福祉 100.0 31.2 16.3 44.6 17.8 教育,学習支援業 100.0 42.8 3.5 41.5 5.7 10.7 複合サービス事業 100.0 37.2 39.5 45.7 1.7 サービス業 100.0 54.7 17.5 38.4 1.8 \_\_\_ 【事業所規模】 500人以上 100.0 61, 1 37.3 61.2 5.6 0.9 <100.0> <64.7> <37. 1> <51.3> <4. 2> <0.9> 100~499人 100.0 50.1 24.7 45.4 8.0 0.3 <100.0> **<54.9>** <26.3> <39.7> **<5.1>** <0,7> 30~99人 100.0 47.7 14.6 36.3 10.8 <100, 0> <53. 0> <15.7> <31.5> **<5.6>** <2.3> 5~29人 100.0 45.0 6.7 46.4 5. 2 1.1 <100.0> <49.5> <18, 5> <43. 2> **<**5. 3> <0.3> 30人以上(再掲) 100.0 49.4 19.7 41 2 9.5 0.2 <100.0> <54.3> <20.5> <35.4> **<5.4>** <1.7> 【労働組合の有無】 有り 100.0 43.2 18.0 53.9 3.3 1.9 <100.0> <46.8> <25.9> <45.3> <2.9> <0.9> 無し 100.0 49.2 11.3 38.8 9 4 <100.0> <54.5> <15.8> <36.6> <6.7> <1.0> 【育児休業制度の規定の有無】 有り 100.0 46.1 14.0 45.2 7.4 0.7 <100.0> <47.6> <21.0> <40, 7> <5.9> <0.9> 無し 100.0 60.4 7.2 26.2 7.1 <100.0> <77.0> <10.0> <33.4> <1.7> <1.1> 【最長育児休業期間】 1歳6か月 100.0 46.3 14.3 43.4 8.0 0.8 1歳6か月を超え2歳未満 100.0 50.0 12.0 66.4 2.2 0.2 2歳~3歳未満 100.0 32.7 13.3 63.8 3 0 3歳以上 100.0 22.0 11.4 44.3 29.9 1,5 その他 100.0 71.1 13.1 13.7 7.5 不明 100.0 100.0

育児休業取得者のあった事業所=100.0%

第20表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児のための 勤務時間短縮等措置の制度の有無・措置の種類別事業所割合

(%) 勤務時間 育児の場 勤務時間 短縮等の 合に利用 始業・終 育児に要 1歳以上 短縮等の 総計 措置の制 短時間 できるフ 業時刻の 所定外労 事業所内 不 明 する経費 の子を対 措置の制 レックス 度あり 勤務制度 繰上げ・ 働の免除 託児施設 象とする の援助措 度なし (M. A. ) タイム制 繰下げ 育児休業 度 【総計】 100.0 41.6 31.4 5.8 18.5 23. 2 1.0 1.7 9.3 58.4 0.0 <100.0> <50.6> <38.5> <1.3> <7.1> <21.6> <24. 1> <0.9> <6.1> <49.3> <0.0> (100.0)(75.4)(13 9)(44.6)(55.8)(2.3)(4.2)(22.5)<100.0> <76.0> <14.0> <42.6> <47. 6> <12.12 【産業】 鉱業 100.0 25 2 20.8 3 7 10.7 14.8 3.6 3.3 74 8 (100.0)(82.3)(14.6)(42.2)(58.5)(7.0)(14.1)(13 2)建設業 100.0 25.0 17.6 3.9 13.3 11.9 0.2 6 9 75 n (100.0)(70.4)(15.5)(53.3)(47.8)(-)(0.7)(27.5)製造業 100.0 33.3 26.0 5.8 15.5 18.3 0.7 1.3 8.0 66.6 0.1 (100.0)(77.9)(17.5)(46, 6)(55.0)(2.1)(4.0)(24.1)電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 94 4 86.6 13.2 45.5 60.9 13.7 56.1 5 7 (100.0)(91.8)(14.0)(48.2)(64.6)(-)(14.5)(59.4)情報通信業 100.0 53.0 36.9 9.3 19.5 25.7 0.4 5.5 14.4 47 0 (100.0)(69.5)(17.5)(36.8)(48.5)(0.7)(10.4)(27.1)運輸業 100.0 30.8 22.2 3.6 14 1 20.1 0.1 1.5 6. 9 69. 2 (100 0)(72.2)(11.6)(45.9)(65.3)(0.2)(4.8)(22.5)制帯・小帯業 100.0 45.7 34.9 21.0 26.6 1.5 18 8. 5 54 3 (100.0)(76.4)(16, 7)(45.9)(58.3)(3.2)(4.0)(18.6)金融・保険業 100.0 84.5 53.7 6.7 29. 2 56.3 1.3 4.8 15.5 15.5 (100.0) $(63 \ 5)$ (8.0)(34.5)(66.6)(1.5)(5.6)(18.3)不動産業 100.0 41 7 31.8 4.9 15.4 20.9 0. 2 16.0 58 3 (100.0)(76.4)(11.6)(36.9)(50.2)(-)(0.5)(38.4)飲食店, 宿泊業 100.0 41.2 34.7 2 2 20.6 18 4 1.8 3 2 10.6 58.8 (100.0)(84.3)(5.4)(49, 9)(44.6)(4.3)(7.9)(25.7)医療、福祉 100 0 52 9 38.8 1.8 21.6 24. 3 3.4 17.0 1.1 47.1 (100.0)(73.5)(3.3)(40.8)(45.9)(6.4)(2.0)(32.2)教育,学習支援業 100.0 38.8 30.1 8.8 18.0 21.3 0.6 2 1 9.4 61 2 (100.0)(77.6)(22.8)(46.5)(55, 0)(1.6)(5.5)(24.3)複合サービス事業 100.0 73. 2 63.8 8.5 8. 3 24 7 47 4 0.0 48 26.8 (100.0)(87.1)(11.6)(33.7)(64.8)(0.1)(6.5)(11.3)サービス業 100.0 40.0 31.3 6.6 17.8 22. 3 0.4 1. 2 8.5 59.9 0.0 (44.5)(100.0)(78.2)(16.4)(55.6)(3, 1)(21.2)【事業所規模】 500人以上 100.0 95.0 70.7 22. 2 38.4 64 8 36.9 4 9 <100 0> <93 4> <63.0> <17.3> <33, 5> <60.8> <6.1> <9.4> <27. 7> <6. 6> (<del>-</del>) (100 0)(74.4)(23.4)(40, 4)(68.1)(8.5)(17.1)(38.8)<100.0> (67.4) <18 6> <35.9> <65.0> <6.5> <10.1> <29.6> 100~499人 100.0 78 3. 60.7 13.8 36.5 47 3 5.4 5.5 22.7 21.7 <100.0> (81.9) **<59.1>** <11.4> <33.7> <45.3> <3.8> <4. 2> <15.5> <-> <18, 1> (100.0)(77.5)(17.6)(46.6) (60.4)(6.9)(7.0)(29.0)<100.0> <72.2> <13.9> <41.1> <55. 3> <4.7> <19.0> <5.1> 30~991 100.0 58 8 47.2 25.0 1.3 7.7 2.1 14.0 41 1 0.1 <100.0> <64.0> <46.4> <9.7> <26.0> <32.9> <0.8> <1.6> <9 2> <35 9> (0.1) (100.0)(80.3)(13.1)(42.5)(56.5)(2.1)(3.5)(23.9)<100.0> <72.6> <15. 2> <40.7> <51.4> <1.3> <2.5> <14 4> 5~29人 100.0 37.1 27.5 5. 1 16.7 20.5 0.7 1.5 8.0 62.9 <100.0> <47. 2> <36.4> <6.5> <20.4> <21.8> < 0.8> (1.2) <5.2> <52.8> <0.0> (100.0)(74.0)(13.7)(45.0)(55.2)(1.9)(4, 0)(21.5)<100.0> <77. 0> <13.7> <43. 2> <46. 2> <1.8> <2.5> <11.1> 30人以上 (再掲) 100.0 63.0 50.1 9.0 27. 3 36.3 2.1 2 9 16.0 37.0 0.1 <100.0> <67.6> <48.9> <10.1> <27.5> <35 5> (1.4) <2.1> <10.6> <32.4> <0.1> (100.0)(79.5)(14.3)(43, 4)(57, 7)(3.4)(4.6)(25.4)<100.00 <72. 42 <15. 02 <40.7> <2.1> <3. 【労働組合の有無】 有り 100.0 76.8 57.6 12.6 34.6 48.5 1 8 5.0 21.5 23 2 (100.0)(75.1)(16.4)(45.0)(63.2)(2.4)(6.5)(28.0)無し 100.0 33. 1 25. 1 4. 1 14.7 17.1 0.7 0.9 6.4 66.8 0.0 (100.0)(75.6)(12.5)(51.7)(44.3) $(2 \ 3)$ (2.9)(19.4)【育児休業制度の規定の有無】 100 0 65.1 49.8 9.2 29 0 36 6 2.6 15.0 34.9 0.0 (100.0)(76.6)(14.2)(44.5)(56.2)(2, 2)(3.9)(23.1)無し 100.0 3.7 1.7 0.2 1 7 1.7 0.2 0.4 0.2 96. 2 0.0 (100, 0) (44. 4) (5.0)(46. <u>0</u>) (44.2)(6, 5)(10.2)

第21表 産業・事業所規模、育児のための勤務時間短縮等の措置の利用可能期間別事業所割合

l					利田ナスート	ができる子の	年齢の 上門 /	初田司能等	1		
	総計	制度あり	まで	就学前	小学校就学 の始期に達 するまで	小学校入学 〜小学校低 学年(3年生 又は9歳)	小学校4年生 〜小学校卒 業(又は12 歳)まで	小学校卒業 以降も利用 可能	その他	(再掲) 「小学校就学の始期に建するまで」以上	不 明
【総計】	100.0 {100.0}	41.6 (41.9) (100.0)	22. 2 (29. 0) (53. 5)	2. 0 (2. 3) (4. 8)	(3) 11, 6 (8, 6) (27, 8)	1. 2 (0. 4) (3. 0)	0.5 (0.0) (1.3)	3. 0 (1. 4) (7. 2)	(2. 6)	3~6 16.3 (10.5) (39.2)	0. 0 (0. 0)
【産業】		(100.0)	(69. 2)	(5, 5)	(20.5)	(1.0)	(0, 1)	(3, 4)		(25, 0)	
鉱業	100. 0	25. 2 (100. 0)	16. 8 (66. 7)	1.9 (7.7)	4.5 (18.0)	(0.5)	(-)	1. B (7. 2)	(-)	6. 5 (25. 7)	-
建設業	100, 0	25. 0 (100. 0)	12.0 (48.0)	0.2 (0.6)	8.6 (34, 3)	0.9	1.3 (5.3)	1.5 (6, 1)	0.6 (2.4)	12. 2 (49. 0)	-
製造業	100, 0	33.3 (100.0)	17. 0 (51. 0)	2. 2 (6, 7)	9.9 (29.7)	0.9 (2.6)	0. 2 (0. 5)	2. 1 (6, 4)	1.0 (3.1)	13. 1 (39. 2)	0. 1
食料品・飲料・たばこ・飼料	100, 0	40. 2 (100. 0)	22. 0 (54. 7)	1. 4 (3. 4)	11.6 (28, 9)	1.8 (4.5)	(-)	3. 2 (8. 1)	0.2	16.7 (41.5)	0.4
繊維・衣服・その他の繊維製品	100, 0	30. 6 (100. 0)	13. 5 (44. 2)	5. 2 (17. 0)	11. 2 (36, 5)	(-)	(-)	0.5	0 1 (0.4)	11.7 (38.3)	-
木材・木製品・家具・装備品	100.0	24. 3 (100. 0)	19. 4 (80. 0)	0.3	2.9 (12.0)	1.6	(-)	(-)	0.0	4. 6 (18, 7)	0 2
パルプ・紙・紐加工品	100.0	35. 6 (100. 0)	18. 2 (51. 0)	0.3 (0.9)	13.7 (38, 4)	2. 0 (5. 5)	0.2 (0.4)	(3, 8)	(-)	17.1 (48.1)	-
印刷・同関連業	100.0	26. 6 (100. 0)	10.1	4. 2 (15. 6)	9.5	0.5	(-)	2. 4 (8. 9)	(-)	12.4 (46.5)	-
化学工業・石油製品・石炭製品	100. 0	65. 5 (100. 0)	27. 2 (41. 5)	2.7	24. 9 (38. 0)	2.1	0.4 (0.7)	5. 5 (8. 4)	2 7 (4, 1)	32.9 (50.2)	-
ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮	100.0	26. 7 (100. 0)	10.8	2.4	10.6	0.3	-	2. 7	-	13.5	-
窯業・土石製品	100.0	26. 1	11.4	3. 4	(39, 6) 9, 3	(0, 9)	(-)	(9. 9) 0. 3	(-) 1 4	(50. 5) 9. 9	-
鉄鋼栗・非鉄金属	100.0	(100.0) 42.9	(43, 8) 20, 0	(13. 2) 2. 6	(35, 5) 15, 9	(1.1)	(-)	(1, 1) 2, 1	(5. 2) 2. 0	(37. 8) 18. 3	. –
金属製品	100.0	(100. 0) 22. 2	(46. 6)	(6, 2) 0, 5	(37, 0)	(0, 6)	(-)	(4, 9) 0, 0	(4, 6) 4, 0	(42, 6) 6, 6	_
一般機械器具	100.0	(100. 0) 28. 8	(50.3) 21.0	(2, 2)	(29, 3) 5, 2	(-) 0.6	(-) 0.1	(0, 2)	(18. 1)	(29.5) 6.9	_
電気機械器具、情報通信機械器具	100. 0	(100.0) 49.3	(72. 8) 19. 7	(3, 3)	(18, 1) 13, 4	(2.1)	(0.3) 0.9	(3, 3) 6. 4	(—) 2. 2	(23. 9) 22. 2	_
電子部品・デバイス 輸送用機械器具	100. 0	(100. 0) 33. 3	(40, 0) 16.8	(10, 4) 1, 8	(27, 2) 10, 3	(3. 1) 0. 5	(1, 8) 0, 1	(13, 0) 1, 9	(4. 6) 2. 0	(45, 1) 12, 8	_
精密機械器具	100, 0	(100. 0) 36. 9	(50, 3) 16, 8	(5, 4) 2, 8	(30, 8) 10. 8	(1.5)	(0, 2)	(5, 8) 3, 5	(6, 0)	(38, 3) 17, 3	
その他(プラスチック製品、その他)	100. 0	(100. 0) 25. 4	(45. 4) 13. 7	(7, 7) 0.4	(29. 2) 8. 0	(3. 9)	(4, 2) 0, 1	(9, 6) 2. 5	(-) 0.4	(46. 9) 10. 9	_
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	(100. 0) 94. 4	(54. 1) 24. 7	(1, 4) 5, 7	(31, 6) 42, 6	(1.2) 10.3	(0. 4)	(9, 9) 8, 1	(1. 4) 0.9	(43. 1) 63. 1	_
情報通信業	100, 0	(100. 0) 53. 0	(26. 2) 18. 3	(6. 1) 3. 0	(45, 2) 15, 8	(10, 9) 4, 7	(2, 2)	(8, 6) 6, 0	(0, 9) 4 9	(66. 9) 26. 8	
運輸業	100. 0	(100. 0) 30. B	(34. 5)	(5. 7) 0. 6	(29. 8) 7. 8	(8, 8)	(0, 7)	(11.4) 2.2	(9, 2) 1, 3	(50, 6) 11, 5	
卸売・小売業	100.0	(100. 0) 45. 7	(56. 3) 21. 5	(1. 9) 2. 7	(25. 3) 13. 7	(4. 2) 1. 6	(1. 0)	(7. 1) 4.7	(4.3)	(37.5)	_
卸売業	100.0	(100.0) 46.2	(47, 0) 22, 1	(6. 0) 2. 0	(30, 1)	(3.5)	(0.9)	(10, 2)	(2.3)	(44, 7)	_
		(100.0)	(47. 8)	(4.3)	(28.6)	1. 9 (4. 0)	0. 2 (0. 5)	5. 2 (11. 2)	1 6 (3, 6)	20. 5 (44. 4)	
小売業	100.0	45. 4 (100. 0)	21. 1 (46, 5)	3. 2 (7. 1)	(31, 0)	1. 5 (3. 2)	0.5 (1. 2)	4, 3 (9, 5)	0.6 (1.4)	20. 4 (45. 0)	_
金融・保険業	100.0	84. 5 (100. 0)	60.9 (72.1)	0. 2 (0. 2)	16.3 (19.3)	1.6	(0, 3)	5. 2 (6. 2)	()	23. 4 (27. 7)	-
不動産業	100.0	41. 7 (100. 0)	25. 4 (60. 8)	0. 4 (0. 9)	(28, 1)	2. 1 (5. 0)	(-)	0.0 (0.1)	2. 1 (5. 1)	13. 8 (33. 2)	-
飲食店、宿泊業	100. 0	41. 2 (100. 0)	25. 6 (62. 2)	2.6 (6.4)	7. 9 (19. 3)	1.5 (3.6)	(1, 0)	2. 5 (6. 0)	0. 7 (1. 6)	12. 3 (29. 8)	-
飲食店	100, 0	44. 6 (100. 0)	30. 3 (68. 0)	2. 2 (5. 0)	7. 6 (16. 9)	1.9 (4.2)	(0, 9)	1. B (4. 1)	(0, 9)	11.7 (26.1)	-
宿泊業	100.0	29. 7 (100. 0)	9. 5 (32. 0)	4. 1 (13. 8)	9.3 (31, 3)	0. 2 (0. 7)	0. 4 (1. 4)	4. 6 (15. 7)	1.5 (5.2)	14.5 (49.0)	-
医療、福祉	100. 0	52.9 (100.0)	27. 1 (51. 4)	4. 0 (7. 6)	16. 2 (30. 6)	0.3 (0.6)	1.2	2. 4 (4. 6)	1.5 (2.9)	20. 2 (38, 1)	-
教育, 学習支援業	100.0	38. 8 (100. 0)	19. 6 (50. 5)	2. 1 (5. 3)	10. 4 (26. 8)	2.3 (5.8)	(-)	2. 8 (7. 2)	1.7 (4.3)	15. 4 (39. 8)	-
複合サービス事業	100. 0	73. 2 (100. 0)	39. 2 (53. 5)	3. 7 (5. 0)	29.0 (39.7)	()	(-)	(~)	1. 3 (1. 8)	29. 0 (39. 7)	_
サービス業	100. 0	40. 0 (100. 0)	24. 2 (60. 5)	1. B (4. 6)	9.4 (23.4)	0.7	0.6	2.3 (5.7)	1.1	12.9 (32, 2)	0.0
専門サービス業	100. 0	39. 8 (100. 0)	18. 0 (45. 2)	0.6	19. 0 (47, 7)	0.3	-	0.3	1.6	19.6	-
学術・開発研究機関	100, 0	71. 3	35. 5	3.0	21.4	3.8	(-) 1.1	(0, 8)	(3, 9)	(49, 3) 31, 3	-
洗濯・理容・美容・浴場業	100. 0	19. 7	(49, 7) 12. 5 (63. 6)	(4, 3) 0, 0 (0, 2)	(30, 0) 1. 0 (5, 0)	(5, 3) 0, 2	(1, 5) 1, 8 (9, 2)	(7. 0) 4. 2	(2.2)	(43, 8) 7, 1	-
その他の生活関連サービス業	100. 0	45. 9	32.7	5. 4	(5. 0) 5. 8	(0, 8) 0, 4	(9, 3)	(21. 1) 1. 5	()	(36. 2) 7. 7	-
娯楽業	100. 0	(100. 0) 34. 5	(71, 4) 23, 3	(11.7)	(12, 7)	(0, 9)	(-) 1.7	(3, 3)	() 2. t	(16, 9) 7, 3	
廃棄物処理業	100, 0	(100. 0) 28. 4	(67. 5) 12. 9	(5, 1) 3.0	(9. 9) 8. 1	(1.4)	(4, 9)	(5, 2) 2, 7	(6. 1) 1. 7	(21. 3) 10. 9	0. 2
自動車整備業	100, 0	(100.0) 29.0	(45. 3) 24. 7	(10, 4) 0.0	(28, 7)	(-)	(-)	(9. 6) 2. 0	(6. 0) —	(38, 3) 4, 3	_
機械等修理業	100. 0	(100.0) 59.6	(85. 2) 32. 5	(0, 1) 0. 1	(7. 8) 11. 5	(—) 4. 5	(—) 0.3	(6, 9) 10, 4	() 0.3	(14, 7) 26, 7	-
物品賃貸業	100.0	(100.0) 44.4	(54, 5) 29, 8	(0. 2) 0. 6	(19, 4) 10, 9	(7. 5) 2. 5	(0, 5) 0, 0	(17, 5) 0.5	(0, 4)	(44, 8) 14, 0	_
広告業	100. 0	(100. 0) 21. 6	(67, 1) 11. 0	(1, 4) 0, 4	(24, 6) 7, 6	(5, 7)	(0, 1) 0, 0	(1, 1) 2, 0	(-) 0.6	(31, 5) 9. 7	
その他の事業サービス業	100, 0	(100. 0) 56. 2	(50. 9) 33. 7	(1, 7) 3.8	(35, 3) 13, 3	(-) 0.7	(0, 1)	(9. 3) 2. 6	(2, 7) 2, 2	(44, 7) 16. 6	_
政治・経済・文化団体	100. 0	(100. 0) 43. 8	(59, 9) 29, 1	(6, 8) 0, 3	(23, 7) 11, 2	(1. 2)	(-) 1. 2	(4. 6) 1. 3	(3, B) 0, 5	(29. 5) 13. 8	_
宗教	100, 0	(100, 0) 15, 8	(66. 6) 7. 9	(0, 6) 1, 8	(25, 7) 4, 3	(0.1)	(2.8)	(3.0)	(1, 2)	(31, 6) 6. I	_
その他のサービス業	100.0	(100.0) 50.4	(49. 8) 33. 0	(11, 3) 1, 7	(27. 1) 11. 3	( <del>-</del> ) 0, 2	(11, 0) 0.4	(0. 8) 2. 1	( <del>-</del> ) 1.7	(38, 9) 14, 0	_
【事業所規模】		(100.0)	(65, 4)	(3, 4)	(22.4)	(0.4)	(0.8)	(4. 2)	(3, 4)	(27.8)	
500人以上	100.0	95.0	32.9	6. 1	32. 8	10. 2	2.3	10.3	0, 4	55.6	
	(100.0)	(88, 8) (100, 0)	(49, 1) (34, 6)	(7, 5) (6, 4)	(23, 4) (34, 6)	(7.8) (10,7)	(0, 0) (2, 4)	(0.0) (10.8)	(0, 5)	(31, 9) (58, 5)	(-)
100~499人	100, 0 (100, 0)	(100.0) 78.3 (73.5) (100.0)	(55, 3) 34, 6 (47, 0) (44, 2)	(8, 5) 4, 7 (4, 5) (6, 0)	(26. 3) 27. 2 (19. 8)	(8.8) 5.5 (1.2)	(0.3) 0.9 (0.3)	(0.5) 4.5 (0.7)	1.0	(35, 9) 38, 0 (22, 0)	(0, 0)
30~99人	100, 0 (100, 0)	(100, 0) (100, 0) 58, 8 (57, 5)	(63, 9) 29, 4 (42, 3)	(6, 0) (6, 1) 3, 6 (2, 9)	(34. 7) (27. 0) 19. 5 (10. 5)	(7. 1) (1. 6) 1, 3 (0. 7)	(1, 1) (0, 4) 0, 6 (0, 4)	(5. 7) (0. 9) 3. 0 (0. 7)	(1, 2) 1, 5	(48. 6) (29. 9) 24. 3 (12. 2)	0. 1 <b>(</b> 0. 1 <b>)</b>
5~29人	100. 0	(100, 0) (100, 0) 37, 1	(50. 0) (73. 6) 20. 5	(6, 1) (5, 0) 1, 6	(33. 2) (18. 3) 9. 6	(2. 1) (1. 2) 1, 0	(1. 0) (0. 7) 0. 5	(5, 0) (1, 2) 2, 9	(2. 5) 1. 0	(41.4) (21.3) 14.0	
	(100, 0)	(38, 9) (100, 0) (100, 0)	(26, 7) (55, 3) (68, 6)	(2. 2) (4. 3) (5. 6)	(8. 0) (25. 8) (20. 6)	(0.3) (2.8) (0.8)	(0, 0) (1, 3) (0, 0)	(1.6) (7.8) (4.0)	(2. 7)	(9, 9) (37, 7) (25, 4)	(-)
3 O 人以上 (再掲)	100, 0 (100, 0)	63. 0 (60. 7) (100. 0)	30. 4 (43. 2) (48. 3)	3. 8 (3. 2) (6. 1)	21. 1 (12. 3) (33. 6)	2. 2 (0. 8) (3. 5) (1. 4)	0. 7 (0. 4) (1. 1)	3, 4 (0, 7) (5, 3)	1. 4	27. 4 (14. 2) (43. 4)	0, 1 <b>(</b> 0, 1 <b>)</b>

事業所総数=100.0% (注) ≪ ≫ は、平成16年度調査の数値である。

第21-2表 育児のための勤務時間短縮等の措置の種類、利用可能期間別事業所割合

			1									(%)
		総計	制度あり	3歳に達する まで	3歳~小学校 就学前		ができる子の 小学校入学 〜小学校低 学年(3年生	)年齢の上限 小学校4年生 〜小学校卒 業(又は12	利用可能期間 小学校卒業 以降も利用 可能	) その他	(再掲) 「小 学校就学の始 期に達するま	不明
							又は9歳)	歳) まで			で」以上	,
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		<del> </del>	(D)	(2)	(3)	4)	(5)	6)	(7)	3~6	
短時間勤	【総計】	100. 0 <100. 0>	31. 4 <38. 5> (100. 0)	20. 3	1.0	6. 9	1.0	0. 2	0.8	1. 1	9. 0 <4. 5> (28. 6)	0. 0 <->
務制度	【事業所規模】 30人以上	100. 0 <100. 0>	50. 1 <48. 9> (100. 0)	30.5	2. 1	13. 2	1. 7	0. 3	0.9	1. 3	16. 1 <7. 4> (32. 2)	0. 1 <->
育児の場 合に利用 できるフ	【総計】	100. 0 <100. 0>	5. 8 <7. 1> (100. 0)	2. 8	0. 3	1. 1 (18. 6)	0.2	0.1	1. 2	0.1	2. 6 <0. 9> (45. 7)	0. 0 <>
レックス	【事業所規模】 30人以上	100. 0 <100. 0>	9. 0 <10. 1>	4. 2	0.3	2. 4	0.4	0.1	1. 6	0.0	4. 5 <2. 2>	0.0
		<del></del>	(100.0)	(46.9)	(2.9)	(26. 1)	(4.9)	(0, 8)	(17. 9)	(0.5)	(49. 7)	
始業・終 業時刻の	[総計]	100. 0 <100. 0>	18. 5 <21. 6> (100. 0)	10. 6 (57. 1)	0.6	4. 6 (25. 0)	0.8	0.4	1. 4	0. 2	7. 1 <3. 6> (38. 4)	0. 0 <->
繰上げ 繰下げ	【事業所規模】 30人以上	100. 0 <100. 0>	27. 3 <27. 5>	16. 1	1. 1	7. 3	0.8	0.3	1. 2	0 4	9. 7 <4. 4>	0. 1 <>
			(100.0)	(58. 9)	(4. 1)	(26. 6)	(3.1)	(1.1)	(4, 5)	(1.6)	(35. 4)	
所定外労	[総計]	100. 0 <100. 0>	23. 2 <24. 1> (100. 0)	11. 4 (49. 0)	(5.4)	8. 5	0.7	0. 3 (L. 3)	0.9	0.2	10. 4 <5. 8> (44, 8)	0.0
働の免除	【事業所規模】 30人以上	100. 0 <100. 0>	36. 3 <35. 5>	16.0	2. 4	15. 6	1.0	0. 3	0. 8	0.1	17. 8 <8. 6>	0. 1 <>
			(100.0)	(44.1)	(6.6)	(43. 0)	(2.9)	(0.9)	(2. 3)	(0.3)	(49. 0)	
	[総計]	100. 0 <100. 0>	1.0	0. 4	0.0	0. 3	0.0	0.0	0. 2		0, 5 <0, 3>	0. 0 <->
事業内託 児施設	【事業所規模】	-	(100.0)	(39. 8)	(4. 8)	(29. 3)	(1.9)	(3, 7)	(20. 6)	(-)	(55, 4)	
	30人以上	100. 0 <100. 0>	2.1	0.5	0.3	1. 1	0.1	0.0	0.1	0 0	1. 3	0.1
		+	(100.0)	(24. 5)	(12. 5)	(50. 7)	(4.5)	(1.7)	(6, 2)	(0, 0)	(63. 1)	-
育児に要する経費	【総計】	100. 0 <100. 0>	1. 7 <1. 3> (100. 0)	0.5	(8. 9)	0. 4	0.3	0.1	0. 4	0.0	1. 1 <0. 7> (62. 5)	0.0 <>
の援助措置	【事業所規模】 30人以上	100. 0	2.9	0.8	0.4	0. 7	0.7	0. 1	0. 3	0 0	1. 8	0. 1 <->
		1,00.07	(100.0)	(26. 9)	(12.6)	(24. 6)	(23. 2)	(2.0)	(10, 3)	(0.3)	(60, 2)	<u> </u>

		400 -1	state to 11		労働	動日1日に短線	言する時間の!	<b>憂さ</b>	
		総計	制度あり	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3 時間 以上	その他	不 明
短時間勤	【総計】	100. 0	31. 4 (100. 0)	(2.0)	(36, 8)	(41. 2)	(13. 3)	(4. 0)	(2.6)
務制度	【事業所規模】 30人以上	100.0	50. 1 (100. 0)	(2.2)	(37. 1)	(42. 6)	(14. 0)	(2.5)	(1. 7)

						利用すること	ができる子σ	)年齢の上限	(利用可能期間	)		
		総計	制度あり	3歳に達する まで	就学前	の始期に達	小学校入学 〜小学校低 学年(3年生 又は9歳)	小学校4年生 〜小学校卒 業(又は12 歳)まで	小学校卒業 以降も利用 可能	その他	(再掲) 「小学校就学の始 期に達するま で」以上	不 明
			l	(Ī)	2	(3)	<b>4</b> )	(5)	6	(7)	3~6	
1歳以上の子を対	【総計】	100. 0	9. 3 (100. 0)	7. t (76. 1)	0. 1 (1. 4)	1. 2 (12. 3)	0. 2 (1. 8)	0. 0 (0. 4)	0. 3 (2. 8)	0. 5 (5. 2)	1. 6 (17. 4)	0.0
象とする 育児休業 制度	[事業所規模] 30人以上	100. 0	16. 0 (100. 0)	12. 4 (77. 7)	0. 6 (3. 5)	1. 3 (8. 2)	0. 3 (2. 0)	0.0 (0.2)	0.3	1. 0 (6. 5)	2. 0 (12. 3)	0. 1

第22表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児のための短時間勤務制度の短縮時間分 賃金取扱い状況別事業所割合

(%) 総 計 有 給 一部有給 無 給 不 明 【総計】 10. 2 100.0 9.1 80.1 0.6 <100.0> <10.8> <8.8> <80.2> <0.3> 【産業】 鉱業 100.0 0.3 99.7 建設業 100.0 9.7 15.8 73.8 0.8 製造業 100.0 4. 3 7.5 87.4 0.7 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 4. 1 4.3 91.6 情報通信業 100.0 6.9 10.3 78.6 4.3 運輸業 100.0 4.5 8.8 86.6 卸売・小売業 100.0 8.3 4.9 86.8 金融 保険業 100.0 26.3 10.1 63.6 不動産業 100.0 0.8 21.9 77.4 飲食店、宿泊業 5.8 100.0 5.6 88.6 医療、福祉 100.0 23.9 15.3 58.0 2.8 教育、学習支援業 100.0 17.7 11.4 70.9 複合サービス事業 100.0 5.4 9.4 85. 2 サービス業 100.0 9.4 12.5 77. 1 0.9 【事業所規模】 500人以上 100.0 4.8 8.9 86.3 <100.0> <9.9> <8.8> <81.4> <-> 100~499人 100.0 8. 1 9.1 82.7 0.1 <100.0> <9.6> <8.8> <81.6> <0.0> 30~99人 100.0 8.5 11.7 79.4 0.4 <100.0> <12.1> <8.8> <78.0> <1.1> 5~29人 100.0 10.9 8.4 80.0 0.7 <100.0> <10.6> <8.8> <80.5> <0.1> 30人以上(再掲) 100.0 8.3 11.1 80.3 0.3 <100.0> <11.5> <8.8> <78.8> <0.9> 【労働組合の有無】 有り 100.0 11.8 6.8 81.1 0.3 <100.0> <11.5> <10.1> <78. **4**> <-> 無し 100.0 9.3 10.4 79.6 0.7 <100.0> <10.4> <8.1> <81.0> <0.4>

育児のための短時間勤務制度がある事業所=100.0%

Γ.

## 第23表 育児のための勤務時間短縮等の措置の種類、男女・育児のための勤務時間短縮等の措置の利用者の有無別事業所割合

(%) 女性の育児 男性の育児 育児休業後 総計 休業後復職 休業後復職 復職者あり 者ありの事 利用者あり 利用者なし |者ありの事||利用者あり||利用者なし 利用者あり利用者なし 不 明 不 明 不 明 の事業所 の事業所 の事業所 の事業所 の事業所 の事業所 の事業所 業所 業所 【総計】 100.0 10.4 10.4 0.3 (100.0)(33.3)(66.5)(0, 2)(100.0)(33.4)(66.3)(0.2)(100.0)(-)(99, 9)(0, 1)短時間勤務制度 【事業所規模】 100.0 23. 1 22.9 0. 2 30人以上 (100.0)(42.0)(57.6)(0.4)(100.0)(42.3)(57.3)(0.4)(100, 0)(-)(99.6)(0.4)【総計】 100.0 15.5 15. 5 0.1 育児の場合に利 (100.0)(16.8)(82.3)(0.9)(100.0)(16.8)(82, 3)(0.9)(100.0)(10.8)(87.6)(1.6)用できるフレッ 【事業所規模】 100.0 29. 0 28. 8 0.4 クスタイム制度 30人以上 (100.0)(27.2)(71.1)(1.7)(100.0)(27.3)(70.9)(1, 7)(100.0)(10.8)(87.6)(1.6)【総計】 100.0 10. 9 10.8 0.5 始業・終業時刻 (100.0)(35, 6)(64.1)(0, 3)(100.0)(35.8)(100.0)(63.9)(0.3)(0, 6)(99.3)(0, 1)の繰上げ・繰下 【事業所規模】 100.0 24. 4 24. 1 0.3 30人以上 (100.0)(25.8)(73.6)(0.6)(100.0)(26.1)(73.4)(0.6)(100.0)(4.5)(94.8)(0.7)【総計】 100.0 10.8 10.7 0.5(100.0)所定外労働の免 (17.2)(82.7)(0, 1)(100.0)(17.4)(82.5)(0, 1)(100.0)(--)(100.0)(-)除 【事業所規模】 100.0 24.3 24.2 0. 2 30人以上 (100.0)(19, 9)(80.0)(0.1)(100.0)(20, 0)(79.9)(0, 1)(100.0)(-)(100, 0)(-)【総計】 100.0 28. 3 28.3 0.0 事業所内託児施 (100.0)(47.2)(52.7)(0, 2)(100.0)(47.2)(52.7)(0.2)(100.0)(-)(100.0)(-)【事業所規模】 100.0 50.0 50.0 0.1 30人以上 (100.0)(69.6)(30.2)(0.2)(100, 0)(69, 6)(30, 2)(0, 2)(100.0)(-)(100.0)(-)【総計】 100.0 19. 2 18 8 0.4 育児に要する経 (100.0)(11.6)(85.4)(3.0)(100.0)(11.8)(85, 2)(3.0)(100, 0)(3.8)(91.7)(4.5)費の援助措置 【事業所規模】 100.0 33. 7 32.5 1.5 30人以上 (100.0)(22.8)(71.4)(5.8)(100.0)(23, 6)(70.4)(6.0)(100, 0)(3.8)(91.7)(4.5)【総計】 100.0 12.5 12.4 0.1 1歳以上の子を (100.0)(4.6)(94.7)(0.7)(100.0)(4.7)(94.6)(0, 7)(100.0)(-)(99.2)(0.8)対象とする育児 【事業所規模】 100.0 27. 9 27. 6 0.4 休業制度 (100, 0)30人以上 (5.8)(93.1)(1.0)(5.9)(100.0)(93.0)(1.0)(100.0)(0, 0)(99.2)(0.8)

短時間勤務制度等各々の制度がある事業所=100.0%

第24表 事業所規模、男女・育児のための勤務時間短縮等の措置の種類別育児休業後復職者 に占める利用者割合

		h:	この十 日日 共長 マケ ナボ	ptr		***	<b>↑ 15 ∧ 1~ 7</b> 11 0	7 7 ·	5 m 5 //	(70)
		***	時間勤務制	<u>医</u>		育児	の場合に利用	<b>fできるフレ</b>	ックスタイム	制度
	制度あり事業 所における職者 児休業復職者 に占め割合 (注 1)	女 性	男性	女性育児休 業復職者に 占める利用 者の割合 (注2)	業復職者に	制度あり事業 所における 現休業復職者 に占める利用 者の割合		男性	業復職者に	男性育児休 業復職者に 占める利用 者の割合
【総計】	30, 3 (100, 0)	(100.0)	(-)	18. 2	_	18. 1 (100. 0)	(99. 8)	(0, 2)	2. 8	0. 4
【事業所規模】 500人以上	36. 5 (100. 0)	(100, 0)	(-)	27. 1		15. 1 (100. 0)	(99. 2)	(0.8)	4. 1	10, 2
100~499人	32. 2 (100. 0)	(100.0)	(-)	22. 4		22. 7 (100. 0)	(100.0)	(0.8)	3, 0	-
30~99人	36. 2 (100. 0)	(100.0)	(-)	23. 3	_	28. 4 (100. 0)	(100.0)	(-)	3.5	-
5~29人	17. 8 (100. 0)	(100, 0)	(-)	7.8	_	11.9	(100.0)	(-)	1.5	_
30人以上(再掲)	34. 6 (100. 0)	(100.0)	(-)	23.9	_	20. 7	(99, 7)	(0.3)	3.4	1. 7

		始業・終業	美時刻の繰上	げ・繰下げ			所	定外労働の免	已除	
	制度あり事業 所における育 児休業復職者 に占める利用 者の割合		男性	女性育児休 業復職者に 占める利用 者の割合	男性育児休 業復職者に 占める利用 者の割合	制度あり事業 所における 児休業復職者 に占める利用 者の割合		男性	女性育児休 業復職者に 占める利用 者の割合	男性育児休 業復職者に 占める利用 者の割合
【総計】	25. 7 (100. 0)	(99, 9)	(0.1)	8. 9	0.4	14. 2 (100. 0)	(100, 0)	(-)	7.0	_
【事業所規模】 500人以上	13. 8	(100.0)	, ,	4.5	_	10.1			7.3	-
100~499人	(100. 0) 14. 5 (100. 0)	(100. 0) (99. 6)	(0.4)	5. 4	5.7	(100, 0) 17, 1 (100, 0)	(100.0)	()	10. 1	_
30~99人	26. 6 (100. 0)	(100, 0)	(-)	10.4	_	19.3 (100.0)	(100.0)	(-)	8.8	-
5~29人	42. 0 (100. 0)	(99.9)	(0.1)	12.9	_	10. 6 (100. 0)	(100.0)	(-)	3.5	_
30人以上(再掲)	18. 3 (100. 0)	(99.9)	(0, 1)	6.7	1.7	15. 4 (100, 0)	(100, 0)	(-)	9.0	_

		事	業所内託児旅	設			育児に要	要する経費の	援助措置	
	制度あり事業			女性育児休	男性育児休	制度あり事業		,	女性育児休	里性育用体
	所における育 児休業復職者 に占める利用 者の割合	., .,		業復職者に 占める利用 者の割合	業復職者に 占める利用 者の割合	所における育 児休業復職者 に占める利用 者の割合	女性		業復職者に 占める利用 者の割合	業復職者に 占める利用 者の割合
【総計】				<u> </u>		-				
	46. 1 (100. 0)	(100, 0)	(-)	4. 4	_	9. 5 (100, 0)	(99.0)	1.0	0.9	0. 2
【事業所規模】			_							
500人以上	36.6			8.9	_	6.4			1.8	4.9
	(100.0)	(100, 0)	(-)			(100, 0)	(97. 2)	(2.8)		
100~499人	59.9	(100.0)		8.4	-	34. 2			2.0	-
30~99人	(100.0) 87.8	(100, 0)	(-)	2. 6	_	(100, 0) 4, 7	(100, 0)	(-)	0.1	_
	(100, 0)	(100.0)	(-)			(100, 0)	(100, 0)	(-)		
5~29人	-			_	-	l – i			-	_
	(100, 0)	()	(-)	<b> </b>	}	(100.0)	(-)	(-)	ļ	
30人以上(再掲)	50, 6			6.7	-	12.8			1,4	2.5
	(100.0)	(100, 0)	()	<b>I</b>		(100, 0)	(99.0)	(1.0)		

		上記以	人外のその他	の措置	
	制度あり事業 所における育 児休業復職者 に占める利用 者の割合	女 性	男性	女性育児休 業復職者に 占める利用 者の割合	男性育児休 業復職者に 占める利用 者の割合
【総計】	2. 4 (100. 0)	(100.0)	(-)	1.0	_
【事業所規模】 500人以上	0.9	(100.0)	, ,	0.8	_
100~499人	(100, 0) 3, 0 (100, 0)	(100, 0)	(-) (-)	1.9	-
30~99人	5. 3 (100. 0)	(100.0)	(-)	1.1	_
5~29人	1. 6 (100. 0)	(100. 0)	(-)	0, 3	-
30人以上(再掲)	2.6 (100.0)	(100.0)	_ (-)	1.4	_

<sup>(</sup>注1) 勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所において、H16.4.1~17.3.31までに復職した者のうち、H17.10.1までの間に利用を開始した者 (開始予定の申し出をしている者を含む。) の割合である。

<sup>(</sup>注2) H16.4.1~17.3.31までに復職した者のうち、H17.10.1までの間に利用を開始した者 (開始予定の申し出をしている者を含む。) の割合である。

第25表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業制度の規定の有無別事業所割合

				(%)
	総 計	規定あり	規定なし	不明
【総計】	100.0	55. 6 <55. 3>	44. 4 <44. 7>	0. 0 <0. 0>
【産業】				\0.0/
鉱業 建設業	100. 0 100. 0	44. 2 37. 2	55. 8 62. 8	_ _
製造業	100.0	49. 5	50. 5	
食料品・飲料・たばこ・飼料	100.0	56. 0	44. 0	_
繊維・衣服・その他の繊維製品	100.0	44. 0	56. 0	_
木材・木製品・家具・装備品 パルプ・紙・紙加工品	100.0	33. 7	66. 3	_
印刷・同関連業	100. 0 100. 0	56. 2 37. 6	43. 8 62. 4	_
化学工業・石油製品・石炭製品	100.0	79. 7	20. 3	
ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮	100.0	40. 1	59. 9	<del></del>
窯業・土石製品	100.0	48. 0	52. 0	
鉄鋼業・非鉄金属	100.0	54. 0	46. 0	<del></del>
金属製品	100.0	45. 1	54. 9	<del></del>
一般機械器具 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	100.0	46. 9	53. 1	_
電気機械奋具、情報通信機械奋具、電子部品・ナハイス 輸送用機械器具	100.0	65. 2 47. 4	34. 8 52. 6	<del>-</del> 
翔达用饭饭做好完    精密機械器具	100.0	47. 4 50. 8	49, 2	_
その他(プラスチック製品、その他)	100.0	43. 3	56. 7	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99. 1	0. 9	
情報通信業	100.0	65. 4	34. 6	_
運輸業 卸売・小売業	100.0	60. 1 57. 1	39. 9 42. 9	_ _
卸売業	100.0	56. 4	42. 9	_
小売業	100.0	57. 5	42. 5	
金融・保険業	100.0	96. 2	3. 8	_
不動産業 飲食店,宿泊業	100.0	60. 5 49. 4	39, 5 50, 6	<del>-</del>
飲食店	100.0	51. 4	48. 6	
宿泊業	100.0	42. 4	57. 6	_
医療,福祉	100.0	68. 1	31.9	_
教育, 学習支援業 複合サービス事業	100.0	58. 9 87. 0	41.1	_
後ロリーにへ事業 サービス業	100.0	52. 8	13. 0 47. 1	0. 1
専門サービス業	100.0	56. 8	43. 2	_
学術・開発研究機関	100.0	82. 6	17. 4	_
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	27. 6	72. 4	_
その他の生活関連サービス業	100.0	63. 8	36. 2	_
, 娯楽業 - 廃棄物処理業	100. 0 100. 0	50. 7 36. 1	48. 9 63. 9	0. 4
	100.0	40.8	59. 2	_
機械等修理業	100.0	70.6	29. 4	
物品賃貸業	100.0	59. 9	40. 1	_
広告業	100. 0	35. 1	64. 9	_
その他の事業サービス業	100.0	65. 7	34. 3	_
政治・経済・文化団体	100.0	60. 5	39. 5	-
宗教 その他のサービス業	100. 0 100. 0	19. 5 65. 8	80. 5 34. 2	_ _
【事業所規模】	100.0	, 00.0	07. 4	
500人以上	100.0	99. 4	0. 6	_
	<100.0>	<98. 0>	<2.0>	<->
100~499人	100.0	93. 2	6.8	- <->
30~99人	<100. 0> 100. 0	<88. 2> 78. 3	<11.8> 21.7	0.1
	<100.0>	<69. 5>	<30.3>	<0. 1
5~29人	100.0	50. 2	49. 8	_
	<100.0>	<51. 7>	<48. 3>	<->
30人以上(再掲)	100.0	81.4	18.6	0.0
【労働組合の有無】	<100.0>	⟨73. 2⟩	<26.7>	<0.1>
【ガ働組合の有無】 有り	100.0	91. 9	8. 1	0.0
	<100.0>	<89. 5>	<10.4>	<0.1>
無し	100.0	46. 9	53. 1	_
事業所総数=100.0%	<100.0>	<46. 2>	<53. 8>	<b>⟨−⟩</b>

第26表 産業・事業所規模・労働組合の有無、最長介護休業期間別事業所割合

	T					最長介護	休業期間				(%)
		期間の最				r	T			期間の制	
	総計	長限度を 定めてい る	通算して 93日ま で(注1)	93日を 超え6か 月未満 (注2)	6か月	6か月を 超え1年 未満	1年	1年を超える期間	その他	限はな く、必要 日数取得 できる	不 明
【総計】	100. 0 <100. 0>	93. 1 <96. 1> (100. 0) <100. 0>	(75. 5) <73. 6>	(0. 8) <1. 0>	(4. 7) <5. 1>	(0. 6) <1. 5>	(15. 6) <17. 7>	(1. 2) <1. 2>	(1. 6)	6. 7 <3. 5>	0. 1 <0. 4>
【産業】 鉱業	100.0	91. 2 (100. 0)								8.8	_
建設業	100.0	87. 3	(78. 0)	(-)	(5. 0)	(-)	(17. 0)	(-)	(-)	12. 7	_
製造業	100. 0	(100. 0) 92. 7	(72. 0)	(0. 2)	(8. 0)	(2. 1)	(13. 9)	(0.9)	(3. 0)	7.0	0. 3
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	(100. 0) 99. 1	(77. 4)	(0.7)	(3. 5)	(0.9)	(14. 0)	(0.8)	(2. 8)	0.9	
情報通信業	100.0	(100. 0) 96. 1	(18. 0)	(-)	(6. 4)	(2. 3)	(18. 2)	(54. 1)	(0.9)	3. 9	_
運輸業	100.0	(100. 0) 89. 9	(68. 8)	(0.6)	(4. 7)	(2.5)	(18. 4)	(5. 0)	(-)	10. 1	_
卸売・小売業	100.0	(100. 0) 91. 7	(64. 3)	(2.0)	(4. 2)	(0. 1)	(26. 7)	(0.1)	(2. 6)		
金融・保険業	100.0	(100. 0) 97. 3	(79. 0)	(0. 1)	(2. 7)	(0. 1)	(15. 8)	(0.8)	(1. 4)	8.3	_
不動産業		(100.0)	(62. 4)	(0.8)	(5. 0)	(0.3)	(29. 5)	(1. 9)	(-)	2. 7	
	100.0	96. 2 (100. 0)	(66. 0)	(-)	(12. 9)	(-)	(20. 0)	(0. 2)	(0.9)	3.8	_
飲食店、宿泊業	100.0	90. 9 (100. 0)	(76. 6)	(3. 2)	(4. 5)	(0.3)	(12. 9)	(0.0)	(2. 5)	9.1	
医療、福祉	100.0	97. 3 (100. 0)	(87. 4)	(0.0)	(4. 7)	(0.5)	(3. 7)	(1. 6)	(2. 1)	2. 7	
教育, 学習支援業	100.0	99. 5 (100. 0)	(78. 7)	(1.0)	(10. 9)	(0.5)	(8. 7)	(0. 2)	(-)	0.5	_
複合サービス事業	100.0	98. 7 (100. 0)	(94. 9)	(0, 0)	(1. 8)	(0. 2)	(2. 7)		(0.4)	1. 3	_
サービス業	100.0	95. 3 (100. 0)	(75. 0)	(1. 5)	(6. 0)		, ,	(-)		4. 2	0. 5
【事業所規模】 5 0 0 人以上	100. 0 <100. 0>	99. 2 <99. 8> (100. 0)	(36. 5)	(0.7)	(6. 6)	(3. 1)	(46. 2)	(6.5)	(0. 3)	0. 8 <0. 2>	_ <->
100~499人	100. 0 <100. 0>	(100. 0) 98. 6 (98. 4) (100. 0) (100. 0)	<30. 8> (63. 8) <55. 6>	(1. 2)	(4. 8)	(0. 6)	<52. 1> (25. 4)	(3. 5)	(0. 7)	1. 2 <1. 6>	0. 2 <0. 0>
30~99人	100. 0 <100. 0>	95. 8 <96. 6> (100. 0)	(72. 4)	(1.0)	<6. 7> (5. 2)	(1. 1)	(16. 9)	(1. 7)	(1. 8)	4. 1 <3. 4>	0. 1 <->
5~29人	100. 0 <100. 0>	<100. 0> 92. 0 <95. 8> (100. 0)	<68. 5> (77. 6)	(0. 7)	<5. 7> (4. 5)	(0. 5)	<21. 2> (14. 3)	(0.8)	(1. 7)	7. 9 <3. 6>	0. 1 <0. 6>
30人以上(再掲)	100. 0 <100. 0>	<100. 0> 96. 5 <97. 0> (100. 0) <100. 0>	<76. 1> (69. 8) <65. 0>	<1. 0> (1. 0) <1. 2>	<4. 8> (5. 1) <6. 0>	(1. 0) (2. 1)	<15. 8> (19. 3) <24. 0>	<1. 1> (2. 2) <1. 6>	(1. 6)	3. 4 <3. 0>	0. 1 <0. 0>
【労働組合の有無】 有り	100. 0			27	(0. 0/	\£. 1/	\47.07	X1, 0/			
	<100.0>	96. 2 <97. 5> (100. 0) <100. 0>	(57. 6) <48. 6>	(0. 5) <1. 0>	(5. 3) <6. 7>	(1. 2) <2. 0>	(32. 0) <38. 8>	(2. 3) <2. 9>	(1. 0)	3. 8 <1. 2>	0. 0 <1. 3>
<b>乗し</b>	100. 0 <100. 0>	91. 7 <95. 4> (100. 0) <100. 0>	(84. 4) <86. 6>	(0. 9) <1. 1>	(4. 3) <4. 2>	(0.3)	(7. 5) <6. 7>	(0. 6) <0. 3>	(1. 9)	8. 1 <4. 6>	0. 2 <0. 0>

介護休業制度の規定あり事業所=100.0% (注1) 平成14年度は「3か月まで」 (注2) 平成14年度は「3か月を超え6か月未満」

第27表 産業・事業所規模・労働組合の有無別、介護休業取得回数の制限の有無・取得可能回数別事業所割合

	#so =:	取得回数		- <del></del>	P#= ^ -	76 A 57 111	eti i = · · ·		r			m Mi			取得回数	
	総計	の制限あり	ļi lī	可一对家家	で展の同一	要介護状! 3回以上		不明		1 📵	そ( 2回	の他 3回以上	その他	不明	の制限なし	不
【総計】				1 (2)	2 10	2回以工	ての他	17 99		1 1 1 1	2 🖽	3回以工	ての他	个 明	<del>                                     </del>	
	100.0	70. 5													29. 2	0. 3
	<100.0>	<83. 8>	(00.0)												<16.0>	<0.∶
		(100. 0)	(93. 9) (100. 0)	(96. 2)	(2. 4)	(0.7)	(0. 2)	(0.5)	(6, 1) (100, 0)	(85. 4)	(8.8)	(3. 4)	(2. 1)	(0. 2)		
【産業】			(100.0)	(30. 2)	(2.4)	(0.7)	(0.2)	(0.0)	(100.0)	(85. 4)	(0.0)	(3.4)	(2.1)	(0.2)	<del> </del>	
拡業	100.0	69. 8													30. 2	
		(100.0)	(88. 7)						(11. 3)							
建設業	100.0	66. 8	(100.0)	(93. 6)	(6.4)	(-)	(-)	()	(100.0)	(100. 0)	(-)	(-)	(-)	(-)		
<b>姓政策</b>	100.0	(100.0)	(94. 7)		1				(5. 3)						32. 8	0.
		(100.0)	(100.0)	(99. 7)	(0.3)	(0.1)	(-)	()	(100.0)	(100.0)	()	(-)	()	(-)		1
製造業	100.0	68.9												` ´	30.4	0.
		(100.0)	(93.0)						(7. 0)							
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	53.5	(100.0)	(95. 3)	(3.1)	(1. 2)	(0.1)	(0.3)	(100.0)	(81. 8)	(12.5)	(3.2)	(1-7)	(0.8)	46.5	
The second second second	100.0	(100.0)	(83.4)	l					(16. 6)						46.5	_
			(100.0)	(86.0)	(12. 2)	(0.1)	(0.9)	(0.9)	(100.0)	(54 6)	(35. 2)	(4.3)	(6.0)	(-)		
情報通信業	100 0	56. 6													43. 4	-
	Ì	(100.0)	(95. 2) (100. 0)	(00.4)	(2.4)	(0.1)		(1.0)	(4.8)	(00.0)		, ,	(0.4)	/0.3		
運輸業	100.0	73. 7	(100.0)	(96. 4)	(2. 4)	(0.1)	(-)	(1. 2)	(100.0)	(88. 2)	(-)	(-)	(9.1)	(2. 7)	24. 6	1.
	1	(100.0)	(90.8)			-			(9. 2)						24.0	1.
			(100.0)	(97. 8)	(2. 2)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(92.8)	(-)	(7. 2)	()	(-)		
卸売・小売業	100.0	69. 5	l												30. 5	-
		(100.0)	(94. 2)	(00 0)	(0.0)	(0.0)	, .	10.00	(5. 8)	(70.0)	/13 0	(2.11	(0:	, .		
金融・保険業	100.0	75. 0	(100.0)	(96. 2)	(2.8)	(0. 2)	()	(0, 9)	(100.0)	(79 0)	(17.8)	(3.1)	(0.1)	(-)	25. 0	_ ا
MININ INFORM	100.0	(100.0)	(97. 8)						(2. 2)						23.0	-
			(100.0)	(96. 3)	(1.8)	(-)	(-)	(1.9)	(100.0)	(84-0)	(-)	(-)	(16 0)	(-)		
不動産業	100.0	82. 8		1											16.9	0.
		(100. 0)	(95. 1)	(0.4.1)					(4. 9)							
飲食店、宿泊業	100.0	61.6	(100.0)	(94. 1)	(1. 2)	(4. 8)	(-)	(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	()	(-)	38. 4	
× R/L. 16/L/★	100.0	(100.0)	(96. 3)						(3. 7)						36.4	-
			(100.0)	(97. 4)	(2.6)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(44. 6)	(-)	(27. 7)	(27. 7)	()		
医療 福祉	100.0	74. 5													25.5	-
		(100.0)	(87. 9)	(00.0)	(2.0)	(0.1)	(0.4)	(0.2)	(12. 1)	(0.0.0)						
教育,学習支援業	100.0	79.4	(100.0)	(90.6)	(3. 3)	(3. 1)	(2. 4)	(0.7)	(100.0)	(93. 9)	(6-1)	(-)	(-)	(-)	20.6	_
次日, 于自义从未	100.0	(100.0)	(94. 6)						(5.4)						20.6	_
			(100.0)	(96. 7)	(3.3)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(81. 1)	(16.5)	(-)	(-)	(2.4)		
複合サービス事業	100.0	80, 3			į										19.7	-
		(100. 0)	(96. 5) (100. 0)	(00.7)	(-)	(0.2)	, ,	, ,	(3.5)	(100.0)	, ,	, ,				
サービス業	100.0	71. 9	(100.0)	(99. 7)	(-)	(0.3)	(-)	(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	27. 5	0.
-		(100.0)	(95. 0)						(5.0)						27.0	"
			(100.0)	(95.9)	(2. 5)	(1. 3)	(0. 2)	(0, 1)	(100.0)	(86.8)	(5.5)	(4, 4)	(3. 2)	(-)		
【事業所規模】 500人以上	100.0	50.7														
200VNT	100.0	59. 7 <83. 0>				-									40. 3 <17. 0>	<-
	(100.0)	(100.0)	(95. 2)						(4. 8)						(17.07	\
			(100.0)	(89. 6)	(6.4)	(3.0)	(0.6)	(0.4)	(100.0)	(45-7)	(19.4)	(8.1)	(15. 1)	(11.7)		ĺ
100~499人	100.0	69. 8	1												30. 0	0.
	<100.0>	<84. 4> (100. 0)	(94. 2)						(E 0)						<15. 6>	<0.
		(100.0)	(100.0)	(94. 4)	(3.3)	(1.4)	(0, 3)	(0.6)	(5, 8) (100, 0)	(74. 6)	(15. 2)	(2.4)	(5.1)	(2.8)		
30~99人	100.0	72. 3	`````	(27.37	(5.0)	,,,,,,,	(5. 0)	(5. 0)	(100.0)	(14.0)	(10.2)	(2.4)	(0.1)	(2.0)	27.4	0.
	<100.0>	<82. 6>													<17. 3>	<0.
		(100.0)	(93. 9)		,			40.00	(6. 1)							
5~29人	100.0	70. 1	(100.0)	(93. 7)	(4. 9)	(0.9)	(0, 0)	(0.5)	(100.0)	(62. 3)	(14. 1)	(14. 4)	(9. 0)	(0. 2)	20. 5	_
2~ Z A V	<100. 0 <100. 0>	70. 1 <84. 0>													29. 5	(O.
		(100.0)	(93. 9)						(6. 1)						13.0	\ \
			(100. 0)	(97. 0)	(1.6)	(0.6)	(0.3)	(0. 6)	(100.0)	(92.5)	(6. 9)	(0.6)	(-)	()		
30人以上(再掲)	100.0	71.6													28. 2	0.
	<100.0>	<83. 0> (100. 0)	(93. 9)						(6.0)						<16. 9>	<0.
		(,00.0)	(100.0)	(93.8)	(4. 6)	(1.0)	(0. 1)	(0.5)	(100.0)	(64. 6)	(14. 4)	(11.9)	(8.3)	(0.9)		
【労働組合の有無】			<u> </u>											,,		<b></b>
与り	100.0	68. 1													31. 9	0
	<100.0>	<85. 6>	(02.2)						(7.00						<14. 4>	<0.
		(100. 0)	(92. 2) (100. 0)	(96.0)	(2.9)	(0.3)	(0.1)	(0. 6)	(7. 8) (100. 0)	(78. 2)	(13. 0)	(3.1)	(5. 2)	(0.4)		
₩L	100.0	71. 7	````	(55.6)		(5.5)	(5.1)	(0.0)	(100.0)	(70.2)	(10.0)	(3.1)	(0. 2)	(0.4)	27. 9	0.
	<100.0>	<82. 8>													<16. 9>	⟨0.
		(100.0)	(94. 7)						(5. 3)							
	I	1	(100.0)	(96. 2)	(2. 2)	(0.9)	(0.3)	(0.5)	(100.0)	(90. 2)	(6.0)	(3.6)	(-)	(0.1)	1	1

第28表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業の対象となる家族の範囲の制限の有無・範囲 別事業所割合

(%) 对象家族(M.A.) 制限 絵 計 制限あり 育児・介 労働者が同居して 労働者が扶養して 明 不 なし 護休業法 いない家族 いない家族 その他 不 明 の対象家 兄弟 兄弟 祖父母 孫 祖父母 孫 旌 姉妹 姉妹 【総計】 100.0 92.7 7 0 0.3 <100.0> <93.1> <6.9> <0.0> (100.0)(96, 9)(6.3)(4.4)(3.9)(4, 2)(3.2)(2.6)(10.2)(0.0)<100.0> <99.1> <4.0> <2.7> <1.9> <4.0> <3.1> (2.4) <13.6> <0.0> 【産業】 鉱業 100.0 83.7 16.3 (100.0)(95.3) (10.0)(10.0)(9, 4)(10.0)(10.0)(9.4)(9.4)(-)100.0 建設業 93.4 6 6 (100.0)(96.9)(10.0)(4.2)(4.2)(4.0)(3.8)(2.0)(8.6)(-)製造業 100 0 89.8 9.6 0.6 (100.0)(96.4)(7 4)(5, 1)(3.9)(4.9)(3.6)(2.9)(9.3)(-)電気・ガス・熱供給・水道業 100 0 99.1 0.9(100.0)(93.6)(14.5)(21.3)(13, 3)(18.6)(19.1)(18.6)(17.0)情報通信業 100.0 96.0 4 0 (100.0)(98.1)(12.2)(5, 7)(-)(5.4)(8.6)(5.2)(5.0)(4.8)運輸業 100.0 89.5 8 8 1 7 (100.0)(96.1)(5.7)(5.0)(3.7)(3.2)(2.6)(0.1)(8.8)(-)卸売・小売業 100.0 92.3 7.6 0.1 (100.0)(97.4)(4.0)(2.4)(2.4)(2.4)(1.0)(0.9)(9.0)(0, 0)金融・保険業 100.0 98. 1 1.9 (100.0)(97.0)(2.7)(2.7)(2.7)(8.1)(8.1)(8.1)(15.6)(-)不動産業 100.0 95 9 4.1 (100.0)(92.8)(3, 9) $(3 \ 9)$ (3.9)(0.3)(0, 3)(0.3)(15.2)(-)飲食店、宿泊業 100.0 89 1 10 9 (100.0)(98.5)(1.6)(1.6)(1.6)(1, 6)(1.6)(1.5)(5.8)(-)医療, 福祉 100.0 91.6 8.4 (100.0)(97.1)(10.4)(10.3) (9.8)(4.5)(4.5)(5.0)(16.5)(-)教育,学習支援業 100.0 97 2 2.8 (100.0)(95.2)(8.7)(8, 7)(5.8)(6.1)(6.0)(3.1)(9.1)(-)複合サービス事業 100.0 98 7 1.3 (100.0)(99.8)(4.3)(2.9)(2.9)(0.4)(0.2)(0, 2)(10.9)(-)サービス業 100.0 93 8 6.0 0.2 (100.0)(96.2)(8.5)(5.5)(4.2)(6.0)(3.6)(2.9)(10.7)【事業所規模】 500人以上 100.0 97.8 2. 2 <100.0> <97.7> <2.3> <-> (100.0)(97.5)(11, 2)(9.8)(8.9)(12.2)(10.8)(10.1) (11.5)(0.0)<100 0> (98.8) <11.4> <8.9> <8.2> <10.8> <8.8> <8.2> <11.2> 100~499人 100.0 96.9 3.0 0.1 <100.0> <96. 2> <3.8> <0.0> (100.0)(97.3)(7.8)(5.4)(6.2)(6.7)(5.0)(4.9)(11.2)<100.0> <97. 9> <7.4> <5. 6> <4.4> <6.7> <5. 0> <4. 2> <11.4> <0.0> 30~991 100.0 93.5 6.3 0. 2 <100.0> <93.4> <6.6> (100, 0)(96.6)(5.6)(4, 4)(4.2)(4.1)(3.2)(2.7) (11.8)(-)<100.0> <97.9> <4.4> <3.4> (2.7) <4.3> <2.7> <2.2> <14 0> <0.1> 5~29人 100.0 92. 2 7.6 0.3 <100.0> <92. 9> <7.1> <-> (100.0)(97.0)(6.3)(4.2)(3.6)(4.0)(3.0)(2.3)(9.7)(-)<100.0> <99.4> <3.7> <2.3> <1.5> <3.8> <3.1> <2.3> <13.7> <-> 30人以上(再掲) 100.0 94. 3 5.5 0.2 <100.0> <94.1> <5. 9> <0.0> (100.0)(3.8)(96.7)(6.2)(4.9)(4.5)(4.8)(3.3)(11.6)(0, 0)<100.0> <97.9> <5. 2> <4. 0> <3. 2> <4.9> <3.3> <2.7> <13.4> < 0.1> 【労働組合の有無】 有り 100.0 95 4 4.5 0.1 (100.0)(96.3)(8.5)(5.8)(4.9)(7.5)(6.0)(4.5)(11.2)(0.0)無し 100.0 91 4 8.2 0.3 (100.0)(97.2)(5.2)(3.7)(3.4)(2.7)(1.8) (1.6)(9.7)介護休業制度の規定がある事業所=100.0%

第29表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業対象者からの除外者の状況別事業所割合

	総計	所定労働日数が 週2日以下の者			勤続	1年未満の	D者	(%) 93日以内に退職する ことが明らかな者(注)			
		対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	
【総計】											
	100. 0	13. 2	85. 6	1. 2	14. 9	84. 4	0. 7	16.0	83. 0	0.9	
Toda Alla V	<100. 0>	<9. 4>	<90.6>	<0.0>	<14. 0>	<86. 0>	<0.0>	<17. 5>	<82. 0>	<0.5>	
【産業】 鉱業	100. 0	5. 7	94. 3	_	13. 0	87. 0	_	18. 3	81. 7	_	
建設業	100.0	8. 7	89. 5	1. 8	15. 9	82. 4	1.8	10. 2	88. 0	1.8	
製造業	100.0	11.9	86. 6	1. 5	16. 2	83. 3	0. 5	16. 3	82. 9	0.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	13. 6	83. 7	2. 7	14.5	85.5		22. 3	77. 7		
 情報通信業	100.0	17. 8	80. 7	1. 5	16.7	83. 3	_	18. 2	81. 5	0. 2	
運輸業	100.0	10. 4	85. 7	3. 9	14. 2	82. 4	3. 4	17. 7	78. 8	3. 5	
卸売・小売業	100.0	16.8	83. 1	0. 1	13. 1	86. 9	_	17. 1	82. 3	0.6	
金融・保険業	100.0	17. 9	79. 0	3. 1	12. 9	87. 1	_	16.6	83. 4	-	
不動産業	100. 0	5. 2	94. 7	0. 1	12. 4	87. 6	_	11. 8	88. 1	0.0	
飲食店、宿泊業	100.0	20. 2	79. 1	0. 7	21. 0	78. 3	0. 7	17. 1	81. 5	1. 3	
医療, 福祉	100.0	3. 5	96. 1	0. 4	14. 6	85. 4	_ '	11.5	88. 5	-	
教育, 学習支援業	100.0	16. 0	84. 0	0.0	15. 4	84. 6	0.0	18. 5	81. 4	0.1	
複合サービス事業	100.0	9. 3	90. 7	_	8. 6	91.4	_	10. 2	89. 8		
サービス業	100.0	11. 1	87. 4	1. 5	17. 0	81.8	1. 2	18. 4	80. 1	1.4	
【事業所規模】											
500人以上	100.0	19. 7	78. 4	1. 8	23. 2	76. 8	0. 1	24. 4	75. 5	0.1	
	<100.0>	<11. 2>	<88. 3>	<0.5>	<20. 9>	<78. 7>	<0.3>	<23. 7>	<76. 1>	<0.3>	
100~499人	100.0	14. 9	83. 0	2. 1	17. 4	82. 3	0. 3	16. 9	82. 5	0.6	
	<100.0>	<9.5>	<90. 4>	<0.1>	<17. 5>	<82. 3>	<0.2>	<19. 7>	<79. 9>	<0.4>	
30~99人	100.0	13. 1	85. 9	0. 9	14.6	85. 3	0.1	18. 1	81.6	0.3	
	<100.0>	<9.6>	<90. 3>	<0.1>	<16. 4>	<83. 6>	<0.0>	<20. 9>	<77. 9>	<1.2>	
5~29人	100.0	13. 0	85. 7	1.3	14.8	84. 4	0.8	15. 4	83. 5	1.1	
	<100.0>	<9.4>	<90.6>	<0.0>	<13. 2>		<0.0>	<16.6>	<83. 0>	<0.3>	
30人以上(再掲)	100.0	13. 6	85. 2	1. 2	15.3	84. 5	0. 1	18.0	81. 7	0.4	
	<100.0>	<9. 6>	<90. 3>	<0.1>	<16. 7>	<83. 2>	<0.1>	<20. 7>	<78. 3>	<1.0>	
【労働組合の有無】			_								
有り	100.0	20. 0	78. 8	1. 2	15. 8	84. 2	0.0	17.6	81. 7	0.6	
	<100.0>	<8.7>	<91.3>	<0.0>	<12.0>	<87. 9>	<0.1>	<17.7>	<81.8>	<0.5>	
無し	100.0	9.9	88. 8	1. 2	14. 5	84. 5	1.0	15. 3	83. 6	1.1	
	<100. 0>	<9.8>	<90. 2>	<0.0>	<14. 9>	<85. 1>	<->	<17. 3>	<82. 2>	<0.5>	

介護休業制度の規定がある事業所=100.0%

<sup>(</sup>注)14年度は「3か月以内に退職することが明らかな者」。

第30表 産業・事業所規模・労働組合の有無、有期契約労働者の介護休業取得範囲の決定の有無 ・範囲別事業所割合

(%)対象労働者の 対象労働者の 範囲を育児・ 対象労働者の 範囲を育児・ 介護休業法に 決めて 範囲を育児・ 総 計 決めている 明 介護休業法に よる要件にか 不 介護休業法に いない よる要件より かわらず全て よる要件と同 じとしている 一部 いる 一部広くして の有期契約労 働者としてい 【総計】 100.0 49.9 49.9 0.1 (100.0)(95.8)(2.1)(2.1)【産業】 鉱業 100.0 29.1 70.9 (100.0)(98.4)(-)(1.6)建設業 100.0 43.5 56.5 (100.0)(86.9)(4.1)(9.0)製造業 100.0 41. 2 58.7 0.1 (100.0)(97.9)(0.9)(1.2)電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 64.8 35.2 (100.0)(87.5)(8.9)(3.6)情報通信業 100.0 40.7 59.3 (100.0)(97.2)(1.2)(1.6)運輸業 100.0 35.8 62.5 1.7 (100.0)(89.2)(4.4)(6.4)卸売・小売業 100.0 53.5 46.4 0.0 (100.0)(95.1)(2.4)(2.5)金融・保険業 100.0 70.9 29.1 (100.0)(97.7)(2.3)(0.0)不動産業 100.0 42. 1 57.6 0.3 (100.0)(98.7)(0.4)(0.9)飲食店, 宿泊業 100.0 58.7 41.3 (100.0)(99.7)(-)(0.3)医療, 福祉 100.0 40.4 59.6 (100.0)(99.9)(0.1)(0.0)教育, 学習支援業 100.0 54.0 45.9 0.1 (100.0)(99.9)(0.1)(0, 1)複合サービス事業 100.0 70.5 29.5 (100.0)(98.1)(1.9)(-)サービス業 100.0 50.0 50.0 0.0 (100, 0)(96.1)(2.7)(1.1)【事業所規模】 500人以上 100.0 73.3 26.7 (100.0)(93.9)(3.5)(2.5)100~499人 100.0 60.4 39.4 0.2 (100.0)(95.5)(2.0)(2.5)30~99人 100.0 50.5 49.4 0.0 (100.0)(96.0)(2.0)(2.0)5~29人 100.0 48.9 51.0 0.2 (100.0)(95.7)(2.1)(2.2)30人以上(再掲) 100.0 53.1 46.9 0.1 (100, 0)(95.8)(2.1)(2.1)【労働組合の有無】 有り 100.0 63.1 36.8 0.0 (100.0)(94.6)(3.8)(1.6)無し 100.0 43.7 56.1 0.2 (100.0)(96.6)(0.9)(2.5)

介護休業制度の規定がある事業所=100.0%

第31表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護休業中・休業 後の労働条件の明示の有無・方法別事業所割合

	<b>4</b> /\ =1	明示	する	55 - 1 4		
	総計	書面を交付	口頭で伝達	明示しない	不明	
【総計】						
	100.0	32. 5	29. 6	31.4	6. 5	
【産業】	(100.02	<36. 9>	<29. 1>	⟨31, 1⟩	<2. 9>	
鉱業	100.0	24. 4	17. 2	58. 4		
建設業	100.0	21. 5	28. 4	41. 4	8. 8	
製造業	100.0	27. 9	27. 3	36, 2	8. 7	
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	60.6	27. 6	10.9	0. 9	
情報通信業	100.0	40. 3	31.6	26. 1	2. 0	
運輸業	100.0	34. 7	25. 0	33. 2	7. 1	
卸売・小売業	100. 0	33. 9	31.1	29. 7	5. 4	
金融・保険業	100.0	57. 5	24. 9	15. 1	2. 5	
不動産業	100.0	36. 4	28. 0	26, 9	8. 7	
飲食店,宿泊業	100.0	28. 8	32. 6	30. 7	7. 8	
医療, 福祉	100.0	28. 0	45. 6	23. 9	2. 4	
教育, 学習支援業	100.0	34. 4	34. 2	24. 7	6. 7	
複合サービス事業	100.0	63. 3	17. 1	15. 0	4. 6	
サービス業	100.0	34. 5	26. 8	31.9	6. 8	
【事業所規模】						
500人以上	100.0	61. 2	28. 2	10.6	_	
100~499人	<100. 0> 100. 0	<63. 8> 56. 4	<26. 8> 30. 4	<9. 1>	<0.3>	
100 4330	<100.0>	<57. 6>	<28. 1>	12. 0 <13. 0>	1. 2 <1. 3>	
30~99人	100.0	47. 3	29. 9	18. 8	3. 9	
	<100.0>	<46. 8>	<28. 8>	<21. 7>	<2.7>	
5~29人	100.0	29. 0	29. 6	34. 3	7. 1	
	<100.0>	<34. 4>	<29. 2>	<33. 3>	<3.0>	
30人以上(再掲)	100. 0	49. 2	30. 0	17. 4	3. 4	
	<100.0>	<48. 9>	<28. 6>	<20. 0>	⟨2. 4⟩	
【労働組合の有無】	100.0	F4.0	07.0	10.0		
有り	100.0	54. 8 <63. 2>	27. 3 <23. 7>	16. 3 <12. 3>	1.6	
無し	100.0	27. 2	30. 1	35. 0	<0. 8> 7. 7	
, m =	<100.0>	<30. 2>	<30. T	<35. 9>	<3. 4>	
不明	100.0	-	93. 5	6. 5	- \(\frac{\sqrt{0.4}}{-}\)	
【介護休業制度の規定の有無】						
有り	100.0	51.7	32. 5	15. 3	0. 5	
1-	<100.0>	<60. 8>	<29. 2>	<9.8>	<0. 2>	
無し	100.0	8. 4	26. 1	51. 5	14. 0	
車業所総数 — 100 004	<100.0>	<10.1>	<29.0>	<55. 0>	<5.9>	

第32表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無・内容別 事業所割合

		金銭の 支給あり (M. A. ) 計	毎月							T			1	1
	総計		金銭の 支給あり (M. A.) 小計	所定内 給与額の 60%以上	所定内 給与額の 20~60% 未満	所定内 給与額の 20%未満	定額	労働者員 担分の社 会保険料 相当額	その他	一時金等 の支給あ り(M.A.) 小計	一時金 を支給	日数限定 で有給と する 金銭の 支給なし	不明	
[総計]	100.0	16. 2 (100. 0)	(81. 4) (100. 0)	(20. 5)	(17. 9)	(4, 0)	(13.7)	(26. 0)	(21. 2)	(23. 6) (100. 0)	(58. 4)	(43. 2)	76. 0	7. 8
【産業】 鉱業	100.0	18. 8 (100. 0)	(90. 4)							(9.6)			77.7	3. 5
建設業	100.0	17. 3 (100. 0)	(82. 2) (100. 0)	(31. 2)	(15. 2)	(4.6)	(32.0)	(10.7)	(21. 7)	(100.0)	(3 4)	(96. 6)	74.4	8.3
製造業	100.0	12. 9 (100. 0)	(74. 6) (100. 0)	(22.8)	(17. 0)	(1. 2)	(10. 4)	(28. 2)	(23. 0)	(100. 0) (30. 5) (100. 0)	(47. 6) (53. 2)	(52. 4)	77.4	9. 7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43. 6 (100. 0)	(71. 9) (100. 0)	(40. 8)	(22. 0)	(-)	(14. 7)	(18. 2)	(28. 5)	(38.4) (100.0)	(100. 0)	()	56. 4	-
情報通信業 運輸業	100.0	18.8 (100.0)	(71. 3) (100. 0)	(14. 9)	(14, 4)	(-)	(-)	(32. 0)	(40. 0)	(37. 4) (100. 0)	(55 2)	(44. 8)	76. 7	4. 6
卸売・小売業	100.0	16. 7 (100. 0) 18. 5	(78. 1) (100. 0)	(22. 2)	(19. 4)	(2. 2)	(10. 1)	(29. 9)	(20. 6)	(23. 1) (100. 0)	(64 2)	(35. 8)	73. 8 73. 6	9. <b>5</b> 7. 9
金融・保険業	100.0	(100. 0) 12. 5	(82. 5) (100. 0)	(21.6)	(16. 2)	(7.7)	(17. 1)	(21. 7)	(20. 0)	(25. 6) (100. 0)	(64 2)	(35. 8)	86. 3	1.3
不動産業	100.0	(100. 0) 22. 2 (100. 0)	(95, 9) (100, 0) (98, 9)	(14. 9)	(12. 8)	(11. <b>0</b> )	(0. 3)	(48. 2)	(13. 2)	(6. 1) (100. 0) (1. 9)	(67. 0)	(33. 0)	68. 8	9. 1
飲食店。宿泊業	100.0	13. 2 (100. 0)	(100. 0) (79. 0)	(9. 7)	(29. 8)	(-)	(19. 0)	(10.4)	(31, 9)	(100.0)	(56. 6)	(43. 4)	77. 6	9. 2
医療, 福祉	100.0	14. 9 (100. 0)	(100.0)	(5.6)	(21.0)	(0.2)	(28.3)	(27. 3)	(17. 7)	(100. 0)	(87. 1)	(24. 1)	81. 9	3. 2
教育, 学習支援業	100.0	18. 9 (100. 0)	(100. 0) (88. 9) (100. 0)	(30, 3)	(11. 1)	(4.6)	(8. 6)	(42. 2)	(18. 2)	(100.0) (11.8) (100.0)	(50. 0)	(50.0)	70. 2	10. 9
複合サービス事業	100.0	11. 4 (100. 0)	(74. 3) (100. 0)	(27. 0)	(56. 3)	(-)	(-)	(16.8)	(-)	(25. 7) (100. 0)	(38. 9)	(61. 1)	85. 0	3.6
サービス業	100.0	15. 7 (100. 0)	(80. 5) (100. 0)	(17. 6)	(25.0)	(0.1)	(10, 5)	(18. 2)	(31. 7)	(26. 7) (100. 0)	(54. 1)	(51. 3)	76. 2	8. 1
500人以上	100.0	30. 7 (100. 0)	(73. 4) (100. 0)	(8.4)	(23.8)	(0.9)	(8. 3)	(53. 1)	(13. 2)	(38. 7) (100. 0)	(83. 2)	(16. 8)	69. 3	-
100~499人 30~99人	100.0	16. 8 (100. 0)	(81. 9) (100. 0)	(12.0)	(22. 8)	(3. 0)	(10. 9)	(45. 8)	(14. 0)	(29. 9) (100. 0)	(77 1)	(22. 9)	81. 8	1, 3
5~29人	100.0	(100, 0)	(76. 1) (100. 0)	(18.5)	(16. 3)	(7.4)	(6.0)	(40. 7)	(15. 3)	(29. 6) (100. 0)	(73. 2)	(32. 1)	82. 4 74. 8	4. 7 8. 6
3 〇人以上(再掲)	100.0	(100, 0) 13, 9 (100, 0)	(82. 1) (100. 0) (77. 4)	(21. 1)	(17. 9)	(3. 6)	(14. 8)	(23. 4)	(22. 2)	(22. 6) (100. 0) (30. 0)	(54. 7)	(46. 4)	82. 1	4. 0
【労働組合の有無】 写り	100. 0	23. 1 (100. 0)	(81.0)	(16.6)	(18. 1)	(6.1)	(7. 3)	(42. 3)	(14.9)	(100, 0)	(74. 5)	(29.4)	74. 5	2. 4
<b>₹</b> L	100.0	14. 4 (100. 0)	(100. 0) (81. 5)	(22. 6)	(21.9)	(5. 9)	(5. 9)	(34. 4)	(15. 2)	(31.3) (100.0) (20.9)	(77. 6)	(23. 1)	76. 5	9. 1
K明	100.0	93. 5 (100. 0)	(100, 0) (100, 0) (100, 0)	(19.8)	(15 6)	(3.3)	(16.9)	(23. 1)	(23. 7)	(100. 0) (-) (100. 0)	(47.3) (-)	(54. 8)	-	6. 5

第33表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、定期昇給制度の有無・介護休業取得期間 中の定期昇給の取扱い別事業所割合

							(%)
	総計	定期昇給 制度あり	定期昇給 時期に 昇給する	復職後に昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 の定期昇給に 持ち越す	定期昇給の 制度がない	不明
【総計】	100. 0 <100. 0>	56. 7 <65. 6> (100. 0) <100. 0>	(24. 9) <26. 0>	(23. 9) <22. 5>	(51, 2) <51, 6>	35. 4 <29. 6>	7. 9 <4. 8>
【産業】 鉱業	100.0	33.6	(24.0)	(10.1)	(10.0)	62. 9	3. 5
建設業	100.0	(100. 0) 41. 4 (100. 0)	(34. 9) (25. 3)	(19. 1)	(46. 0)	50.3	8.3
製造業	100.0	51. 7 (100. 0)	(25. 9)	(19. 9)	(54. 2)	38. 4	9.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	87. 0 (100. 0)	(21. 1)	(44. 6)	(34. 3)	13. 0	
情報通信業	100.0	64. 9 (100. 0)	(16. 7)	(25. 2)	(58. 1)	31.9	3.3
運輸業 卸売・小売業	100, 0 100, 0	50. 3 (100. 0) 59. 8	(30. 1)	(23. 7)	(46. 2)	39. 2 33. 3	10. 5 6. 9
金融・保険業	100.0	(100. 0) 82. 7	(27. 7)	(25. 4)	(46. 9)	16.0	1.3
不動産業	100. 0	(100, 0) 58, 6	(21.3)	(28. 9)	(49. 8)	32. 5	9. 0
飲食店,宿泊業	100.0	(100. 0) 42. 2 (100. 0)	(27. 5)	(25, 3)	(47. 2)	46. 5	11.3
医療. 福祉	100.0	(100. 0) 78. 1 (100. 0)	(24. 8)	(23. 2)	(52. 0)	17. 0	4. 9
教育, 学習支援業	100.0	68. 4 (100. 0)	(22. 4)	(20, 6)	(57. 0)	19. 4	12. 2
複合サービス事業	100.0	84. 3 (100. 0)	(24.0)	(53. 2)	(22. 9)	12.0	3.6
サービス業	100. 0	56.5 (100.0)	(20. 6)	(20.8)	(58. 7)	35. 4	8. 1
500人以上	100. 0 <100. 0>	83. 0 <92. 4> (100. 0) <100. 0>	(41. 1) <45. 4>	(21. 1) <22. 7>	(37. 8) <31. 9>	16. 3 <7. 0>	0. 7 <0. 6>
100~499人	100. 0 <100. 0>	81. 0 <85. 8> (100. 0) <100. 0>	(31. 7) <32. 7>	(23.9)	(44. 4) <41. 0>	17. 7 <12. 8>	1. 3 <1. 4>
30~99人	100. 0 <100. 0>	70. 0 <75. 1> (100. 0) <100. 0>	(22. 8) <26. 8>	(24. 2) <22. 4>	(53, 0) <50, 8>	24. 6 <20. 8>	5. 3 <4. 1>
5~29人	100. 0 <100. 0>	53. 5 <63. 3> (100. 0) <100. 0>	(24. 9)	(23.8)	(51. 2) (52. 3>	37. 9 <31. 7>	8. 6 <5. 0>
30人以上(再掲)	100. 0 <100. 0>	72.3 <77.2> (100.0) <100.0>	(24. 9) <28. 3>	(24. 1) <23. 2>	(51. 0) <48. 6>	23. 2 <19. 2>	4. 5 <3. 6>
【介護休業制度の規定の有無】							
有り	100. 0	76. 4 <84. 2> (100. 0) <100. 0>	(24. 5) <24. 0>	(24. 4) (23. 1)	(51. 1) <52. 9>	23. 1 <15. 2>	0. 5 <0. 6>
無し	100. 0 <100. 0>	32. 1 <46. 7> (100. 0) <100. 0>	(26. 2) <29. 6>	(22. 4) <21. 3>	(51. 4) <49. 1>	50. 8 <44. 3>	17. 1 <9. 0>

第34表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、賞与の制度の有無・賞与の算定の際の介護休業期間の 取扱い別事業所割合

(%) | 体業期間も | 休業期間も | 出勤日又は | 賞与の身定 | 次まなかっ | 一定程度出 | 休まなかっ | 一定程度出 | 休業期間に | 大きものとみ | 数したもの | 版じて支給 | 扱いを決め | が間の取扱 | がしたいる | は特に決めている | はないない 賞与の制度 総計 不 明 がない 支給する めていない 【総計】 100.0 76.8 17.4 5.8 <100.0> <84.7> <10.7> <4.6> (100.0)(3.6)(2.5)(62.6)(6.8)(24.6)【産業】 鉱業 100.0 78.6 19.6 1.7 (100, 0)(4.7)(58, 9)(-)(5.0)(31.4)建設業 100.0 65.7 28.2 6.1 (100.0)(1.2) $(3 \ 0)$ (54.0)(5.7)(36.1)製造業 100.0 75.7 17.3 7.0 (100 0)(4.4)(2.0)(56.8)(5.3)(31.5) 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 98 8 1.2 (100.0)(1.4)(85.6)(1.0)(10.3)(1.7)情報通信業 100.0 84.0 13.6 2.4 (100.0)(1.7)(0.5)(72.9)(5.4)(19.5)運輸業 100.0 73.6 19.2 7.1 (100.0)(4.7)(2.8)(56.2)(12.9)(23.3)卸売・小売業 100.0 77.8 16.5 5 7 (100.0)(4.5)(2.2)(63.8)(7.6)(22.0)金融・保険業 100.0 96.4 2.4 1.3 (100.0)(1.3)(0.3)(91.7) (3.7)(2.9)不動産業 100.0 81.9 13.3 4.8 (100.0)(3.2)(5.9)(48.1)(11.2)(31.5)飲食店。宿泊業 100.0 67.2 25.7 7 1 (100, 0)(3.3)(3.1)(60.7)(5, 1)(27.9)医療、福祉 100.0 91.8 5.0 3.2 (100.0)(4.1)(3 6)(62.8)(8.2)(21.4)教育, 学習支援業 100.0 82.4 9.8 7.8 (100.0)(0.8)(5.2)(60.0)(9.4)(24.7)複合サービス事業 100.0 94 9 2.8 2.3 (100.0)(0, 2)(2.4)(86.8)(4.4)(6.2)サービス業 100.0 75.3 18 6 6.1 (100.0)(4.2)(2.5)(61.9)(6.2)(25, 2)【事業所規模】 500人以上 100.0 96.9 2.9 0.2 <100.0> <99.3> <0.3> <0.4> (100.0)(1.0)(2.2)(85.7)(10.1)(1.0)100~499人 100.0 95.0 4.0 1.0 <97. 2> <100.0> <1.4> <1.4> (100.0)(2.3)(1.8)(82.8)(7.9)(5.1)30~99人 100.0 87.7 8.9 3 4 <100.0> <90. 2> <6.5> <3.3> (100, 0)(4.7)(2.5)(71.8)(6.9)(14.1)5~29人 100.0 74.3 19.4 6.3 <100.0> <83 3> <11, 8> <4.9> (100.0)(3.4)(2.5)(59.7)(6.8)(27.7)30人以上(再掲) 100.0 89. 2 79 29 <100.0> <91.6> **<5.5>** <2.9> (100.0)(4.2)(2.3)(74.2)(7.2)(12.1)【介護休業制度の規定の有無】 有り 100.0 92.4 7.4 0.2 <100.0> <97.8> <2.0> <0.2> (100.0)(3.2)(2.3)(77.1)(8.1)(9.3)無し 100.0 57.3 30.0 12.7 <100.0> <71.3> <19.7> <9.0> (100.0)(4.2)(2. 9) (33.3)(4.2)(55.4)事業所総数=100.0%

66

第35表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、退職金制度の有無・退職金の算定の際 の介護休業期間の取扱い別事業所割合

(%) 休業期間 も 退職金の算 一定程度出 定の際の休業期間の取 休業期間も 退職金 勤続年数に その他の取 退職金 勤したもの 総 数 不 明 制度あり 制度がない 勤締年数に 扱いを決め 全く算入し とみなして 扱いは特に 算入する ている ない 勤続年数に 決めていな 算入する 【総計】 100 0 75. 2 19.2 <100 0> <81, 1> <14.6> <4, 4> (30.8)(5.0) $(100 \ 0)$ (35.1)(4.6)(24.5)【産業】 鉱業 100.0 77 1 21.1 1.7 (100 0)(39.9)(7.2)(24.6)(0, 4)(28.0)建設業 100.0 70 2 23 7 6.1 (100.0)(28.0) (3, 1)(24.6) (2.1)(42 1) 製造業 100.0 74.4 18.9 6.7 (100, 0)(32.9)(5, 7)(29.6) $(4 \ 0)$ (27.8)電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 100.0 (100.0)(21, 3) (4, 0) (72. 2) (1.7)(0.9)情報通信業 100.0 78.6 19.0 2.4 (100, 0)(32.9)(6.8)(37, 7)(9.0)(13.6)運輸業 100.0 72.0 20.9 7.1 (100, 0)(31, 3)(9.3)(31, 9)(7.2)(20.3)卸売・小売業 100.0 77.6 17.0 5.4 (100.0) (29.5)(3.8)(40.8)(3.4)(22.5)金融・保険業 100.0 98.7 0.0 1.3 (100, 0)(26.7)(3.0)(59.1)(8.6)(2.6)不動産業 100 0 76.2 19. 2 4.6 (100, 0)(23.4)(9.0)(33.2)(11, 3)(23.1)飲食店。宿泊業 100.0 55 5 38.5 6.1 (100.0)(41, 3)(2.6)(22.5)(8.4)(25.2)医療, 福祉 100 0 88 8 9.1 2.2 (100 0)(34, 3)(10.0)(28.5)(4.1)(23 1)教育,学習支援業 100.0 83 0 9 2 7.8 (100, 0)(32, 4)(12.3)(21.1)(7.5)(26.6)複合サービス事業 100.0 96. 2 1 3 2.5 (100, 0)(16.5)(1.9)(63.3) $(9 \ 9)$ (8.5)サービス業 100.0 68.9 24 6 6 6 (100, 0)(32.1)(35.6) (3.8)(3, 8)(24.7)【事業所規模】 500人以上 100.0 96.5 3, 3 0.2 <0.4> <100.0> <98.8> <0.8> (100.0)(30.3)(7.3)(53.2)(8.5)(0, 6)100~499人 100.0 93.3 5.7 1.0 <100, 0> <96, 3> <2.3> <1.3> (34.9)(6.3)(50.2) (100.0)(4.2)(4.3)100, 0 30~99人 87 1 96 3 3 <100.0> <89 2> <7.1> <3.7> (100.0) $(34 \ 3)$ (6.5)(41.9)(4.8)(12.5)5~29人 100.0 72.5 21 3 6 1 <79.1> <100.0> <16.3> (4.6) (100.0)(29.9)(4.6)(32.9)(4.6)(28.0)30人以上(再掲) 100.0 88.4 88 2.8 <100.0> <90.6> <6.1> <3 2> (100.0)(34.4) (6.5)(43.7)(4.7)(10.7)【介護休業制度の規定の有無】 100.0 90.0 9.7 0.3 <100.0> <94.3> <5.5> <0.3> (35.2)(5.7)(100.0)(45.5)(5.2)(8.4)無し 100.0 56. 8 <67. 5> 31.0 12 2 <100.0> (23.9) (8.6)

(100.0)

(22.0)

(3.6)

(14.3)

(3, 6)

(56.5)

第36表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、介護休業復職後の職場・職種の 取扱い別事業所割合

(%) 原則として原職 本人の希望を 会社の人事管 総 計 又は原職相当職 考慮し会社が 理等の都合に 不 明 に復帰する 決定する より決定する 【総計】 100.0 66.0 14.9 11.1 7.9 <100.0> <70.4> <15.1> <9.8> <4.8> 【産業】 鉱業 100.0 73.5 12.5 12.2 1.7 建設業 100.0 55.5 15.2 21.0 8.3 製造業 100.0 64.3 15.8 9.3 10.6 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 92.3 4.6 3. 1 情報通信業 100.0 66.3 25.3 5.6 2.8 運輸業 100.0 60.5 17.8 12.5 9.2 卸売・小売業 100.0 65.6 15.5 7.5 11.4 金融・保険業 100.0 91.6 4.3 2.8 1.3 不動産業 100.0 66.6 15.3 11.4 6.7 飲食店、宿泊業 100.0 58.9 23.0 10.3 7.8 医療,福祉 81.1 100.0 10.7 2.8 5.4 教育, 学習支援業 100.0 71.4 7.8 8.6 12.2 複合サービス事業 100.0 78.3 6.0 9.8 5.9 サービス業 100.0 67.1 14.0 10.6 8.3 【事業所規模】 88. 4 500人以上 100.0 7.3 4. 1 0.2 <100.0> <88.0> <6.0> **<5.9>** <0.1> 100~499人 100.0 85. 9 7.8 5.0 1.2 <100.0> <85.6> <6.8> <6. 2> <1.3> 30~99人 100.0 78.6 11.0 5. 7 4.6 <100.0> <76.8> <12.3> <7.3> <3.6> 5~29人 100.0 63.1 15.9 12.3 8.7 <100.0> <68.8> <15.8> <10.3> **<5.1>** 30人以上(再掲) 100.0 80. 2 10.3 5.6 3.9 <100.0> <78.5> <11. 2> <7.1> <3.2> 【介護休業制度の規定の有無】 有り 100.0 83.0 10.5 6. 2 0.3 <100.0> <85.4> <9.2> <5.2> <0.2> 無し 100.0 44.8 20.4 17.3 17. 4 <100.0> <55.0> <21.1> <14.4> <9.4>

第37表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、介護休業取得者に対する職業能力の維持、向 上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合

(%) 休業中の情報提 講じている 総計 供(社内報、職場・仕事に関す 職場復帰の 講じていない 不 明 (M. A.) その他 ための講習 る情報) 【総計】 100.0 24. 1 69.5 6.4 <100.0> <31.1> <64. 7> <4.1> (100.0)(68.8)(26.8)(13.0)<100.0> <67. 1> <26. 9> <14.5> 【産業】 鉱業 100.0 21.1 77. 1 1.7 (100.0)(72.3)(11.9)(17.5)建設業 100.0 16.6 75. 1 8.3 (100.0)(66.2)(23.8)(15.6)製造業 100.0 17.9 73.7 8.4 (100.0)(69.0)(24.9)(15.1)電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 72. 5 27.5 (100.0)(91, 2)(7.6)(6.5)情報通信業 100.0 40.7 57 1 2. 2 (100.0) (83.6)(20.6)(11.7)運輸業 100 0 22. 0 71.6 6 4 (100, 0)(67.4)(38.6)(6.0)卸売・小売業 100.0 25. 0 69 1 5.9 (100.0)(74, 4)(22.2)(9.5)金融・保険業 100.0 46. 2 52. 5 1.3 (100.0)(65, 5)(25.3)(17.9)不動産業 100.0 22. 1 69 2 8.7 (100.0)(70.6)(10.3)(19.9)飲食店、宿泊業 100.0 23. 5 70.5 6.0 (100.0)(51.0)(32, 3)(27.4)医療. 福祉 100 0 27. 2 69 6 3.2 (100.0)(72.7)(34, 4)(13.4)教育,学習支援業 100 0 24. 9 65.6 9. 5 (100.0) (88.0)(14.9)(9.4)複合サービス事業 100.0 45.5 51.0 3.5 (100.0)(43.1)(57.5)(14.1)サービス業 100.0 24. 3 69.0 6.7 (100.0)(64.9)(29.5)(10.8)【事業所規模】 500人以上 100.0 58. 1 41 7 0.2 <100.0> <63.3> <36.6> <0.1> (100.0)(90.8)(13.8)(6.1)<100\_0> <92.4> <14.4> <6.7> 100~499人 100.0 44. 7 54 2 1.1 <100.0> <47. 4> <51. 3> <1.3> (100.0)(80.5)(21.3)(10.9)<100 0> <79.4> <24.5> <9.5> 30~99人 100.0 31. 2 64 2 4.6 <100.0> <33.8> <62.6> <3.6> (100.0)(73.4)(27, 6)(13.4)<100.0> <71.8> <26.0> <11.5> 5~29人 100.0 22. 0 71.0 6.9 <100.0> <30.0> <65.6> <4. 3> (100.0) (66. 7) (27.2)(13.2)<100.0> <65.4> <27.3> <15.4> 30人以上(再掲) 100.0 34. 2 62.0 3 9 <100.0> <36 6> <60.3> <3.2> (100.0)(75.6)(25.7)(12.6)<100.0> <74.1> <25.4> <10.9> 【介護休業制度の規定の有無】 有り 100.0 34.3 63.6 2. 1 <100.0> <49.3> <50.6> <0.1> (100.0)(70.7)(27.9)(10.5)<100.0> <68. 6> <29.6> <11.1> 無し 100.0 7.8 78.9 13. 3 <100.0> <11.2> <80.3> <8. 5> (100.0)(55.6)(19.2)(30.6) <100.0> <60.0> <13. 9> <31.3>

事業所総数=100.0%

第38表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、男女・介護休業取得者の有無別事業所 割合(H16.4.1~17.3.31)

(%) 介護休業 介護休業 女性のみ介護 男性のみ介護 男女とも介護 総 数 取得者あり 取得者なし 不 明 休業取得者あ 休業取得者あ 休業取得者あ の事業所 事業所 り事業所 り事業所 り事業所 【総計】 100.0 1.0 98 9 0.0 (100.0)(69.0)(27.4)(3.7)【産業】 鉱業 100.0 100.0 (100.0)(--)(-)(-)建設業 100.0 1.5 98.4 0.1 (100.0)(55.5)(44.5)(-)製造業 100.0 1.3 98.7 0.0 (100.0)(69.1)(26.2)(4.7)電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 1.4 98.6 (100, 0)(91.7)(-)(8.3)情報通信業 100.0 3.6 96.4 0.0 (100.0)(23.3)(75.3)(1.3)運輸業 100.0 0.2 99.8 (100.0)(92.2)(2.6)(5.2)卸売・小売業 100.0 0.9 99.0 0.1 (100.0)(81.9)(17.6)(0.5)金融・保険業 100.0 0.0 100.0 (100.0)(66.7)(33.3)(-)不動産業 100.0 4.3 95.7 0.0 (100.0)(1.7)(50, 2)(48.1)飲食店,宿泊業 100.0 0.3 99.7 (100.0)(99.3)(0.7)(-)医療,福祉 100.0 2.4 97.6 (100, 0)(96.6)(3.0)(0.3)教育,学習支援業 100.0 0.2 99.7 0.0 (100, 0)(71.4)(25.1)(3.5)複合サービス事業 100.0 0.4 99.6 (100.0) (98.4)(1.6)(-)サービス業 100.0 0.6 99.3 0.0 (100.0)(79.6)(20.0)(0.4)【事業所規模】 25.9 500人以上 100.0 73.5 0.6 (100.0)(65.0)(22.1)(12.9)100~499人 100.0 5.7 94.3 (100.0)(77.2)(20.0)(2.7)30~99人 100.0 1.8 97.9 0.3 (100.0)(72.6)(27.4)(-)5~29人 100.0 0.6 99.3 0.0 (100.0)(64.9)(30.5)(4.6)30人以上(再掲) 100.0 2. 9 96.9 0.2 (100.0) (73.3)(2.7)(24.0)【介護休業制度の規定の有無】 有り 100.0 1.2 98.8 0.0 (100.0)(57.1)(40.9)(2.0)無し 100.0 0.8 99.1 0.1

(100.0)

事業所総数=100.0%

(92.7)

(0.1)

(7.2)

70

第39表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、男女別常用労働者に占める介護 休業取得者割合(H16.4.1~17.3.31)

	<del></del>	1			1	(%)
	常用労働者	介護休業 取得者	女 性	男性	女性常用労働者 に占める介護休 業取得者の割合	男性常用労働者 に占める介護休 業取得者の割合
【総計】	<del> </del>					
_	100.0	0. 04			0.08	0. 02
	<100.0>	<0.05>			<0.08>	<0.03>
		(100. 0) <100. 0>	(73. 5)	(26. 5)		
【産業】	<del></del>	(100.02	<66. 2>	<33. 8>		
鉱業	100.0	_	-		_	_
7-th =7144-	400.0	(100. 0)	(-)	(-)		
建設業	100. 0	0.08	(55, 5)	(44.5)	0.31	0.04
製造業	100.0	0.04	(30. 3)	(44. 5)	0.10	0. 01
		(100. 0)	(73. 6)	(26. 4)	0.10	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0. 02	(22.1)		0.17	0.00
  情報通信業	100.0	(100. 0) 0. 08	(93. 1)	(6. 9)	0.00	0.07
	100.0	(100, 0)	(27. 7)	(72. 3)	0.09	0. 07
運輸業	100.0	0. 01	(2)		0.09	0.00
(m) = 1, = 44	100 -	(100.0)	(94. 7)	(5. 3)		
卸売・小売業	100.0	0.06 (100.0)	(86. 8)	(12.0)	0. 11	0. 01
金融・保険業	100.0	0.00	(80.8)	(13. 2)	0.00	0.00
		(100.0)	(77. 8)	(22. 2)	0.00	0.00
不動産業	100. 0	0.32			0. 30	0. 33
  飲食店,宿泊業	100.0	(100.0)	(33. 6)	(66. 4)	0.00	0.00
<b>M.</b> 及/日,旧/日本	100.0	0. 01 (100. 0)	(99. 3)	(0.7)	0. 03	0. 00
医療. 福祉	100. 0	0.06	(55.5)		0. 07	0. 01
*** ****	100.0	(100.0)	(96. 8)	(3. 2)		
教育, 学習支援業 	100.0	0. 01 (100. 0)	(60. 5)	(39. 5)	0. 01	0. 01
 複合サービス事業	100.0	0.02	(00. 5)	(39. 5)	0.05	0.00
		(100.0)	(96. 8)	(3. 2)		0.00
サービス業	100.0	0.02	(00.4)	(10.0)	0. 05	0. 01
【事業所規模】	+	(100.0)	(80, 1)	(19. 9)		
500人以上	100.0	0. 03			0. 08	0. 01
	<100.0>	<0.04>	_		<0.10>	<0.01>
		(100. 0) <100. 0>	(72. 4)	(27. 6)		
100~499人	100.0	0.03	<74. 9>	<25. 1>	0. 07	0. 01
	<100.0>	<0.03>			<0.07>	<0.01>
		(100. 0)	(80. 1)	(19.9)		
30~99人	100.0	<100.0>	<81. 6>	<18. 4>	0.03	2 24
	(100. 0 (100. 0)	0. 04 <0. 02>			0. 07 <0. 05>	0. 01 <0. 01>
		(100. 0)	(74. 7)	(25. 3)	(0.00/	(0.01)
	100.0	<100.0>	<80. 2>	<19. 8>		
5~29人	100.0	0. 06 <0. 07>			0.11	0.03
	(100.07	(100.0)	(70. 9)	(29. 1)	(0.112	<0.05>
		<100.0>	<59. 1>	<40. 9>		
30人以上(再掲)	100.0	0.03			0. 07	0.01
	<100.0>	<0. 03> (100. 0)	(76. 1)	(23. 9)	<0.06>	<0.01>
		<100.0>	(70.1)	(23. 9)		
【介護休業制度の規定の有無】						
有り	100.0	0.03			0.06	0. 02
	\100.02	<0. 05> (100. 0)	(61. 6)	(38. 4)	<0.10>	<0. 03>
		<100.0>	(65, 2)	(36. 4)		
無し	100.0	0. 07			0. 17	0. 01
	<100.0>	<0.03>	(04 E)	(E E)	<0.05>	<0.02>
		(100. 0) <100. 0>	(94. 5) <70. 5>	(5. 5) <29. 5>		
(注) 労働者に占める介護休期	業取得者の割合				」 1までに企業は要素	- BB 14 +

<sup>(</sup>注) 労働者に占める介護休業取得者の割合とは、常用労働者に占めるH16.4.1~17.3.31までに介護休業を開始した 者の割合である

者の割合である。 (注) 前回数値はH13.4.1~14.3.31までに介護休業を開始した者の割合である。

第40表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、男女別介護休業終了 後の復職者割合(H16.4.1~17.3.31)

分護休業取得者   復職者   退職者   接條業取得者   復職者   提職者   接職者   (100.0)	退職者 (16.9) <7.9> (一) (33.3) (35.3) (一) (7.2) (一) (8.5)
100.0   (100.0)   (100.0)   (81.7)   (18.3)   (100.0)   (81.4)   (18.6)   (100.0)   (83.1)   (100.0)   (80.7)   (100.0)   (80.7)   (100.0)   (80.7)   (100.0)   (	(7. 9) (-) (33. 3) (35. 3) (-) (7. 2) (-)
100.0   (100.0)   (100.0)   (81.7)   (18.3)   (100.0)   (81.4)   (18.6)   (100.0)   (83.1)   (100.0)   (80.7)   (100.0)   (80.7)   (100.0)   (80.7)   (100.0)   (1	(7. 9) (-) (33. 3) (35. 3) (-) (7. 2) (-)
(100.0) (81.7) (18.3) (100.0) (81.4) (18.6) (100.0) (83.1) (100.0) (90.6) (90.6) (90.6) (90.6) (100.0) (89.7) (10.3) (100.0) (92.1) (100.0)	(7. 9) (-) (33. 3) (35. 3) (-) (7. 2) (-)
【産業】	(7. 9) (-) (33. 3) (35. 3) (-) (7. 2) (-)
は業 100.0 (100.0) (100.0) (100.0) (100.0) (100.0) (-) (100.0) (-) (100.0) (-) (100.0) (-) (100.0) (-) (100.0) (-) (100.0) (-) (100.0) (-) (100.0) (-) (100.0) (-) (100.0) (66.7) (66.7) (100.0) (100	(-) (33. 3) (35. 3) (-) (7. 2) (-)
鉱業 100.0 (100.0) (10	(33. 3) (35. 3) (-) (7. 2) (-)
建設業	(33. 3) (35. 3) (-) (7. 2) (-)
建設業 100.0 (100.0) (45.2) (54.8) (100.0) (45.1) (54.9) (100.0) (66.7) (66.7) (100.0)	(33. 3) (35. 3) (-) (7. 2) (-)
製造業	(35. 3) (-) (7. 2) (-)
電気・ガス・熱供給・水道業	(-) (7. 2) (-)
電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 (100.0)	(-) (7. 2) (-)
情報通信業	(7. 2) ( <i>-</i> )
情報通信業 100.0 (100.0) (94.7) (5.3) (100.0) (100.0) (-) (100.0) (92.8) (100.0)	(7. 2) ( <i>-</i> )
運輸業	(-)
運輸業	(-)
卸売・小売業 (100.0) (78.4) (21.6) (100.0) (76.9) (23.1) (100.0) (	,
卸売・小売業	,
金融・保険業 100.0 36.2 63.8	(8. 5)
(100 0)   (00 0)   (0 d)   (36 0)   (36 0)   (36 0)   (37 0)	
(100.0)	(-)
不動産業	(-)
飲食店,宿泊業 100.0 1 100.0 1 100.0 1 100.0 1 100.0 1 100.0 1 100.0 1	(-)
(100.0) (91.6) (8.4) (100.0) (91.6) (8.4) (100.0) (-)	(-)
医療、福祉 100.0 96.6 3.4	, ,
(100.0) (93.5) (6.5) (100.0) (93.3) (6.7) (100.0) (100.0)	(-)
教育, 学習支援業 100.0 70.3 29.7	i
(100.0) (49.4) (50.6) (100.0) (40.4) (59.6) (100.0) (70.8)	(29. 2)
複合サービス事業	
サービス業 100.0 7 (50.87 (	(-)
(100.0) (93.5) (6.5) (100.0) (92.7) (7.3) (100.0) (95.8)	(4. 2)
【事業所規模】	(1. 2)
500人以上 100.0 72.8 27.2	
(100. 0) (90. 9) (9. 1) (100. 0) (91. 5) (8. 5) (100. 0) (89. 2) (100. 0) (87. 8) (12. 2) (100. 0) (89. 2) (100. 0) (89. 2)	(10.8)
(100.0)   (87.8)   (12.2)   (100.0)   (89.2)   (10.8)   (100.0)   (83.4)   (100.0)	<16.6>
(100.0) (82.7) (17.3) (100.0) (83.0) (17.0) (100.0) (82.0)	(18. 0)
<100. 0>   <86. 6>   <13. 4>   <100. 0>   <90. 6>   <9. 4>   <100. 0>   <67. 5>	<32. 5>
30~99人 100.0 71.7 28.3	
(100. 0) (74. 4) (25. 6) (100. 0) (67. 8) (32. 2) (100. 0) (91. 1) (100. 0) (80. 2) (19. 8) (100. 0) (90. 8) (9. 2) (100. 0) (58. 8)	(8. 9)
(100.0)     (80.2)     (19.8)     (100.0)     (90.8)     (9.2)     (100.0)     (58.8)       5~29人     100.0     84.6     15.4	<41. 2>
(100. 0) (83. 0) (17. 0) (100. 0) (84. 4) (15. 6) (100. 0) (75. 4)	(24. 6)
<100. 0>   <93. 7>   <6. 3>   <100. 0>   <89. 2>   <10. 8>   <100. 0>   <100. 0>	<->
30人以上(再掲)	
(100. 0) (80. 4) (19. 6) (100. 0) (77. 8) (22. 2) (100. 0) (87. 9) (100. 0) (84. 4) (15. 6) (100. 0) (90. 4) (9. 6) (100. 0) (66. 4)	(12. 1) <33. 6>
【労働組合の有無】	\00, 0/
有9 100.0 65.9 34.1	ı
(100.0) (89.6) (10.4) (100.0) (89.8) (10.2) (100.0) (89.0)	(11, 0)
(100. 0) (89. 6) (10. 4) (100. 0) (89. 8) (10. 2) (100. 0) (89. 0) (100. 0) (92. 0) (80. 0) (92. 0) (80. 0) (92. 0) (80. 0)	(11.0)
無し 100.0 83.7 16.3	
(100, 0) (70, 1) (70, 1) (70, 1) (70, 1) (70, 1) (70, 1)	(00 =:
(100. 0) (79. 4) (20. 6) (100. 0) (79. 4) (20. 6) (100. 0) (79. 4) (100. 0) (89. 6) (10. 4) (100. 0) (88. 8) (11. 2) (100. 0) (92. 3)	(20, 6) <7, 7>
【介護休業制度の規定の有無】	<u> </u>
有り   100.0     71.6     28.4	
<100. 0>     <62. 8>       <37. 2>	
(100. 0) (73. 4) (26. 6) (100. 0) (69. 4) (30. 6) (100. 0) (83. 7) (100. 0) (88. 5) (11. 5) (100. 0) (87. 2) (12. 8) (100. 0) (90. 6)	(16.3)
<100.0>   <88.5>   <11.5>   <100.0>   <87.2>   <12.8>   <100.0>   <90.6>   無し     100.0     6,7	<9.4>
(100.0) (69.1) (30.9)	
(100.0) (96.2) (3.8) (100.0) (97.4) (2.6) (100.0) (79.3)	(20.7)
	<0.3>

H16.4.1~17.3.31までに介護休業を終了し、復職予定だった者=100.0%

<sup>(</sup>注) 前回数値はH13.4.1~14.3.31までに介護休業を終了し、復職予定だった者=100.0%

第40-2表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護休業終了 後の復職状況別事業所割合 (H16.4.1~17.3.31)

							(%)
	総計	復職予定者あり事業所	復職者 のみいた 事業所	退職者のみいた事業所	復職者も退職者もいた事業所	復職予定者 なし事業所	不明
【総計】	100. 0	1.1 (100.0)	(78. 3)	(19. 4)	(2.3)	98. 9	0. 1
【産業】 鉱業	100. 0	1. 7				98. 3	
建設業	100. 0	(100. 0)	(100. 0)	(-)	(-)	98. 4	0. 1
製造業	100.0	(100. 0) 1. 5 (100. 0)	(45. 1) (71. 6)	(54. 8)	(0. 1)	98. 4	0. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0. 6	(100. 0)	(-)	(7.0)	99. 4	0. 1
情報通信業	100.0	3. 7	(94. 2)	(5. 1)	(0.7)	96. 3	0.0
運輸業	100. 0	0. 2	(55. 1)	(42. 4)	(2.5)	99.8	
卸売・小売業	100. 0	1. 0 (100. 0)	(90. 9)	(7.3)	(1.8)	99. 0	0. 1
金融・保険業	100. 0	0.1 (100.0)	(90. 9)	(9. 1)	(-)	99. 9	
不動産業	100.0	2. 2 (100. 0)	(99.6)	(0.4)	(-)	97. 7	0.0
飲食店、宿泊業	100.0	0. 4 (100. 0)	(91. 6)	(8. 4)	(-)	99. 6	AAAAAA
医療、福祉	100.0	2. 2 (100. 0)	(93. 2)	(6.8)	()	97.8	_
教育, 学習支援業	100. 0	0. 5 (100. 0)	(33. 9)	(54. 8)	(11.3)	99. 5	0. 0
複合サービス事業	100. 0	0. 4 (100. 0)	(90. 8)	(9. 2)	(-)	99. 6	- Webbar
サービス業	100.0	0. 7 (100. 0)	(94. 0)	(5, 4)	(0. 6)	99. 3	0.0
【事業所規模】 500人以上	100. 0	24. 5 (100. 0)	(85. 7)	(8. 0)	(6.3)	74. 7	0. 8
100~499人	100. 0	5. 9 (100. 0)	(80. 7)	(14. 4)	(4. 9)	94. 1	_
30~99人	100. 0	2. 0 (100. 0)	(72. 4)	(23. 5)	(4. 1)	97. 7	0. 3
5~29人	100.0	0. 7 (100. 0)	(79. 6)	(20. 4)	(-)	99.3	0.0
30人以上(再掲)	100.0	3. 0 (100. 0)	(77. 0)	(18. 3)	(4. 6)	96. 7	0. 3
【労働組合の有無】 有り	100.0	1. 2 (100. 0)	(87. 3)	(11. 0)	(1. 7)	98.8	0. 0
無し	100.0	1. 0 (100. 0)	(75. 8)	(21.8)	(2. 4)	98. 9	0. 1
【介護休業制度の規定の有無】 有り	100. 0	1. 3 (100. 0)	(69. 9)	(26. 7)	(3. 4)	98. 7	0.0
無し	100.0	0. 8 (100. 0)	(95. 0)	(5. 0)	(3.4)	99. 1	0. 1

事業所総数=100.0%

第41表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無・最長介護休業期間、男女・取得休業期間別 介護休業取得者割合

		****		頭	女計		·	(%
	<b>2</b> +	1週間未満	1週間~	2週間~	1か月~ 3か月未満	3 か月~ 6 か月未満	6か月~ 1年未満	1年以上
【総計】							T	
	100.0 <100.0>	9.8	12.5	4.2	24. 2	40.0	7.1	2. 2
【産業】	(100.0)	(3.6)	<5. 2>	<10, 3>	<62.9>	(14.1>	<1.8>	(2.1)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							ł	
·····································	100.0	-	_	-	100.0	_	-	-
	100.0	0.2	99. 1	_	-	0. 7	_	-
製造業	100.0	18.0	16. 6	9. 2	23.4	21.5	9.7	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	8. 1	_	83.8	_	_	8.1
青報通信業	100.0	-	5, 0	5.6	15.6	68.3	5.6	
夏翰樂	100.0	_	_	-	28. 1	67.7	4. 2	_
印売・小売業	100.0	_	_	0. 2	11.3	85.4	2.9	0.2
金融・保険業	100.0	_	_	0.2	60.2			
不動産業	100.0	96.5	1.1	0.2	l .	_	29.9	10.0
饮食店. 宿泊業	100.0	90.5				2. 2	-	
医療、福祉	100.0			-	100, 0	i	-	-
公孫、福祉 牧育, 学習支援業			1.8	8.7	56. 2	18.4	1.1	13.8
スロ・チョスは未 复合サービス事業	100.0	2. 5	_	9. 9	75. 2	9.9	2.5	_
	100.0	_	_	_	86. 2	12.0	1.8	-
ナービス集 【事業所規模】	100.0	11.2	0.3	6.9	41, 1	2.4	37.7	0, 4
【争来所规模】 500人以上	100.0	1						
100~499A	100.0	2.1	4. 6 5. 7	8. 7 12. 5	33. 1 50. 8	27. 3 18. 8	21.6	2.6
30~99人	100.0	2.7	1.6	5.3	48.4	18.8 32.6	9.6 0.7	0.6 8.8
5~29人	100.0	16. 7	20.8	3.0	3.6	52.8	6.1	0.0
30人以上(再掲)	100.0	2.3	3.7	8.7	46.2	26.3	8.2	4.5
	<100.0>	<4.3>	<6.1>	(11, 2)	<46. 7>	⟨19.5⟩	(5.6)	⟨6, 7⟩
【介護休業制度の規定の有無】								1
有り	100, 0	5.7	7.6	6.9	42. 1	26. 9	7.0	3.8
無し	100, 0	15.2	19. 0	0.7	0.6	57.3	7. 4	-
【最長介護休業期間】								
期間の最長限度を定めている 通算93日まで	100. 0 100. 0	5.3 7.1	7.6	5.7	44. 1	28. 9	7. 5	0.9
選昇する日まで 93日を超え6か月未満	100.0	(-1	2.6	5.0	55. 4	29. 3	0. 6	-
りょうこと 超えるが 月末期	100.0	_	53. 1	12.2	100. 0 13. 2	18.4	3. 2	_
6か月を超え1年未満	100.0	_	33.1	12. 2	5.0	95.0	3. 2	_
1年	100.0	3.7	3.8	6.1	31.0	27.6	24.3	3.5
1年を超える期間	100.0	_	3.6	-	34.4	29. 2	29.6	3. 3
期間の制限はなく、必要日数取得できる	100.0	10.9	8.3	24. 2	13.8	-	-	42.7

	L			女	12		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	R+	1 週間未満	1 週間~ 2 週間未満	2週間~	1か月~ 3か月未満	3か月~ 6か月未満	6か月~ 1年未満	1 年以上
[総計]								
	100.0	5, 8	15. 2	4. 2	22. 8	42.1	7. 2	2.6
【產業】	<100.0>	<5.0>	(7. 8)	<8. 6>	<56.4>	<16, 8>	<2.2>	⟨3, 3⟩
鉱業					ļ.			
≤ 建投業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	_
	100.0	0. 2	99. 5	-	_	0. 2	-	-
製造業	100.0	12. 7	20. 1	10, 4	22.1	23. 1	9.7	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	8.8	l –	82. 4	_	-	8.8
情報通信業	100.0	_	15. 1	2. 2	24.0	54. 2	4.4	1 -
運輸業	100. 0	-	_		27. 6	67.8	4. 6	_
卸売・小売業	100.0	-	_	0.2	6.0	91.6	2.0	0.2
金融・保険業	100.0	_	_	_		_	66.7	33.3
不動産業	100.0	97.4	_	0.4		2. 2	-	33, 3
飲食店、宿泊業	100.0	-	-	-	100.0	42	_	_
医療、福祉	100.0	_	1.8	9.0	55.0	19.1	0.7	14, 4
教育, 学習支援業	100.0	4.3		13. 0	69.7	8.6	4.3	14.4
複合サービス事業	100 0	1.0	_	13.0	87. 8		4.3	-
サービス書	100.0	2.1	0.4	6.4		12.2	-	
【事業所規模】	100.0	<del></del>	0.4	0.4	39.5	0.1	51, 0	0.3
500人以上	100,0	1.7	4.5	9.4	31.9	28.3	20.8	3.3
100~499人	100.0	2. 2	4. 8	14. 1	52.5	18.9	7.3	0.4
30~99人	100.0	0.9	2. 4	4.9	48.0	30.3	1	13.5
5~29人	100.0	9, 2	24. 2	_	4. 2	55. 4	7.1	_
3 0 人以上 (再掲)	100. 0 <100. 0>	1.6	3, 8	9. 6	46.6	25. 2	7.2	6.0
【介護休業制度の規定の有無】	(100.02	<3.7>	⟨6. 3⟩	<12.7>	(44. 0)	<19.6>	<5.5>	<8. 2>
有り	100.0	1. 1	10.0	7. 9	46. 2	22. 7		٠.
_ <b>Á</b> Ĺ	100, 0	10.3	20. 1	0.7	46. Z 0. 6	60. 5	6.5 7.8	5, <b>4</b> —
【最長介護休業期間】		75.0		V. 1	V. U	00. S	7. 0	
期間の最長職度を定めている	100.0	1. 2	10. 1	6.0	49. 5	24. 9	7. 1	1.2
通算93日まで	100.0	0. 2	2. 2	5, 8	64. 6	27. 0	0.1	
9 3 日を超え 6 か月未満 6 か月	100.0				100.0	, <del>-</del> ,	-	i –
5か月 6か月を超え1年未満	100. 0 100. 0		57. 2	12. 8	12.4	16. 2	1.4	_
1年	100.0	4.9	5. 6	4. 5	5. 1 39. 2	94. 9 16. 2	~	
1年を超える期間	100.0	7. 3	4. 2	4. 3	39. Z 33. 5	28. 2	24. 7 30. 5	4. 7 3. 7
期間の制限はなく、必要日数取得できる	100.0	- :	9. 8	28. 5	11.4	20. 2	30. 3	50.3

					性			
	8+	1週間未満	1週間~ 2週間未満	2 週間~ 1 か月未満	1か月~ 3か月未満	3か月~ 6か月未満	6か月~ 1年未満	1年以上
【総計】				477.4	3117744	0 N A A A	· 千不濟	<del>                                     </del>
	100.0	24. 7	2. 3	4, 3	29.6	31.8	7.0	0.3
	<100.0>	⟨1, 2⟩	<0.9>	<13.4>	<74. 2>	(9.4)	<1.0>	<0.0>
【産業】								
<b>站業</b>	100.0	_	_	_	_	_		
<b>建設業</b>	100.0	_	_	_		100.0	_	
製造業	100.0	32.8	6.6	5.9	27.0	16.9	9. 9	1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	32.0	- 0.0	J. 9	100.0		9, 9	0.9
青報通信業	100.0	_	0.9			-		_
<b>基輪</b> 業	100.0			6.9	12. 2	73. 9	6. 0	] -
印売・小売業		_	_	-	33. 3	66.7	-	_
金融・保険業	100.0	-	_	-	46. 4	44.3	9. 2	_
	100.0	-	-	i –	85.8	-	14. 2	_
不動産業	100.0	95.7	2. 2	-	-	2.2	-	-
饮食店, 宿泊業	100.0	-	_	-	_	_	_	_
医療, 福祉	100.0	-	_	_	90.3	_	9. 7	
教育,学習支援業	100.0			5. 8	82.5	11,7		_
<b>复合サービス事業</b>	100.0	_	_		-	11.7	100.0	1 _
ナービス業	100.0	33 5		7, 9	45.0	7. 8		i
[事業所規模]	100.0	00.0		7. 9	45.0	1.0	5. 3	0.6
500人以上	100.0	3, 3	4, 8	6.8	36.4	24.4	23. 6	0.6
100~499人	100.0	1, 3	9. 1	7. 0	44.4	18.7	18. 1	1.3
30~99人	100, 0	6. 0	_	6, 2	49.1	36, 8	2. 0	1.3
5~29人	100.0	63. 3	-		1 1	36. 7	-	_
30人以上(再掲)	100.0	4. 1	3, 5	6.5	45.3	29. 2	10. 7	0.5
FA Se C. May A. L. C. L.	<100, 0>	⟨7. 0⟩	<5.0>	<4. B>	⟨57. 8⟩	<19.4>	<5.9>	<0.2>
【介護休業制度の規定の有無】 有り								
無し	100.0	15. 2	2. 6	4. 8	33. 4	35.7	7. 9	0.4
無し 【最長介護休業期間】	100, 0	98. 1	<u>-</u>			1.9		
「 期間の最長限度を定めている	100.0	13. 3	2. 7					
通算93日まで	100.0	18.5	3. 2	5. 0 3. 7	33. 6	36. 9	8. 2	0.4
93日を超えらか月未満	100.0	10.3	3. 2	3. /	40. 1	33.1	1. 4	-
6か月	100.0	_	9.8	4.8	21.3	42. 2	21. 9	_
6か月を超え1年未満	100, 0	_	_	7.0	21.3	100.0	21. 9	_
1年	100, 0	1.8	0.9	8.6	17. 4	46.2	23. 7	1,4
1年を超える期間	100.0			-	40.1	35.5	24. 4	1 '-7
期間の制限はなく、必要日数取得できる 116.4.1~17.3.31までに復職した者=100.	100.0	72. 6	_	_	27.4			1

第42表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無・最長介護休業期間、介護休業 取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合

		ſ	↑護休業取得者か	「あった際の雇用	管理状況(M. A.	(%)
	総計	代替要員の補 充を行わず、 同じ部門の他 の社員で対応 した	事業所内の他 の部門又は他 の事業所から 人員を異動さ せた	派遣労働者や アルバイトな どを代替要員 として雇用し た	その他	不明
【総計】	100. 0 <100. 0>	72. 8 <60. 4>	8. 5 <30. 3>	19. 6 <15. 2>	2. 2 <2. 4>	0. 3 <0. 0>
【産業】	100.0	-	(00. 07	(13. 27	(2.4)	(0.0)
建設業	100.0	88. 8	0. 2	9.8	1.2	
製造業					1.3	_
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	81. 2	11.6	14. 1	1.0	0. 6
情報通信業	100, 0 100, 0	69. 4	26. 4	61.1	4. 2	_
		40. 2	48. 8	9.0	16. 2	-
運輸業	100. 0	51. 3	2. 6	10. 4	40. 9	_
卸売・小売業	100. 0	54. 1	8. 9	38. 2	0. 4	_
金融・保険業	100. 0	66. 7	33. 3	_	-	_
不動産業	100.0	98. 7	0. 2	1. 1	-	_
飲食店,宿泊業	100. 0	3. 6	6. 0	90. 4	-	_ '
医療、福祉	100.0	89. 3	4. 0	7.0	0. 3	
教育. 学習支援業	100.0	10. 6	_	64. 3	25. 1	-
複合サービス事業	100. 0	89. 1	18. 5	9. 2	1.6	
サービス業	100. 0	74. 9	1. 2	21.7	0.8	1.8
【事業所規模】						
500人以上	100. 0	73. 1	17. 1	25. 3	5. 1	2. 0
100 1001	<100.0>	<80.8>	<17.6>	<20.8>	<5. 1>	<0.4>
100~499人	100. 0 <100. 0>	74. 0	11. 1	18. 4 <14. 0>	6. 7 <3. 0>	<i>-</i> ⟨>
30~99人	100. 0	66. 3	11. 3	19.5	3. 1	0.6
	<100.0>	<74. 0>	<8. 7>	<28. 4>	<5. <b>7</b> >	<->
5~29人	100.0	75. 4	5. 3	19. 4	- (1.5)	_
  30人以上(再掲)	<100. 0> 100. 0	<53. 7> 70. 0	<38. 5> 12. 0	<12. 6> 19. 9	<1.5> 4.6	<>
	<100.0>	<76. 5>	<10.6>	<21.5>	<4. 5>	<0.0>
【労働組合の有無】	400.0					
有り 	100. 0 <100. 0>	74. 1 <59. 0>	15. 2 <56. 8>	18. 0 <20. 9>	3. 7 <1. 3>	0. 5 <->
  無し	100.0	72. 4	6. 4	20. 1	1. 8	0. 2
	<100.0>	<61.1>	<16. 3>	<12. 2>	<2. 9>	<0.0>
【介護休業制度の規定の有無】	100.0	71.0	10.0	10.0	2.4	
有り 	100. 0 <100. 0>	71. 8 <58. 5>	12. 8 <32. 8>	16. 8 <16. 5>	3. 4 <1. 2>	0. <b>4</b> <0. 0>
無し	100. 0	74. 9	-	25. 1	-	-
	<100.0>	<82. 7>	<1. 2>	<0.3>	<15.8>	<->
【最長介護休業期間】  期間の最長限度を定めている	100. 0	70. 2	13.5	17. 8	3. 6	0. 4
州間の敢民隊及を足のといる	<100. 0 <100. 0>	<57. 8>	(33. 3)	<17. 0>	3, 0 <1, 3>	0. 4 (0. 0)
通算して93日まで(注1)	100.0	70. 3	11.7	18. 3	1.9	0. 3
	<100.0>	<75. 5>	<4. 5>	<22. 9>	<0.8>	<0.1>
93日を超え6か月未満(注2)	100. 0 <100. 0>	- <87. 5>	<1. 6>	- <12. 6>	100.0 <->	<i>-</i> ⟨ <i>-</i> ⟩
6か月	100.0	79. 6	3. 0	15. 7	9. 2	_
	<100.0>	<76. 7>	⟨3. 0⟩	<53. 3>	<12.6>	<b>⟨−⟩</b>
6か月を超え1年未満	100.0	10.9	- (0.0)	8.6	80. 5	
1年	<100. 0> 100. 0	(99. 9) 69. 7	<0.3> 20.8	<> 15. 9	<−> 4.8	<-> 0. 9
, —	<100. 0 <100. 0>	<55. 6>	(30, 9)	<41. 3>	4. 6 <2. 6>	∪. 9 <>
1年を超える期間	100. 0	84. 9	13. 5	26. 4	7. 1	_
地間の地間はまし、 2 来言やを 2 ~ * ~	<100.0>	<5.0>	<94. 9>	<0.3>	<b>⟨−⟩</b>	< <b>-</b> >
期間の制限はなく、必要日数取得できる	100. 0 <100. 0>	98.8	(17.9)	1.2	<u> </u>	_ /_\
		<82. 2>	<17. 8>	<b>⟨−⟩</b>	< <b>-</b> >	<->

介護休業取得者のあった事業所=100.0%

<sup>(</sup>注1) 平成14年度は「3か月まで」 (注2) 平成14年度は「3か月を超え6か月未満」

第43表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護の ための勤務時間短縮等の措置の制度の有無・措置の種類別事業所割合

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Γ						<del></del>	(%)
	総計	勤務時間 短縮等の 措置あり (M. A.)	短時間 勤務制度	介護の場 合にきり シッイ 度	始業・終 業時刻の 繰上げ・ 繰下げ	介護に要 する経費 の援助措 置	勤務時間 短縮電の 措置なし	不明
【総計】	100. 0 <100. 0>	38.3 <43.9> (100.0) <100.0>	34. 6 <38. 5> (90. 4) <87. 7>	5. 8 <6. 3> (15. 1) <14. 3>	18. 4 <18. 9> (47. 9) <43. 1>	1. 8 <1. 3> (4. 8) <3. 0>	61. 7 <56. 1>	0. 0 <0. 0>
【産業】	400.0							
<b>鉱業</b> 建設業	100.0	28. 7 (100. 0) · 22. 1	26. 5 (92. 3) 20. 3	3. 8 (13. 3) 4. 2	17. 0 (59. 1)	3. 7 (12. 9)	71.3	
<b>是</b>	100.0	(100.0)	(91.9)	(19. 1)	14. 5 (65. 7)	0.1	77. 9	-
製造業	100.0	33. 1	29. 7	6. 2	16. 3	2. 1	66. 9	_
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	(100. 0) 91. 3 (100. 0)	(89. 9) 84. 7 (92. 8)	9. 1 (10. 0)	(49. 2) 44. 0	(6. 3) 15. 0	8. 7	-
情報通信業	100.0	45. 8 (100. 0)	35. 8 (78. 0)	9. 6 (20, 9)	(48. 2) 21. 3 (46. 6)	(16. 5) 2. 4 (5. 2)	54. 2	-
運輸業	100.0	32. 4	29. 9	4. 2	14. 3	2. 3	67. 6	_
卸売・小売業	100.0	(100.0) 41.5	(92. 4) 37. 8	(13. 0) 6. 6	(44. 1) 17. 7	(7. 0) 2. 0	58. 5	_
金融・保険業	100.0	(100. 0) 82. 4 (100. 0)	(91. 0) 70. 8 (85. 9)	(15. 8) 5. 7 (6. 9)	(42. 7) 27. 5 (33. 4)	(4. 8) 2. 6 (3. 1)	17. 6	_
不動産業	100.0	43. 4	38. 2	13. 6	26. 1	2.1	56. 6	_
飲食店,宿泊業	100.0	(100.0)	(88. 1) 29. 8	(31. 4)	(60. 2) 22. 8	(4. 8) 2. 1	64. 9	_
医療、福祉	100.0	(100, 0) 42, 7 (100, 0)	(84. 9) 41. 1 (96. 2)	(6. 8)	(65. 1) 21. 2	(6. 0) 1. 6	57. 3	_
教育, 学習支援業	100.0	41. 7 (100. 0)	40. 0 (95. 9)	(8. 6) 9. 7 (23. 2)	(49. 7) 20. 7 (49. 7)	(3. 8) 2. 8 (6. 8)	58. 3	_
複合サービス事業	100. 0	66. 5	64. 0 (96. 2)	7. 2 (10. 8)	23. 0 (34. 7)	3. 6 (5. 5)	33. 5	_
サービス業	100.0	35. 8 (100. 0)	32. 4 (90. 5)	6. 4 (17. 9)	19. 0 (53. 0)	1. 7 (4. 8)	64. 2	0. 0
【事業所規模】 5 0 0 人以上	100. 0 <100. 0>	89. 2 <84. 3> (100. 0) <100. 0>	76. 7 <68. 4> (86. 0)	21. 2 <17. 9> (23. 8)	36. 3 <32. 1> (40. 8)	9. 9 <6. 7> (11. 1)	10. 8 <15. 7>	<i>-</i> ⟨ <i>-</i> ⟩
100~499人	100. 0 <100. 0>	72. 2 <71. 3> (100. 0) <100. 0>	<81. 2> 64. 5 <61. 8> (89. 3) <86. 8>	<21. 2> 13. 5 <10. 8> (18. 7)	<38. 1> 35. 0 <30. 3> (48. 5)	<8. 0> 4. 0 <3. 0> (5. 6)	27. 8 <28. 4>	- <0.3>
30~99人	100. 0 <100. 0>	57. 0 <54. 4> (100. 0) <100. 0>	51. 8 <47. 5> (90. 9) <87. 3>	<15. 1> 7. 4 <7. 3> (12. 9) <13. 4>	<42. 6> 27. 2 <24. 8> (47. 6) <45. 6>	<4. 1> 2. 2 <2. 1> (3. 8) <3. 9>	43. 0 <45. 6>	0. 0 <0. 0>
5~29人	100. 0 <100. 0>	33. 7 <41. 1> (100. 0) <100. 0>	30. 5 <36. 1> (90. 4) <87. 9>	5. 2 <5. 9> (15. 3)	16. 2 <17. 5> (48. 0)	1. 7 <1. 1> (5. 0)	66. 3 <58. 9>	<del></del> >
3 0 人以上(再掲)	100.0 <100.0>	60. 3 <57. 8> (100. 0) <100. 0>	54. 6 <50. 3> (90. 4) <87. 1>	<14. 4> 8. 7 <8. 0> (14. 4) <13. 9>	<42. 6> 28. 8 <25. 9> (47. 7) <44. 8>	<2. 7> 2. 6 <2. 4> (4. 3) <4. 1>	39. 6 <42. 1>	0. 0 <0. 1>
【労働組合の有無】 有り	100.0	71. 9	64. 8	12. 7	33. 2	5. 0	28. 1	_
#L	100. 0	(100, 0) 30, 3 (100, 0)	(90, 1) 27, 4 (90, 6)	(17. 6) 4. 1 (13. 7)	(46. 1) 14. 8 (48. 9)	(7. 0) 1. 1 (3. 6)	69. 7	0. 0
不明	100.0	-	-	-		-	100.0	_
【介護休業制度の規定の有無】 有り	100.0	(100. 0) 67. 8	61.4	10. 2	32. 7	3. 2	32. 2	<del></del>
無し	100. 0	(100. 0) 1. 5 (100. 0)	(90. 5) 1. 2 (82. 4)	(15. 1) 0. 3 (17. 8)	(48. 2) 0. 5 (30. 5)	(4. 7) 0. 2 (10. 9)	98. 5	0. 0
事業所総数=100.0%			(WELL T/	(17.0)	(50.5)	(10.3)		

第44表 介護のための勤務時間短縮等の措置の種類、制度の有無・利用可能期間別事業所割合

%

					禾	用可能期	3			
		総計	制度あり	93日	93日を 超え1年 未満	1年	1年を超える期間	その他	制度なし	不 明
勤務時間短縮等 措置全体	【総計】	100. 0 <100. 0>	38. 3 <43. 9>						61. 7 <56. 1>	0. 0 <0. 0>
100 工件			(100. 0)	(75. 2)	(5.4)	(10.5)	(8.3)	(0.6)		
	【事業所規模】	100.0	60.3						39. 6	0.0
	30人以上	<100.0>	<57. <b>8</b> >						<42. 1>	<0.1>
			(100.0)	(71.8)	(5. 4)	(12. 8)	(9. 2)	(0.8)		

					<b></b>	川用可能期	胃			
		総計	制度あり	93日	93日を 超え1年 未満	1年	1年を超える期間	その他	制度なし	不明
	【総計】	100.0	34. 6						65. 4	0.0
短時間勤務制度		<100.0>	<38.5>						<61.5>	<0.0>
			(100.0)	(77.8)	(4. 2)	(11. 2)	(6. 1)	(0.7)		
	【事業所規模】	100.0	54.6						45.4	0.0
	30人以上	<100.0>	<50.3>						<49.6>	<0.1>
			(100.0)	(73. 0)	(5.0)	(13. 6)	(7.5)	(0.9)		
	【総計】	100.0	5.8						94. 2	0.0
介護の場合に利用できるフレッ		<100.0>	<6.3>						<93.6>	<0.1>
カスタイム制度			(100.0)	(58.0)	(6.8)	(13, 4)	(21. 3)	(0.5)		
	【事業所規模】	100.0	8.7						91.3	0.0
	30人以上	<100.0>	<8.0>						<91.6>	<0.4>
			(100.0)	(58. 6)	(3.0)	(16. 3)	(21. 9)	(0. 2)		
	【総計】	100.0	18.4						81.6	0.0
始業・終業時刻 の繰上げ・繰下		<100.0>	<18. 9>						<81.0>	<0.1>
げ			(100.0)	(74. 9)	(5. 9)	(10.0)	(9.0)	(0. 2)		
	【事業所規模】	100.0	28. 8						71. 2	0.0
	30人以上	<100.0>	<25. 9>						<73. 8>	<0.3>
			(100.0)	(74. 9)	(4. 6)	(12. 2)	(8. 2)	(0, 1)		
A -#	【総計】	100.0	1.8						98. 2	0.0
介護に要する経 費の援助措置		<100.0>	<1.3>						<98.6>	<0.1>
5C-71%4711日區			(100.0)	(41. 1)	(7. 4)	(25. 7)	(23, 9)	(1.9)		
	【事業所規模】	100.0	2. 6						97. 4	0.0
	30人以上	<100.0>	<2.4>						<97. 2>	<0.4>
			(100.0)	(47. 6)	(2. 7)	(21. 2)	(26. 7)	(1.8)		

					労働日	11日に短網	宿する時間	の長さ	
		総計	制度あり	1 時間 未満	1時間以 上2時間 未満	2時間以 上3時間 未満	3 時間 以上	その他	不明
短時間勤務制度	【総計】	100.0	34. 6						
应时间到伤削没			(100.0)	(1.0)	(28. 1)	(48. 9)	(15. 5)	(4.0)	(2. 4)
	【事業所規模】	100.0	54. 6						
	30人以上		(100.0)	(0.5)	(28. 2)	(50.0)	(15. 3)	(3. 5)	(2.4)

事業所総数=100.0%

第45表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金 取扱い状況別事業所割合

	総計	有給	一部有給	無給	その他	(%)
【総計】				711	( ) / ()	1 2
	100.0	10.5	7. 5	81.4	0. 2	0.3
F steralls V	<100.0>	<7.8>	<8.4>	<83. 6>		<0.2>
【産業】						
鉱業	100.0	0.8	6. 6	92. 6	_	_
建設業	100.0	18. 7	9. 7	71.6		_
製造業	100.0	4.3	7.7	87. 2	_	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.6	3. 5	92. 9		_
情報通信業	100.0	6. 2	9. 3	80. 1	4.4	_
運輸業	100.0	7.0	5. 4	87. 6	_	_
卸売・小売業	100.0	7.5	6. 6	85. 8	_	0.0
金融・保険業	100.0	26. 1	6. 2	65. 9	1. 8	_
不動産業	100.0	0.6	18. 8	80. 6	_	_
飲食店,宿泊業	100.0	6.4	2. 2	91.4		_
医療,福祉	100.0	18. 2	12. 1	69. 0	-	0. 7
教育, 学習支援業	100.0	19. 2	7.4	73. 5	_	
複合サービス事業	100.0	9. 7	9. 5	80. 9	_	-
サービス業	100. 0	6.8	8. 3	83. 6	_	1.4
【事業所規模】						11.12
500人以上	100.0	5. 8	7. 3	86. 8		0.1
100~499人	<100, 0> 100, 0	<8.5>	<6. 1>	<85. 0>		<0.3>
100,4997	<100.0	7. 0 <7. 7>	7. <b>4</b> <8. 8>	85. 4 <83. 5>	_	0.3
30~99人	100.0	8. 8	8.7	82. 1	_	<0. 0> 0. 3
	<100.0>	<9.9>	<8. 8>	<80. 3>		<1. 0>
5~29人	100.0	11. 3	7. 2	80. 8	0. 3	0. 3
a a law la compa	<100.0>	<7.3>	<8. 4>	<84. 2>		<0.1>
30人以上(再掲)	100.0	8.4	8. 4	82. 9	_	0. 3
【労働組合の有無】	<100.0>	<u> </u>	<b>⟨8. 7⟩</b>	<81. <b>1</b> >		<0.8>
有り	100.0	11. 2	7. 0	81.8	_	0. 0
	<100.0>	<8. 0>	<9.5>	<82. 5>		<0.0 <0.0>
無し	100.0	10. 1	7. 9	81. 1	0. 4	0. 5
A 5# - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	<100.0>	<7. <b>6</b> >	<7. 9>	<84. 1>		<0.4>

介護のための短時間勤務制度がある事業所=100.0%

第46表 介護のための勤務時間短縮等の措置の種類、男女・介護のための勤務時間短縮等の 措置の利用者の有無別事業所割合

			<u> </u>				(%)
		総計	利用者あり の事業所	男性利用者	女性利用者	利用者なし の事業所	不明
			(M. A. )	ありの事業所	ありの事業所	のサネバ	
短時間勤務	【総計】	100.0	1.0			99.0	0.0
制度		<100. 0>	<0.4>			<98. 7>	<0.9>
			(100.0)	(46. 5)	(67. 2)		
	Wanter Alle State   1970   14th W		<100.0>	<20.8>	<80. 6>		
İ	【事業所規模】	100.0				00.7	
	30人以上	100.0	1. 2			98. 7	0.1
		<100.0>	<0.6> (100.0)	(40.7)	(74. 5)	(98. 9)	<0.9>
			(100.0)	(42. 7) <33. 3>	(74. 5)		
	【総計】	100.0	0.3	\00.0/	1 10.0/	99.5	0. 2
フレックス	E NO CITY	<100.0>	<0.2>			<95. 8>	<4. 0>
タイム制度		(100.0)	(100.0)	(27. 0)	(73. 0)	(30.07	(4.0)
			<100.0>	<44. 0>	<58. 2>		
	【事業所規模】						
	30人以上	100. 0	0.8			98. 3	0.9
		<100. 0>	<0.9>			<98. 3>	<0.7>
			(100.0)	(41. 3)	(58. 7)		
			<100.0>	<44, 0>	<58. 2>		
始業、終業		100.0	0. 6			99. 4	0.0
時刻の繰上げ、繰下げ		<100. 0>	(0.8)	(70.4)	(00.0)	<98.6>	<0.6>
け、繰下げ			(100.0)	(73. 1)	(26. 9)		
	【事業所規模】		<100.0>	<56. 5>	<43. 5>		
	【争未所观候】  30人以上	100. 0	0.7			99, 2	0.1
	3000	<100.0>	<0.8>			<98. 3>	<0.9>
		(100.0)	(100.0)	(35. 4)	(64, 6)	₹30.07	(0. 37
			<100.0>	<75. 5>	<24. 5>		
介護に要す	【総計】	100.0	0.7			98. 9	0.4
る経費の		<100. 0>	<0.3>			<99. 4>	<0.3>
援助措置			(100.0)	(26. 7)	(85. 5)		
			<100.0>	<45. 7>	<79. 1>	<u> </u>	
	【事業所規模】	100 0					
	30人以上	100.0	1.5			96. 7	1.8
1		<100.0>	(1.1)	(51.0)	(70.0)	<97. 9>	<1.0>
			(100.0)	(51.3)	(72. 2)		
L	11年年々もの世界よ	たて恵業を二	<100.0>	<45. 7>	<79. 1>	l	L

短時間勤務制度等各々の措置がある事業所=100.0%

第47表 事業所規模、男女・介護のための勤務時間短縮等の措置の種類別制度あり事業所の常用労働 者に占める利用者割合(H16.4.1~17.3.31)

(%) 短時間勤務制度 フレックスタイム制度 女性常用 男性常用 女性常用 男性常用 常用労働 常用労働 労働者に 労働者に 労働者に 労働者に 者に占め 者に占め 占める利 占める利 占める利 占める利 る利用者 女 性 男 る利用者 男 女 性 性 用者の割 用者の割 用者の割 用者の割 の割合 の割合 合 【総計】 0.06 0.09 0.04 0.01 0.01 0.00 <0.01> <0.03> <0.00> <0.01> <0.01> <0.00> (100.0)(56.5)(43.5)(100.0)(67.8)(32.2)<100.0> <83. 1> <16.9> <100.0> <44.7> <55.3> 【事業所規模】 500人以上 0.01 0.03 0.00 0.00 0.00 0.00 <0.01> <0.02> <0.00> <0.00> <0.01> <0.00> (100.0)(92.0)(75. 3) <57. 7> (8.0)(100.0)(24.7)<100.0> <86.3> <13.7> <100.0> <42. 3> 100~499人 0.01 0.02 0.00 0.01 0.02 <0.01> <0.02> <0.00> <0.02> <0.02> <0.02> (89.5) (100.0)(10.5)(100.0)(100.0)<100.0> <69.4> <30.6> <100.0> <35.7> <64.3> 30~99人 0.10 0.13 0.09 0.01 0.00 0.01 <0.00> <0.00> <0.00> <0.00> <0.01> <-> (100.0)(50.6)(49.4)(100.0)(15.2)(84.8)<100.0> <60.1> <39.9> <100.0> <100.0> <-> 5~29人 0.11 0.17 0.08 0.01 0.03 <0.03> <0.06> <0.01> **⟨**−⟩ <->  $\langle - \rangle$ (100.0)(56.9)(43.1)(100.0)(100.0)(-)<100.0> <88.9> <11.1> <100.0> <-> <--> 30人以上(再掲) 0.04 0.06 0.03 0.00 0.01 0.00 <0.01> <0.01> <0.00> <0.01> <0.01> <0.01> (100.0)(56.1)(43.9)

(100.0)

<100.0>

(52.5)

<44.7>

(47.5)

<55.3>

	, ,	台業・終業	時刻の繰上	げ・繰下	Ť		介護に要	する経費の	)援助措置	
	常用労働 者に占め る利用者 の割合	女 性	男性	女性常用 労働者に 占める利 用者の割 合	男性常用 労働者に 占める利 用者の割 合	常用労働 者に占め る利用者 の割合	女性	男性	女性常用 労働者に 占める利 用者の割 合	男性常用 労働る利 用者の割 合
【総計】	0. 01 <0. 02> (100. 0) <100. 0>	(29. 1) <52. 5>	(70. 9) <47. 5>	0. 01 <0. 03>	0. 01 <0. 02>	0. 03 <0. 02> (100. 0) <100. 0>	(37. 7) <34. 3>	(62. 3) <65. 7>	0. 04 <0. 02>	0. 02 <0. 02>
【事業所規模】 500人以上	0. 00 <0. 00> (100. 0) <100. 0>	(72. <b>4</b> ) <71. 1>	(27. 6) <28. 9>	0. 00 <0. 00>	0. 00 <0. 00>	0. 03 <0. 04> (100. 0) <100. 0>	(18. 8) <22. 7>	(81. 2) <77. 3>	0. 04 <0. 05>	0. 03 <0. 04>
100~499人	0.00 <0.01> (100.0) <100.0>	(87. 7) <54. 9>	(12. 3) <45. 1>	0. 01 <0. 01>	0. 00 <0. 00>	0. 01 <0. 01> (100. 0) <100. 0>	(100. 0) <83. 6>	( <del>-</del> ) <16. <b>4</b> >	0. 03 <0. 03>	- <0.00>
30~99人	0. 01 <0. 01> (100. 0) <100. 0>	(62. 9) <9. 6>	(37. 1) <90. 4>	0. 02 <0. 00>	0. 01 <0. 02>	0. 00 <-> (100. 0) <100. 0>	(-) <->	(100. 0) <>	- ⟨->	0.00 <>
5~29人	0. 03 <0. 06> (100. 0) <100. 0>	(8. 3) <59. 2>	(91. 7) <40. 8>	0. 01 <0. 08>	0. 05 <0. 04>	0. 03 <-> (100. 0) <100. 0>	(100. 0) <->	(-) <->	0. 06 <->	_ <->
(注) 学働者に上げ	0. 01 <0. 01> (100. 0) <100. 0>	(67. 8) <25. 1>	(32. 2) <74. 9>	0. 01 <0. 00>	0. 00 <0. 01>	0. 03 <0. 02> (100. 0) <100. 0>	(26. 3) <34. 3>	(73. 7) <65. 7>	0. 04 <0. 03>	0. 03 <0. 02>

<100.0>

<71.2>

<28.8>

(注) 労働者に占める措置利用者の割合とは、勤務時間短縮等の措置がある事業所の労働者に占めるH16.4.1~17.3.31の 間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む。)の割合である。

第48表 産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇制度の規定の有無・利用可能期間別事業所割合

		利用可能期間							(%)	
				小学校入学		REMAIN)				
	総計	規定あり	小学校就学 の始期に達 するまで	~小学校低 学年(3年 生又は9歳 まで)	小学校 4 年 生~小学校 卒業 (又は 12歳) まで	小学校卒業 以降も対象	その他	不明	規定なし	不明
[総計]	100. 0 《100. 0》	33. 8 《26. 5》 (100. 0)	(87. 2)	(1.4)	(1.7)	(9, 6)	(0. 0)	(0, 1)	66. 2 《73. 2》	0. 0 《0. 3》
【産業】 鉱業	100. 0 《100. 0》	20. 9 《17. 4》							79. 1 《82. 6》	 《一》
建設業	100.0 《100.0》	(100. 0) 18. 0 《23. 5》 (100. 0)	(83. 0)	(-)	(0.1)	(8.7)	(8.4)	(-)	82. 0 《74. 9》	_ 《1. 7》
製造業	100. 0 《100. 0》	25. 1 《20. 6》 (100. 0)	(84. 5)	(1.1)	(2.3)	(11.8)	(0. 2)	(0.0)	74. 9 《79. 4》	~ 《0. 0》
電気・ガス・熟供給・水道業	100. 0 《100. 0》	89. 5 《52. 8》 (100. 0)	(81. 8)	(2.6)	(1.0)	(14. 6)	(-)	(-)	10. 5 《47. 2》	_ 《一》
情報通信業	100. 0 《100. 0》	39. 1 《21. 9》 (100. 0)	(81. 4)	(-)	(1.3)	(17. 2)	(-)	(-)	60. 9 《78. 1》	<u>-</u> «-»
運輸業卸売・小売業	100. 0 《100. 0》 100. 0	31. 2 《28. 0》 (100. 0) 38. 4	(84. 1)	(3. 3)	(-)	(11. 7)	(-)	(0. 9)	68. 8 《72. 0》 61. 6	~ 《 <del>-</del> 》
金融・保険業	(100. 0) (100. 0)	《25. 5》 (100. 0) 77. 9	(84. 8)	(2. 6)	(1. 2)	(11. 4)	(-)	(-)	《74. 5》 22. 1	《一》 _
不動産業	《100. 0》 100. 0	《43. 9》 (100. 0) 42. 0	(94. 6)	(0.0)	(2. 0)	(3, 4)	(-)	(-)	《56. 1》 58. 0	《一》 —
飲食店,宿泊業	《100.0》 100.0	(32. 8) (100. 0) 32. 9	(83. 7)	(-)	(-)	(16. 3)	(-)	(-)	《67. 2》 67. 1	《一》 一
医療、福祉	100.0 100.0 (100.0)	《38. 6》 (100. 0) 35. 2 《31. 8》	(87. 6)	(1. 1)	(4. 3)	(7. 0)	(-)	(-)	(61. 4) 64. 8 (68. 2)	(-» - (-»
教育、学習支援業	100.0	(100. 0) 25. 0 (26. 2)	(90. 2)	(-)	(3. 9)	(5. 9)	(-)	()	75. 0 《73. 8》	~ / - «-»
複合サービス事業	100. 0 《100. 0》	(100. 0) 72. 0 《35. 0》	(92. 1)	(0.0)	(1. 2)	(6. 7)	(-)	(-)	28. 0 《65. 0》	_ 《一》
サービス業	100.0 《100.0》	(100, 0) 31, 5 (23, 2)	(92. 9)	(-)	(-)	(7. 1)	(-)	(-)	68. 5 《76. 8》	0. 1 《0. 0》
【事業所規模】		(100.0)	(88. 0)	(1.8)	(2. 1)	(8. 1)	(-)	(0.1)		
500人以上	100. 0 《100. 0》	91. 3 《59. 7》 (100. 0)	(87. 3)	(1. 3)	(2. 8)	(8. 6)	(-)	(-)	8. 7 《40. 3》	<u>-</u> «-»
100~499人	100.0	70. 4 《39. 8》 (100. 0)	(91.4)	(0.9)	(1. 2)	(6. 3)	(0.0)	(0. 1)	29. 6 《60. 1》	(0.0) 0.1
5~29人	100. 0 《100. 0》	47. 9 «32. 9» (100. 0) 29. 8	(89. 6)	(0.4)	(1.6)	(7. 9)	(0. 1)	(0. 3)	52. 1 《67. 1》 70. 2	(0. 0) —
30人以上(再掲)	《100.0》 100.0	《25. 2》 (100. 0) 52. 7	(86. 2)	(1.7)	(1.7)	(10. 3)	(0.0)	(-)	《74. 5》 47. 2	《0. 3》 0. 0
	《100.0》	《34. 4》 (100. 0)	(90. 0)	(0, 6)	(1.5)	(7. 5)	(0, 0)	(0. 2)	《65.6》	《0.0》
【労働組合の有無】 有り	100.0	70. 0 《46. 6》 (100. 0)	(86. 8)	(1. 1)	(1.9)	(10. 0)	(0.1)	(0. 2)	30. 0 《53. 4》	0. 0 《一》
無し	100.0 《100.0》	25. 1 《20. 6》 (100. 0)	(87. 5)	(1.7)	(1.5)	(9. 3)	(0. 0)	(0.0)	74. 9 《79. 1》	(0. 3)

事業所総数=100.0% (注) ≪ ≫ は、平成16年度調査の数値である。 (注) 平成16年度は、規定の有無ではなく、制度(慣行、失効年次有給休暇の活用等も含む)の有無について質問している。

第49表 子の看護休暇制度の休暇日数制限状況別事業所割合

	[*		制限あり											(%)	
					同一の	労働者	につき					同一の一	子につき	:	*****
	総計	計	小計	5日	6日~ 9日	10日	11~ 20日	2 1 日 ~	その他	小 計	5日	6日~ 9日	10日	11~ 20日	21日 ~
【総計】	100. 0	90. 4 (100. 0)	(65. 2) (100. 0)	(91. 6)	(2. 5)	(1. 6)	(2. 2)	(2. 0)	(0.0)	(30. 3) (100. 0)	(90. 3)	(0.1)	(1. 1)	(2, 4)	(6. 1)
【事業所規模】 30人以上	100.0	93. 1 (100. 0)	(62. 7) (100. 0)	(95. 5)	(1. 9)	(0. 9)	(1.0)	(0, 6)	(0.1)	(31. 6)		(0.3)	(1.4)	(1. 3)	(5. 6)

	T				制限	あり					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
						その他				****	
	総計	計	小計	5日	6日~ 9日	10日	11~ 20日	2 1 日 ~	その他	制限なし	不明
【総計】											
	100.0	90. 4								9.5	0.0
		(100.0)	( <b>4</b> . <b>5</b> ) (100. 0)	(81. 1)	(2. 2)	(3. 1)	(8.5)	(5.0)	(0.1)		
【事業所規模】								(=: 4)			
30人以上	100.0	93. 1								6.8	0.1
		(100.0)	(5. 7)								
		<u> </u>	(100.0)	(69.9)	(6. 2)	(8, 9)	(4.0)	(10. 9)	(0. 2)		

子の看護休暇制度のある事業所=100.0%

第50表 産業・事業所規模・労働組合の有無別、子以外で看護休暇制度の対象としている家族の有無・ 範囲別事業所割合

			Т									4	
	40 51				子以外		眼制度の対	象としてい	る家族			対象とし	
	総計	対象とし ている	配偶者	本人の	配偶者の	(M. A.) 祖父母	兄弟姊妹	孫	その他の	対象に制限なし	その他	ていない	不明
【総計】				父母	父母	10.74	70,37,90,34	1/4	親族	minx a C			l.
(#CBT)	100. 0	19.9 (100.0)	(85. 0)	(80, 2)	(72. 1)	(52.0)	(47. 4)	(44.0)	(12.6)	(10.4)	(0.0)	80. 1	0.1
【産業】		(100.0)	(03.0)	(60. 2)	(72.1)	(32.0)	(47.4)	(44.0)	(12. 6)	(12. 4)	(0.0)	<del></del>	
鉱業	100.0	10.0				}						90.0	_
建設業	100.0	(100. 0) 21. 4	(100.0)	(100.0)	(97. 1)	(83. 7)	(83. 7)	(83. 7)	(-)	(-)	(-)	78.6	
		(100.0)	(99.5)	(99. 5)	(65, 4)	(69. 2)	(69. 2)	(69, 2)	(18.6)	(0.5)	()	78.6	i –
製造業	100.0	22. 6	(00.07	(00.07	(00.47)	(03. 2)	103.27	(03.2)	(10.0)	(0, 5)	()	77.4	_
		(100.0)	(86.9)	(84. 0)	(67.0)	(41.9)	(38. 9)	(36. 5)	(16.3)	(10, 2)	(-)	//	
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	17. 8		İ		1				,	` '	82.2	_
		(100.0)	(91.4)	(86.0)	(86.0)	(86.0)	(86.0)	(75.4)	(15.4)	(8.6)	(-)		
情報通信業	100.0	29. 1				1						70.9	_
	1	(100.0)	(94. 7)	(80.8)	(77. 1)	(73. 4)	(69. 7)	(69. 7)	(56. 1)	(3.9)	(0.1)		
運輸業	100.0	25. 1										74.9	_
Annual of the same		(100.0)	(70.3)	(44. 3)	(42. 6)	(31.6)	(27. 9)	(24. 2)	(4.6)	(26. 0)	(-)		
卸売・小売業	100.0	22. 2							<u> </u>			77. 8	_
A St. MIRA		(100, 0)	(83. 2)	(79.4)	(75. 6)	(49.9)	(40.6)	(39.8)	(8. 6)	(13. 0)	(-)		
金融・保険業	100.0	12. 6	1	}	1							87.4	-
~~~		(100, 0)	(96. 6)	(86.6)	(86.6)	(57. 7)	(57. 7)	(57. 7)	(-)	(0.4)	(-)		
不動産業	100.0	42. 2										57.8	_
NAT 54		(100.0)	(64. 7)	(75. 2)	(63. 4)	(62. 4)	(62.4)	(62.1)	(13.8)	(23. 5)	(-)		
饮食店. 宿泊業	100.0	12. 7										86.4	0.9
医療 福祉		(100.0)	(58, 1)	(58. 1)	(49.8)	(37. 2)	(38, 9)	(28, 4)	(3.8)	(41. 9)	(-)		
之为K, T帕比	100.0	11.9	(00.0)	(00.0)	(04.4)							88.1	-
教育,学習支援業	100.0	(100.0)	(92. 6)	(92. 8)	(91. 1)	(56, 4)	(54. 7)	(54, 7)	(27. 3)	(7. 2)	(-)		
以日,于日义成果	100.0	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(00.0)							78.4	-
復合サービス事業	100.0	12.7	(100.0)	(100.0)	(98.9)	(67. 7)	(62. 3)	(57.0)	(-)	(-)	(-)		
LL / LN +x	100.0	(100.0)	(96.0)	(97, 8)	(04.0)	(00.0)	(00.5)	/= / = :				87.3	-
サービス業	100.0	19.3	(90.0)	(97.8)	(84. 9)	(68.3)	(66.5)	(54.0)	(39.3)	(1.8)	(-)		
, EA*	100.0	(100, 0)	(86. 4)	(82, 9)	(77.5)	(56. 2)	(51.9)	(00.4)				80.7	-
[事業所規模]		(100.0)	(80. 4)	(02. 9)	(11.3)	(50. 2)	(51.9)	(38. 4)	(13. 1)	(13. 6)	(-)		
500人以上	100.0	16.5										83.5	_
		(100.0)	(92.4)	(92.6)	(84. 2)	(67. 2)	(62. 1)	(62.9)	(16, 5)	(6.1)	(-)	63.5	_
100~499人	100.0	13.9					,,		(10.0)	(0.1)	. ,	86, 1	_
		(100.0)	(92. 3)	(91.5)	(83. 7)	(56. 6)	(52.0)	(51.1)	(14. 6)	(5, 4)	(0.0)	55.1	
30~99人	100.0	18.7										81.0	0.3
- 001	1	(100, 0)	(86, 9)	(87. 0)	(82. 6)	(62.4)	(55, 5)	(48.3)	(12.6)	(9.7)	( <del>-</del> )		
5~29人	100.0	20. 8	(04.1)	/== -:								79.2	-
30人以上(再掲)	100.0	(100.0)	(84. 1)	(77. 8)	(68. 8)	(49. 1)	(45. 0)	(42.3)	(12. 4)	(13, 5)	(-)		
こくな」 (中間)	100.0	17.5 (100.0)	(88. 1)	(99.0)	(00 0)	/n. A.	(55.0)	(40.0)				82.3	0. 2
【労働組合の有無】	<del> </del> -	(100.0)	(88.1)	(88, 0)	(82. 8)	(61, 4)	(55.0)	(49. 2)	(13. 1)	(8.8)	(0.0)		
101回転日の河流1	100.0	19.3					.					00.5	٠.
		(100.0)	(86, 7)	(77. 0)	(70.4)	(54, 5)	(49. 1)	(45. 6)	(14. 8)	(11, 3)	(0. 0)	80. 5	0. 1
#L	100.0	20. 2	1-2. //		(70.4)	(04. 0)	(43.1)	(40.0)	(14. 0)	(11. 3)	(0.0)	79.8	_
	1	(100.0)	(83, 9)	(82. 2)	(73. 2)	(50, 4)	(46, 3)	(42. 9)	(11.1)	(13.0)	(-)	15.0	_

子の看護休暇制度がある事業所=100.0%

第51表 産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇制度の対象者からの除外者の 状況別事業所割合

	総計		定労働日数 2日以下の		勤続	6ヶ月未満	の者 
	, -	対 象	対象外	不 明	対 象	対象外	不 明
【総計】					*		
	100. 0	18. 7	80.0	1. 3	27. 1	72. 2	0.8
【産業】							
鉱業	100.0	4. 0	96.0		5.0	95.0	
建設業	100.0	14. 3	85. 6	0. 1	27. 0	72. 9	0.1
製造業	100.0	12. 0	86. 2	1.8	21.8	77. 6	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	18. 1	79.9	2. 0	62. 5	37. 5	_
情報通信業	100.0	24. 9	72. 6	2. 6	40. 4	59.6	
運輸業	100.0	12. 8	82.8	4. 3	24. 1	72. 6	3. 3
卸売・小売業	100.0	27. 1	72. 7	0. 2	27. 1	72. 1	0.8
金融・保険業	100.0	16.8	77. 8	5. 4	34. 1	64. 2	1.6
不動産業	100.0	23. 2	76. 7	0. 1	20.5	79.5	_
飲食店,宿泊業	100.0	20.8	78. 2	0. 9	32. 1	67.0	0. 9
医療、福祉	100.0	8. 1	91.0	0. 9	21. 3	78. 7	_
教育, 学習支援業	100.0	30.8	69. 2	0.0	42. 5	57. 4	0.0
複合サービス事業	100. 0	21. 0	79. 0	–	18. 3	81. 7	_
サービス業	100.0	11.4	88. 4	0.1	25. 1	74. 9	0. 1
【事業所規模】							
500人以上	100.0	24. 4	73. 6	2. 0	46. 8	53. 1	0.1
100~499人	100.0	18. 4	79.3	2. 3	31.6	68. 1	0. 2
30~99人	100.0	19. 9	78. 5	1.6	31.4	68. 2	0.3
5~29人	100.0	18. 3	80.6	1.1	25. 3	73. 7	0. 9
30人以上(再掲)	100.0	19. 6	78. 6	1.8	31. 9	67. 8	0.3
【労働組合の有無】							
有り	100.0	25. 7	72. 6	1.7	35. 1	64. 1	0.8
無し	100. 0	13. 9	85. 0	1.0	21. 7	77. 6	0.7

子の看護休業制度の規定がある事業所=100.0%

第52表 産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇取得時の賃金取扱い状況別事業所割合

(%)

100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	16. 5 19. 8 15. 9 11. 9 51. 9	9, 3 14, 0 14, 5 9, 1 4, 3	62, 5 63, 6 58, 1 65, 1	11. 7 2. 6 11. 5
100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	19. 8 15. 9 11. 9	14. 0 14. 5 9. 1	63. 6 58. 1	2. 6 11. 5
100. 0 100. 0 100. 0	15. 9 11. 9	14. 5 9. 1	58. 1	11.5
100. 0 100. 0 100. 0	15. 9 11. 9	14. 5 9. 1	58. 1	11.5
100. 0 100. 0	11. 9	9. 1		
100.0				14.0
	01.0	1 4.1 1	41.9	1.9
	21 4			5. 9
100 0				15. 9
	1			10.7
100.0	40, 6	7. 1	44, 2	8. 2
100.0	23, 2	4. 8	56. 1	15, 9
100.0	9. 2	11, 0	70. 0	9.8
100.0	1		52. 3	9. 8
100.0	20. 9	6. 9	57. 2	15, 0
100.0	23. 0	1.5	67. 4	8. 1
100.0	17. 0	8. 6	62. 2	12. 2
100.0	27. 1	8. 7	62. 8	1. 3
100.0	l I			5. 9
				11. 2
			i e	12.0
100.0	18. 4	5. /	65.8	10.1
100.0	22.0	E 0	62.2	7. 2
			· ·	12.8
	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	100.0     21.4       100.0     10.2       100.0     13.8       100.0     40.6       100.0     23.2       100.0     9.2       100.0     29.4       100.0     20.9       100.0     23.0       100.0     17.0       100.0     17.9       100.0     16.1       100.0     23.8	100.0       21.4       4.6         100.0       10.2       9.5         100.0       13.8       8.6         100.0       40.6       7.1         100.0       23.2       4.8         100.0       9.2       11.0         100.0       29.4       8.5         100.0       20.9       6.9         100.0       23.0       1.5         100.0       17.0       8.6         100.0       17.9       5.9         100.0       16.1       10.1         100.0       18.4       5.7         100.0       23.8       5.9	100.0       21.4       4.6       68.1         100.0       10.2       9.5       64.4         100.0       13.8       8.6       66.9         100.0       40.6       7.1       44.2         100.0       23.2       4.8       56.1         100.0       9.2       11.0       70.0         100.0       29.4       8.5       52.3         100.0       20.9       6.9       57.2         100.0       23.0       1.5       67.4         100.0       17.0       8.6       62.2         100.0       17.9       5.9       68.3         100.0       17.9       5.6       65.3         100.0       16.1       10.1       61.8         100.0       18.4       5.7       65.8

事業所総数=100 0%

第53表 産業・事業所規模、就学前までの子を持つ労働者の有無・子の看護休暇取得者の有無別 事業所割合

	1	T		(%)			
	総計	就学前までの子 を持つ労働者が いる事業所	取得者ありの事業所	取得者なしの事業所	不明	就学前までの子 を持つ労働者が いない事業所	不明
【総計】	1	<del> </del>		<del> </del>			
140017	100.0	50.4				44.5	
•	100.0	(100, 0)	(8, 2)	(01.6)	(0.0)	44.5	5. 1
【産業】		(100.0)	(0, Z)	(91, 6)	(0, 2)		
鉱業	100, 0	46.8				F0.0	
	100.0	(100.0)	(15, 5)	(84, 5)	, ,	53. 0	0. 2
建設業	100.0	56. 9	(15. 5)	(64. 3)	(-)	40.0	
	100.0	(100, 0)	(6, 1)	(02.0)	(0.0)	40.0	3, 1
製造業	100.0	51, 6	(0.1)	(93. 9)	(0, 0)	40.4	
<b>双</b> 基本	100.0	(100, 0)	(0.6)	(00.4)	(0.0)	42. 4	6.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.5	(9. 6)	(90.4)	(0.0)		
地域 ガス 煮洗和 水道来	100.0	(100, 0)	(10.1)	(00.4)	(4.5)	23. 5	16.0
情報通信業	100.0	59. 0	(12, 1)	(86.4)	(1, 5)		
TH TALLE IS A	100.0	(100, 0)	(7.5)	(00 E)	(0.0)	36. 2	4.8
運輸業	100.0	56. 2	(7. 5)	(92.5)	(0.0)		
AC-167 AC	100.0	(100, 0)	(4.4)	(05.0)		35. 8	7. 9
卸売・小売業	100.0	46. 2	(4, 4)	(95. 6)	(-)		
mol mol*	100.0		(F C)	(00.7)	(0.7)	48. 2	5.6
金融・保険業	100.0	(100.0)	(5. 6)	(93. 7)	(0, 7)		
<b>正版</b>	100.0	61. 0	77.45	(2.2.2)		36. 7	2.3
不動産業	100.0	(100.0)	(7. 1)	(92. 9)	()		
小制性来	100.0	44. 2	/F 3\	(2.1.2)		52. 1	3. 7
飲食店,宿泊業	100.0	(100.0)	(5.7)	(94.3)	(-)		
以艮冶。伯冶来	100.0	38. 6				56.8	4. 6
E-16 +5 +1	100.0	(100.0)	(6.3)	(93. 7)	(-)		
医療,福祉	100.0	59. 3				34. 3	6.4
** ** ** ***		(100, 0)	(19.0)	(81.0)	()		
教育, 学習支援業	100.0	47.1				45.4	7. 5
4 <del>-</del> A 11		(100.0)	(18, 1)	(81.9)	(-)		
複合サービス事業	100.0	53. 6		'		40. 7	5, 7
	ļ	(100.0)	(2.5)	(97. 5)	(-)		
サービス業	100.0	45. 8				50.5	3. 7
		(100.0)	(10. 4)	(89. 6)	(0, 0)		
【事業所規模】							
500人以上	100.0	53. 2			i	3, 1	43. 7
	1	(100.0)	(37. 4)	(61.5)	(1, 1)	1	
100~499人	100.0	61.6				10.6	27. 8
	l	(100, 0)	(14, 5)	(85. 2)	(0, 3)	ļ	
30~99人	100.0	66.3	ļ			21. 3	12.4
	1	(100.0)	(8.3)	(91.7)	(0.0)	1	
5~29人	100.0	47. 3		İ		49.8	2. 8
	1	(100.0)	(7.7)	(92.1)	(0.2)		
30人以上(再掲)	100.0	65. 2	İ	·		19. 0	15. 8
* # = 40 # 100 004	1	(100, 0)	(9.8)	(90. 2)	(0, 1)		

事業所総数=100.0%

## 第54表 産業・事業所規模、男女別常用労働者に占める就学前までの子を持つ常用労働者割合

		1				(%)
	常用労働者 計 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	就学前までの子 を持つ常用労働 者	女性 常用労働者 計	就学前までの子 を持つ女性常用 労働者	男性 常用労働者 計	就学前までの子 を持つ男性常用 労働者
【総計】						
	100.0	8. 3	100.0	5. 5	100.0	9.9
【産業】				<u> </u>		
鉱業	100.0	8.7	100.0	8.3	100.0	8.8
建設業	100.0	10. 6	100.0	7.5	100.0	11.0
製造業	100.0	9. 0	100.0	6.5	100. 0	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.6	100.0	10, 0	100. 0	10.7
惰報通信業	100.0	10.9	100, 0	6, 3	100.0	12.3
運輸業	100.0	7.7	100.0	3.4	100.0	8.4
卸売・小売業	100.0	8.4	100.0	5, 6	100. 0	10.7
金融・保険業	100.0	9.3	100, 0	7.1	100. 0	11.0
不動産業	100.0	8.9	100.0	3.8	100.0	11.7
飲食店,宿泊業	100.0	5.0	100.0	3.0	100.0	7. 2
医療. 福祉	100, 0	7.7	100.0	6.7	100.0	11.1
教育, 学習支援業	100.0	6, 3	100.0	4.7	100.0	7.7
複合サービス事業	100.0	9.6	100.0	7.2	100.0	10.9
サービス業	100, 0	6.5	100.0	3.5	100.0	
【事業所規模】	1,00,00	0.0	100.0	3, 5	100.0	8.4
500人以上	100.0	7. 5	100.0	4.5	100.0	8, 8
100~499人	100.0	8.0	100.0	5.1	100.0	9.6
30~99人	100.0	8.6	100.0	5.4	100.0	10.6
5~29人	100.0	8.6	100.0	6.2	100.0	10.0
30人以上(再掲)	100.0	8. 1	100.0	5.1	100.0	9.8

第55表 産業・事業所規模・子の看護休暇制度の規定の有無、男女別就学前までの子を 持つ労働者に占める子の看護休暇取得者割合

						(%)
					就学前までの	
	就学前までの 子を持つ労働 者	子の看護休暇 取得者	女性	男性	労働者に占め	る子の看護休
《松計》	100. 0	4. 2 (100. 0)	(54. 2)	(45. 8)	9. 2	2. 5
(産業) 鉱業	100. 0	6. 2 (100. 0)	(58. 1)	(41. 9)	25. 1	3. 0
建設業	100. 0	2. 5	(73. 4)	(26. 6)	19. 3	0. 7
製造業	100. 0	3. 1 (100. 0)	(55. 4)	(44. 6)	8. 6	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0	9. 8 (100. 0)	(36. 3)	(63. 7)	37. 0	6. 9
情報通信業	100. 0	4. 0 (100. 0)	(50. 5)	(49. 5)	14. 4	2. 3
運輸業の対象を表現している。	100. 0 100. 0	3. 5 (100. 0) 2. 6	(18. 0)	(82. 0)	11. 0 3. 3	3. 0 2. 4
金融・保険業	100.0	(100. 0) 4. 0	(37. 6)	(62. 4)	9. 2	1. 1
不動産業	100. 0	(100. 0) 6. 0	(81. 7)	(18. 3)	3. 0	6. 6
飲食店,宿泊業	100. 0	(100. 0) 4. 6	(7.4)	(92. 6)	8. 2	3. 0
医療、福祉	100. 0	(100. 0) 9. 7 (100. 0)	(55. 0) (81. 2)	(45. 0) (18. 8)	11.6	5. 7
教育, 学習支援業	100. 0	8. 3 (100. 0)	(74. 4)	(25. 6)	17. 8	3. 2
複合サービス事業	100. 0	1. 6 (100. 0)	(7. 8)	(92. 2)	0. 5	2. 0
サービス業	100. 0	7. 4 (100. 0)	(39. 7)	(60. 3)	13. 9	5. 7
【事業所規模】 500人以上	100.0	2. 8 (100. 0)	(69. 5)	(30. 5)	10. 9	1.0
100~499人	100.0	3. 9 (100. 0)	(52. 1)	(47. 9)	8. 5	2. 4
30~99人	100. 0	4. 3 (100. 0)	(51. 2)	(48. 8)	8. 8	2. 8
5 ~ 2 9 人     3 0 人以上(再掲)	100. 0 100. 0	4. 7 (100. 0) 3. 9	(54. 3)	(45. 7)	9. 6	2.9
【子の看護休暇制度の規定の有無】	100.0	(100.0)	(54. 1)	(45. 9)	9. 0	2. 3
有り	100. 0	4. 3 (100. 0)	(53. 0)	(47. 0)	10. 1	2. 6
無し	100.0	4. 1 (100. 0)	(56. 0)	(44. 0)	8. 2	2. 5

就学前までの子を持つ労働者総数=100.0%

## 第56表 産業・事業所規模・労働組合の有無・子の看護休暇制度の規定の有無、男女・取得日数別子の看護休暇取得者割合

	т								<del></del>						(%)
	子の看護					<del>_</del>									
	ナの看護 体暇取得 者	3日以下	4~6日	7~9日	10日以上	女性の子 の看護休 暇取得者	3日以下	4~6日	7~9日	1 0 日 以上	男性の子 の看護休 暇取得者		4~6日	7~9日	1 0 日 以上
【総計】															<del></del> ,
	100.0	77.8	14. 4	2.7	5. 2	100.0	62. 4	23. 9	4.9	8. 8	100.0	95. 9	3. 1	0.0	0. 9
【産業】															
鉱業	100.0	78. 3	21. 7	_	_	100.0	66. 7	33. 3	_		100.0	94.5	5. 5	_	_
建設業	100.0	27. 6	44. 4	2.8	25. 2	100.0	1.4	60, 4	3.8	34. 4	100.0	100.0		_	_
製造業	100.0	77. 9	14.0	1.9	6. 1	100.0	67.0	20. 4	3. 5	9. 2	100.0	91.6	6.0	0.0	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84. 3	15. 1	0.5	0.1	100.0	73. 6	24. 9	1.3	0. 2	100.0	90.4	9. 5	0. 1	_
情報通信業	100.0	90. 1	7. 3	0.8	1.8	100.0	86. 6	10. 5	1.4	1.4	100.0	93.6	4. 1	0. 2	2. 1
運輸業	100.0	89. 5	10.5	_	_	100.0	45. 4	54. 6	_	_	100.0	99. 2	0.8	_	
卸売・小売業	100.0	83. 1	16. 4	0.1	0. 4	100.0	55. 7	43. 2	0.2	0. 9	100.0	99. 7	0. 2	0.0	-
金融・保険業	100.0	91.0	9.0	_	_	100.0	89. 1	10.9	_	_	100.0	99. 2	0.8	_	_
不動産業	100.0	77. 6	22. 4	-	-	100.0	6.9	93. 1	_	_	100.0	83. 2	16.8	_	
飲食店,宿泊業	100.0	99.6	-		0.4	100.0	99. 3		-	0.7	100.0	100.0		_	_
医療,福祉	100.0	68.0	19. 2	7. 9	4. 9	100.0	62.1	22. 1	9.7	6. 1	100.0	93. 3	6.7	_	_
教育,学習支援業	100.0	79. 2	11.3	-	9.4	100.0	72. 5	14.8		12.7	100.0	98.7	1.3	_	_
複合サービス事業	100.0	97.8	2. 2	1	- !	100.0	72. 1	27. 9	_	_	100.0	100.0		_	
サービス業	100.0	86.4	4.7	3.9	5.0	100.0	70.9	9.1	9.8	10. 3	100.0	96.7	1.8	_	1. 5
【事業所規模】												33.,	- :-		1.0
500人以上	100.0	79. 2	18.6	1.4	0.8	100.0	75. 3	22. 2	1.8	0.6	100.0	88. 1	10.4	0.5	1. 0
100~499人	100.0	85. 8	11.6	1.5	1.1	100.0	77. 2	18. 2	2.8	1.8	100.0	95. 1	4.6	_	0.3
30~99人	100.0	85. 5	12.4	1.1	1.0	100.0	75. 3	20. 6	2. 1	1.9	100.0	96. 2	3, 8	_	
5~29人	100.0	68.9	16.2	4.5	10.5	100.0	45.1	28. 8	8. 2	17. 8	100.0	97. 1	1.1	_	1.8
30人以上(再掲)	100.0	84. 7	13.0	1.3	1.0	100.0	76.0	20. 0	2. 3	1. 7	100.0	95.0	4. 7	0.0	0. 2
【労働組合の有無】															
有り	100.0	78.0	19.3	1.4	1.2	100.0	66.6	29. 1	2.4	1.9	100.0	93. 2	6.3	0.1	0. 4
無し	100.0	77.7	12. 2	3. 2	6. 9	100.0	60.4	21.4	6. 1	12.0	100.0	97. 0	1.8	_	1. 1
【子の看護休暇制度の規定の有無】															
有り	100.0	83. 6	14.4	0.9	1.1	100.0	72. 9	24. 0	1.6	1.5	100.0	95. 8	3.5	0, 0	0. 7
無し #17 / 1 - 17 0 20 オポルスの手禁/	100. 0	68.6	14. 4	5. 5	11.5	100.0	46. 9	23. 8	9. 7	19.6	100.0	96. 2	2. 5	_	1. 3

H17. 4. 1~17. 9. 30までに子の看護休暇を取得した者=100.0%

第57表 産業・事業所規模・労働組合の有無、時間外労働を行った労働者の有無・育児を行う労働者の ための時間外労働の制限の規定の有無・利用可能期間別事業所割合

			育児を行う		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	利用可能期間	1		育児を行う	時間外労働	
	総計	を行った労	労働者の時間外労働の規定がある。	小学校就学 始期まで	小学校入学 〜小学校低 学年 (3年 生又は9 歳)	小学校4年 生~小学校 卒業(又は 12歳)まで	小学校卒業 以降も利用 可能	不 明	労働者のた めの時間外 労働の制限 の規定がない	時間外労働を行った労働者がいない	不 明
(総計)	100. 0 <100. 0>	66. 9 <80. 0> (100. 0) <100. 0>	(39. 7) <31. 6> (100. 0) <100. 0>	(92 6) (93 9)	(1, 5) <2, 1>	(0.7)	(2. 4) (3. 1)	(2. 7) <0. 4>	(60. 3) <68. 4>	33. 1 <20. 0>	0. 0 <0. 0>
【産業】 広業	100.0	72. 6 (100. 0)	(28. 5)						(71. 5)	27. 4	_
建設業	100 0	72. 4 (100. 0)	(100.0)	(91. 2)	(-)	(+)	(-)	(8.8)	(74, 9)	27. 5	0. 1
<b>以造業</b>	100. 0	69.3 (100.0)	(32.4)	(95 4)	(0.1)	(3.6)	(0.1)	(0.8)	(67-6)	30. 7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	79. 7 (100. 0)	(100.0) (76.9)	(92.8)	(2.1)	(0.9)	(1 7) (1 0)	(2.6)	(23. 1)	20. 3	
<b>背報通信業</b>	100.0	73. 7 (100. 0)	(30.1)	,	(-)			(1.5)	(69. 9)	26. 3	
<b>聖翰業</b>	100.0	67. 7 (100. 0)	(100.0) (33.3) (100.0)	(86. 5)	(9.3)	(0.8)	(1.9)	(6.1)	(66 7)	32. 3	-
印売・小売業	100.0	60. 4 (100. 0)	(50.5) (100.0)	(92.5)	(1.5)	(0.3)	(3. 7)	(2. 2)	(49 5)	39. 6	_
金融・保険業	100.0	80. 0 (100. 0)	(70.9) (100.0)	(96.8)	(0.0)	(0.4)	(2. 7)	(0.1)	(29 1)	20. 0	
不動産業	100. 0	75. 2 (100. 0)	(39.1)	(99.4)	(-)	()	(0.6)	()	(60 9)	24. 8	_
饮食店、宿泊業	100.0	65. 5 (100. 0)	(43. 6) (100. 0)	(83. 6)	(-)	(-)	(5. 0)	(11. 4)	(56. 4)	34. 5	_
医療, 福祉	100.0	66. 1 (100. 0)	(35. 4)	(96. 7)	(0, 0)	(0, 0)	(0.3)	(2.9)	(64. 6)	33. 9	
枚育, 学習支援業	100.0	51. 6 (100. 0)	(29 0)						(71.0)	48.4	-
复合サービス事業	100.0	67. 3 (100. 0)	(63.4)	(89. 1)	(9. 7)	(-)	(-)	(1.3)	(36. 6)	32. 7	_
サービス業	100.0	68. 8 (100. 0)	(34. 9)	(91.7)	(2.8)	(-)	(-)	(5, 5)	(65. 1)	31.2	_
【事業所規模】 5 O O 人以上	100.0	92. 4 <98. 1> (100. 0) <100. 0>	(85. 6) (73. 8> (100. 0) (100. 0>	(93. 3) (88. 0) <92. 1>	(1, 2) (4, 7) (1, 2>	(4, 5) (4, 3)	(2. 6) (1. 2) (2. 0>	(1. 6)	(14-4) <26. 2>	7. 5 <1. 9>	0.1
100~499人	100 0 <100.0>	81. 3 <93. 4> (100. 0) <100. 0>	(71. 9) <51. 7> (100. 0) <100. 0>	(91. 9) <94. 5>	(2. 3)	(1.6) <1.5>	(1. 7) <2. 0>	(2. 5)	(28. 1) <48. 1>	18.7 (6.5)	<0.0
30~99X	100. 0 <100. 0>	73. 2 (86. 3> (100. 0) <100. 0>	(53, 7) <38, 5> (100, 0) <100, 0>	(94. 0) <93. 9>	(0. 9) <0. 5>	(0.4)	(2.3) <2.4>	(2. 4) <0. 9>	(46, 3) <61, 5>	26.6 <13.7>	0.1
5~29人	<100.0>	<78.4> (100.0) <100.0>	(35.3) <29.3> (100.0) <100.0>	(92, 4) <93, 8>	(1, 5) <2, 5>	(0, 7) (0, 1>	(2. 6) <3. 4>	(2.8) (0.2>	(64. 7) <70. 7>	<21.6>	(-)
3 0 人以上(再掲)	100. 0 <100. 0>	75.0 <87.7> (100.0) <100.0>	(58. 0) <41. 6> (100. 0) <100. 0>	(93. 3) <94. 0>	(1. 4) (0. 7>	(0. 8) <2. 1>	(2.1) <2.3>	(2. 4) <0. 9>	(42. 0) <58. 4>	24. 9 <12. 3>	0.1 <0.0
【労働組合の有無】 有り	100. 0 <100. 0>	76. 5 <92. 2> (100. 0) <100. 0>	(70. 1) (58. 0) (100. 0) (100. 0)	(92. 7) (96. 6)	(2. 2) <1. 3>	(1.3)	(2.6)	(1. 1) <0. 4>	(29. 9) <42. 0>	23. 5 <7. 8>	0.0
無し	100. 0 <100. 0>	64. 6 <77. 0> (100. 0) <100. 0>	(31. 0) (23. 5) (100. 0) (100. 0)	(92. 6)	(1. 0) <2. 6>	(0. 4) (0. 4>	(2. 3) <4. 9>	(3. 7) <0. 3>	(69. 0) <76. 5>	35.3 <23.0>	0. 0 <0. 0

第58表 産業・事業所規模・労働組合の有無、時間外労働を行った労働者の有無・家族の介護を行う労働者の ための時間外労働の制限の規定の有無別事業所割合

(%) 家族の介護を行 家族の介護を行 時間外労働を 時間外労働を う労働者のため う労働者のため 総 計 行った労働者 行った労働者 不 明 の時間外労働の の時間外労働の がいる がいない 制限の規定があ 制限の規定がな 【総計】 100.0 66.9 33.1 0.0 <100.0> <80.0> <20.0> <0.0> (100.0)(37.7)(62.3)<100.0> <29.3> <70.7> 【産業】 鉱業 100.0 72.6 27.4 (100.0)(28.1)(71.9)建設業 100.0 72.4 27. 5 0.1 (100.0)(26.0)(74.0)製造業 100.0 69.3 30.7 0.0 (100.0)(30.3)(69.7)電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 79 7 20.3 (100.0)(72.3)(27.7)情報通信業 100.0 73.7 26.3 (100.0)(27.1)(72.9)運輸業 100.0 67 7 32.3 (100.0)(31.1)(68.9)卸売・小売業 100.0 60.4 39.6 (100.0)(47.6)(52.4)金融・保険業 100.0 80 0 20.0 (100.0)(64.4)(35.6)不動産業 100.0 75. 2 24.8 (100.0)(41.6)(58.4)飲食店、宿泊業 100.0 65.5 34.5 (100.0)(41.0)(59.0)医療, 福祉 100.0 66.1 33.9 (100.0)(34.7)(65, 3)教育,学習支援業 100.0 51.6 48.4 (100.0)(27.9)(72.1)複合サービス事業 100.0 67.3 32.7 (100.0)(59.8)(40.2)サービス業 100.0 68.8 31.2 (100.0)(33.2)(66.8)【事業所規模】 500人以上 100.0 92.4 7.5 0.1 <100.0> <98.1> <1.9> <-> (100.0)(82.4)(17.6)<100.0> <69.7> <30.3> 100~499人 100.0 81.3 18.7 <100.0> <93.4> <6.5> <0.0> (100.0)(67.9)(32.1)<100.0> <48.4> **<51.6>** 30~99人 100.0 73. 2 26.6 0.1 <100.0> <86.3> <13.7> <-> (100.0)(50.5)(49.5)<100.0> <36.3> <63.7> 5~29人 100.0 65. 2 34.8 <100.0> <78.4> <21.6> <--> (100.0)(33.7)(66.3)<100.0> <27.1> <72.9> 30人以上(再掲) 100.0 75.0 24.9 0.1 <100.0> <87.7> <12.3> <0.0> (100.0)(54.6)(45.4)<100.0> <39.1> <60.9> 【労働組合の有無】 有り 100.0 76.5 23 5 0.0 <100.0> <92.5> <7.5> <--> (100.0)(65.0)(35.0)<100.0> **<54.5>** <45.5> 無し 100.0 64.6 35.3 0.0 <100.0> <76.8> <23. 2> <0.0> (100.0)(30.0)(70.0)<100.0> <21.5> <78.5>

事業所総数=100.0%

第59表 産業・事業所規模・労働組合の有無、深夜労働を行った労働者の有無・育児・介護のための深夜 業の制限の規定の有無別事業所割合

	総計	深夜労働 を行った 労働者が	断定内労働に深夜	所定内労 働に深夜 労働を含		ための の制限		護のため	深夜労働 を行った 労働者が	不日	明
		いる事業 所	カ働を占 んでいる 事業所		規定あり 事業所	規定なし 事業所	規定あり 事業所	規定なし 事業所	いない事 業所		
【総計】	100.0	30. 9							69. 1	0. 0	
	<100.0>	<39. 7> (100. 0) <100. 0>	(55. 5) <56. 1>	(44. 5) <43. 9>	(50. 1) <49. 0>	(49. 9) <51. 0>	(49. 0) <50. 1>	(51. 0) <49. 9>	<60. 3>	<0.0	
【産業】			(00.17	10.07	(10.0)	(01: 07	(00:1)	(10.07			
鉱業	100.0	17. 6 (100. 0)	(41. 7)	(58. 3)	(46. 4)	(53. 6)	(46. 4)	(53. 6)	82. 4	_	
建設業	100.0	26. 9 (100. 0)	(45. 0)	(55. 0)	(40. 5)	(59.5)	(39. 9)	(60. 1)	72.9	0. 1	
製造業	100.0	29.9							70.1	0.0	)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	(100. 0) 70. 4	(50. 4)	(49. 6)	(48. 1)	(51.9)	(47. 1)	(52. 9)	29. 6	_	
		(100. 0)	(46. 5)	(53. 5)	(79. 5)	(20. 5)	(79. 6)	(20. 4)			
情報通信業	100.0	45. 8 (100. 0)	(29. 7)	(70, 3)	(51.5)	(48. 5)	(47. 2)	(52. 8)	54. 2	-	
運輸業	100. 0	51. 2 (100. 0)	(70. 8)	(29. 2)	(42. 9)	(57. 1)	(40. 9)	(59. 1)	48. 8	_	
  卸売・小売業	100.0	25. 1							74. 8	0.1	ı
金融・保険業	100.0	(100. 0)	(56. 2)	(43. 8)	(59. 7)	(40. 3)	(61.3)	(38. 7)	79. 7	_	
		(100.0)	(2. 1)	(97. 9)	(84. 3)	(15. 7)	(71. 7)	(28. 3)	50.0		
不動産業 	100.0	41. 0 (100. 0)	(36. 8)	(63. 2)	(63. 6)	(36. 4)	(63. 1)	(36. 9)	59.0	_	
飲食店,宿泊業	100.0	53. 1 (100. 0)	(78. 1)	(21. 9)	(42. 9)	(57. 1)	(42. 9)	(57. 1)	46. 9	_	
医療,福祉	100.0	26. 3					ĺ		73. 7	_	
教育, 学習支援業	100.0	(100. 0)	(90. 6)	(9. 4)	(53. 7)	(46. 3)	(49. 9)	(50. 1)	86. 3	0.0	0
	100.0	(100.0)	(29. 0)	(71. 0)	(39, 3)	(60. 7)	(25. 7)	(74. 3)	70.1		
複合サービス事業	100.0	21. 9 (100. 0)	(14. 9)	(85. 1)	(78. 1)	(21. 9)	(78. 2)	(21.8)	78. 1	_	
サービス業	100.0	33. 7 (100. 0)	(51. 2)	(48. 8)	(44, 4)	(55. 6)	(42. 7)	(57. 3)	66. 3	0.0	0
【事業所規模】			(31.2)	(40.0)	(44.4)	(00.07	1	(07.07	·		
500人以上	100.0	85. 1 <89. 0>							14. 7 <10. 9>	0. 2 <0.	
		(100.0)	(58. 6)	(41. 4) (30. 4)	(86. 2)	(13.8) <20.8>	(83. 8) <77. 6>	(16. 2) <22. 4>		1	
100~499人	100.0	<100.0> 69.7	<69. 6>	(30. 4)	<79. 2>	\20. 8/	(11.0)	\22.4/	30. 3	_	
	<100.0>	<73. 1> (100. 0)	(60. 4)	(39. 6)	(73. 4)	(26. 6)	(71. 6)	(28. 4)	<26. 9>	<-	>
		<100.0>		<33. 0>	<63. 2>	<36. 8>	<61.8>	<38. 2>			_
30~99人	100. 0 <100. 0>	46. 9 <55. 1>							52. 9 <44. 9>	0. 3	
		(100.0)	(55. 9)	(44. 1)	(59.5)	(40. 5)	(57. 8)	(42. 2) <48. 8>			
5~29人	100.0	<100. 0> 26. 5	<60. 4>	<39. 6>	<51. 2>	<48. 7>	<51.1>	(48. 8)	73. 4	0.0	0
	<100.0>	<35. 8> (100. 0)	(54. 8)	(45. 2)	(44. 7)	(55. 3)	(43. 7)	(56. 3)	<64. 2>	<0.	0>
		<100.0>	1	<45. 9>	<47. 2>	<52. 8>	<48. 8>	<51. 2>			_
30人以上(再掲)	100.0	51. 7 <58. 8>							48. 1 <41. 2>	0. : <0.	
		(100.0)	(57. 1)	(42. 9)	(63. 7)	(36. 3)	(61.9)	(38. 1)			
【労働組合の有無】	-	<u>  &lt;100. 0&gt;</u>	<62. 1>	<37. 9>	<54.5>	<45. 5>	<54. 0>	<45. 9>		<u> </u>	
有り	100.0	46. 4 <65. 4>							53. 5 <34. 6>	0. <0.	
	1	(100.0)		(51. 1)	(75.1)	(24. 9)	(73. 6)	(26. 4)	}		
無 し	100.0	<100. 0> 27. 2		<45. 4>	<70. 9>	<29. 1>	<70.7>	<29.3>	72. 8	0.	
	<100.0>	<33. 1> (100. 0)		(41. 8)	(39.9)	(60.1)	(38. 8)	(61.2)	<66. 9>	<0.	0>
		<100.0>		<43. 3>	(38. 0)	<62. 0>				<u> </u>	

事業所総数=100.0%

第60表 産業・事業所規模・労働組合の有無、配偶者出産休暇制度の有無・取得可能日数別事業所割合

	<u> </u>										(%)
	総計	配偶者出産休暇制				取得可能日	数			配偶者出	
	INC. BI	度あり	1日~	6日~ 10日	11日~ 15日	16日~	21日 以上	その他	不 明	産休暇制 度なし	不明 
【総計】	100.0										
	100.0	33. 0								67. 0 <66. 8>	0.0
		(100.0)	(94. 6)	(3.0)	(0.5)	(0.0)	(0.6)	(0.7)	(0.5)	100.07	(0.17
【産業】		<100.0>	<97. 1>	<1.3>	<0.1>	<0.0>	<1.3>		<0.2>		
鉱業	100.0	20. 0 (100. 0)	(01.2)				(0.7)			80.0	
建設業	100.0	22.0	(91.3)	(-)	(-)	(-)	(8. 7)	(-)	(-)	78. 0	
製造業	100.0	(100, 0) 29, 2	(96.3)	(3.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	70. 7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	(100.0)	(94. 8)	(2. 1)	(0.6)	(0.1)	(0.5)	(0.7)	(1. 1)		0.0
电刈・ガス・熱供和・小坦来	100.0	90.9	(97. 4)	(-)	(-)	(-)	(1.0)	(1.0)	(0. 6)	9.1	_
情報通信業	100.0	51. 4 (100. 0)	(88. 9)	(7.0)	(2.1)					48. 6	_
運輸業	100.0	37. 8		(7.8)	(3. 1)	(-)	(0.3)	(-)	(-)	62. 2	_
卸売・小売業	100.0	(100. 0) 36. 0	(93. 7)	(6. 2)	(-)	(-)	(0. 2)	(-)	()	64. 0	_
金融・保険業		(100.0)	(94. 2)	(2. 9)	(0, 9)	(0.0)	(-)	(0.9)	(1. 1)	04. 0	_
	100.0	57. 3 (100. 0)	(95. 4)	(2. 4)	(-)	(-)	(-)	(2. 2)	(-)	42. 7	_
不動産業	100.0	36. 4 (100. 0)	(94. 3)	(5. 7)	(-)	(-)				63. 6	_
飲食店,宿泊業	100.0	21.6				(-)	(-)	(-)	(-)	78. 4	_
 医療,福祉	100.0	(100. 0) 30. 1	(96. 0)	(1.9)	(0.3)	(-)	(1.8)	(-)	(-)	69. 9	_
教育, 学習支援業	100.0	(100. 0) 34. 7	(98. 7)	(1.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
		(100. 0)	(90. 8)	(4. 4)	(-)	(-)	(-)	(4. 8)	(-)	65. 3	_
複合サービス事業	100.0	56. 5 (100. 0)	(97. 6)	(2.4)	(-)	(-)	(-)	(-)	()	43. 5	
サービス業	100.0	31. 9 (100. 0)	(93. 2)	(2. 2)	(0, 7)	(0. 2)			. ,	68. 0	0. 0
【事業所規模】			(50. 2)	(2. 2)	(0.7)	(0. 2)	(3.0)	(0.3)	(0, 4)		<del></del>
500人以上	100.0	77. 6 <67. 2>			,					22. 4 <32. 8>	_ ,<>
		(100.0)	(97. 4)	(1. 9)	(-)	(0.4)	(-)	(0. 2)	(0. 1)	102.07	. \ /
100~499人	100.0	<100. 0> 59. 7	<96. 4>	<3.4>	<>	<0.2>	<->		< <b>-</b> >	40. 3	_
	<100.0>	<b>&lt;57.3&gt;</b>	<b></b>							<42. 7>	<0.0>
		(100. 0) <100. 0>	(97. 3) <97. 5>	(1. 7) <1. 5>	(-) <0.4>	(-) <->	(0. 6) <0. 2>	(0, 1)	(0, 2) <0, 4>		
30~99人	100.0	44. 8							(0. 1)	55. 2	0.0
	<100.0>	<42. 4> (100. 0)	(96. 1)	(2. 0)	(0. 1)	()	(1.0)	(0.3)	(0.6)	<57. 6>	<->
5~29人	100.0	<100.0>	<95. 9>	<1.6>	<0.6>	⟨0.0⟩	<1.4>	(0.0)	<0.6>		
J . 2 9 X	<100. 0 <100. 0>	29. 9 <30. 7>								70. 1 <69. 2>	0. 0 <0. 1>
		(100. 0) <100. 0>	(94. 0) <97. 4>	(3.4)	(0.7)	(0.1)	(0.5)	(0. 9)	(0. 5)	(00.2)	(0.1)
30人以上(再掲)	100.0	48. 1	(97.42	<1. 3>	<->	<->	<1.3>		<0.1>	51. 9	0.0
	<100.0>	<45. 3> (100. 0)	(06.4)	(1.0)	(0.1)	(0.0)	(2.0)			<b>&lt;54.</b> 7>	<0.0>
		<100. 0) <100. 0>	(96. 4) <96. 2>	(1. 9) <1. 6>	(0, 1) <0, 5>	(0.0) <0.0>	(0. 9) <1. 1>	(0. 2)	(0. 5) <0. 6>		
【労働組合の有無】 有り	100.0	60. 6								20. 1	
• <del>• •</del> •	<100.0>	<62. 2>								39. 4 <37. 8>	- <0.0>
		(100, 0) <100, 0>	(94. 5) <98. 4>	(3. 6)	(-) <0.1>	(0.1)	(0. 2)	(0.6)	(1.0)		
無し	100.0	26. 4	190.4/	\1. 3/	<b>√∪.</b> 12	<0.0>	<0.1>		<0.0>	73. 6	0.0
	<100.0>	<26. 0> (100. 0)	(94. 6)	(2. 7)	(0.8)	(-)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	<73. 9>	<0.1>
		<100. 0) <100. 0>	(94. 0) (96. 3>	(2. <i>1</i> ) <1. 3>	(0.8)	(0.0)	(0, 8) <2, 0>	(0.8)	(0, 3) <0, 2>		

第61表 産業・事業所規模・労働組合の有無、配偶者出産休暇取得時の賃金の取扱い状況別 事業所割合

					(%)
	総計	有 給	一部有給	無給	不 明
【総計】					
	100.0	84. 7	3. 0	12. 3	0. 0
	<100.0>	<92.6>	<1.0>	<6.4>	<0.0>
【産業】					
鉱業	100.0	89. 5	10.5	<del>-</del>	_
建設業	100. 0	79. 7	6.9	13.4	_
製造業	100.0	87. 1	5. 7	7. 2	_
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96. 6	2. 5	0. 9	_
情報通信業	100.0	82. 4	4. 1	13. 6	
運輸業	100.0	76. 2	3, 5	20. 3	_
卸売・小売業	100.0	83. 2	1.6	15. 2	_
金融・保険業	100.0	88. 4	_	11.6	_
不動産業	100.0	99. 5	-	0. 5	_
飲食店,宿泊業	100.0	68. 0	9. 9	22. 1	
」 医療,福祉	100.0	97. 2	0. 2	2. 6	_
教育, 学習支援業	100.0	86. 2	-	13. 8	
複合サービス事業	100.0	99. 6	_	0. 4	
サービス業	100.0	86.8	2. 9	10. 2	0. 1
【事業所規模】					
500人以上	100.0	86. 7	7. 3	6. 0	0. 1
	<100.0>	<89. 5>	<6.9>	<3.6>	<->
100~499人	100.0	86. 7	4. 9	8. 1	0. 2
	<100.0>	<91.8>	<2. 3>	<b>&lt;</b> 5. 9>	<0.0>
30~99人	100. 0	87.3	3. 6	9. 0	
	<100.0>	<89.6>	<2.9>	<7.5>	<->
5~29人	100.0	83. 8	2. 7	13. 4	-
	<100.0>	<93. 3>	<0.5>	<6. 2>	<b>⟨−⟩</b>
30人以上(再掲)	100.0	87. 2	4. 0	8. 7	0. 1
·	<100.0>	<90, 1>	<2.9>	<7.0>	<0.0>
【労働組合の有無】					
有り	100.0	86. 0	2.8	11. 2	0.0
	<100.0>	<95. 7>	<1.2>	<3.0>	<0.0>
無し	100.0	83. 9	3. 2	12. 9	0.0
	<100.0>	<90. 7>	<0.9>	<8.4>	<->

配偶者出産休暇制度のある事業所=100.0%

第62表 産業・事業所規模、配偶者出産休暇取得者の有無別事業所割合

				(%)
	総計	取得者あり	取得者なし	不明
【総計】			<del></del>	
	100. 0	19.3	80. 1	0, 6
	<100.0>	<22. 8>	<13. 5>	<63. 7>
【産業】				
鉱業	100. 0	38. 3	61. 4	0.3
建設業	100. 0	16. 2	83. 7	0.1
製造業	100.0	35, 5	62. 8	1. 7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	32. 1	62. 4	5. 5
情報通信業	100.0	30. 2	68. 3	1, 5
運輸業	100.0	28. 6	70. 1	1.3
卸売・小売業	100.0	18. 5	81. 2	0.3
金融・保険業	100.0	4. 1	95. 3	0.6
不動産業	100.0	22. 1	77. 7	0. 2
飲食店,宿泊業	100. 0	4. 2	95. 7	0. 2
医療, 福祉	100.0	10. 7	89. 3	0.0
教育, 学習支援業	100.0	15. 4	84. 3	0.3
複合サービス事業	100. 0	12.1	87. 8	0. 1
サービス業	100.0	17. 5	82. 2	0.3
【事業所規模】				
500人以上	100.0	57. 4	27. 6	15. 0
	<100.0>	<64. 2>	<16. 6>	<19. 2>
100~499人	100.0	52. 7	43. 4	3. 9
30-001	<100.0>	<54. 1>	<19. 9>	<26. 0>
30~99人	100.0	37. 0	61. 9	1. 2
5~29人	<100.0> 100.0	(33. 1)	<17. 1>	<49.7>
237	<100.0>	12. 0 <18. 1>	87. 9	0.1
30人以上(再掲)	100.0	41. 1	<12. 3> 56. 8	<69. 7> 2. 1
	<100.0>	<38. 4>	<17. 7>	<43. 8>
<b>記伊孝山彦は昭制度のもて東書記</b>	100.004	15 51 1/	111.17	\ <del>+0.0</del> /

配偶者出産休暇制度のある事業所=100.0%

第63表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無別配偶者出産休暇取得者割合

		(%)
	配偶者が出産した男性労働者に占める配偶者出産休暇取得者の割合	配偶者出産休暇制度のある事業所 において配偶者が出産した男性労 働者に占める配偶者出産休暇取得 者の割合
【総計】		
	34. 5	55. 6
	<37. 0>	<61.6>
【産業】		
鉱業	44. 3	80. 2
建設業	18. 6	39. 3
製造業	44. 5	61. 6
電気・ガス・熱供給・水道業	59. 4	64. 4
情報通信業	39. 5	46. 7
運輸業	29. 5	73. 2
卸売・小売業	35. 0	53. 7
金融・保険業	15. 9	31.0
不動産業	26. 0	57. 6
飲食店,宿泊業	17. 7	43. 6
医療, 福祉	23. 1	44. 8
教育, 学習支援業	24. 6	44. 3
複合サービス事業	31. 6	47. 1
サービス業	37. 4	61. 0
【事業所規模】		
500人以上	40. 2	48. 2
	<38.5>	<50. 4>
100~499人	42.1	58. 1
	⟨38. 6⟩	<65. 6>
30~99人	35. 4	64. 4
	<34. 4>	<61.3>
5~29人	25. 6	50. 7
	<37. 1>	<62. 6>
30人以上(再掲)	39. 1	57. 5
	<36. 8>	<60. 4>
【育児休業制度の規定の有無】		
有り	36. 3	55. 0
	<42.7>	<65. 1>
  無し	17.6	71. 2
	<11.1>	(32. 1)
<u> </u>	<del></del>	



平成17年度女性雇用管理基本調查票



総務省承認番号 No. 2 6 2 6 3 承認期限 平成18年3月31日まで

※都	直府県番号	※事	業所一	※産業	※産業分類番号			
	1		1	1				
			,	1		!		

※印欄は記入しないでください。

# 平成 1 7 年度女性雇用管理基本調査育児・介護休業制度等実施状況調査票



厚生労働省雇用均等・児童家庭局

この調査の結果は、仕事と育児・介護との両立支援の促進のために活用されます。

調査票は、統計以外の目的に使用されることは絶対にありませんので、事実をありのまま記入してください。

#### [ 記入上の注意 ]

- 1 黒のインク又はボールペンを使用し、選択肢のうち<u>白色の番号欄については、該当するものの番号を1つだけ、灰色の網掛けとなっている番号欄については該当するものの番号を全て</u>○で囲んでください。人数を記入する際、該当者がいない場合は「0」を記入してください。
- 2 この調査は、事業所を単位として行います。特に断りのない限り貴事業所の状況を記入してください。
- 3 この調査は、特に断りのない限り平成17年10月1日現在で記入してください。
- 4 記入の終わった調査票は、平成17年11月30日までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
- 5 調査票の記入についてご質問がありましたら、下記都道府県労働局雇用均等室又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課(電話 03-5253-1111、内線 7837、7834)までお問い合わせください。

次は次(世出日 00 0200 IIII、 )が次(007、「004) よ C45 III 日本	(- \	$\cdot \cdot \cdot \subset \subset$	v 'o					
問い合わせ先(都道府県労働局雇用均等室)		調査	所属	部課				
		票記入	電話	番号	(	)	内線	
		者	氏	名				

I 事業所の属性に関する事項

事 業 所 名				主な事業内容	又は主要製品
所 在 地	(シール貼付欄)				
変更や誤りがあった場合に			:		
は、お手数ですが訂正内容を				労 働 組 合	の有無
直接書き込んでください。				有	無
				1	2
	男女計	うち 女性		うち女性	有配偶者数
事業所の常用労働者数					
(平成17年10月1日現在)					
(※1)					
	人		人		人
常用労働者のうち					
係長以上管理職数					
(役員を除く)					
(※2)	人		一人		

- (※1)常用労働者とは、以下の①~⑤のいずれかに該当する者をいいます。
  - ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者。
  - ② 日々雇われている者、又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、平成17年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者。
  - ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者(常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者)と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者。
  - ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者。
  - ⑤ 上記①~③の条件に該当する、他企業からの出向者(在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。)。
- (**※2)管理職数には、**事業所の各部署において、部長、課長、係長等配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ 管理職等と呼ばれている役職を含みます。

## 【記入の際の注意事項】

(注1)「育児休業制度」とは、1歳未満の子を養育する男女労働者からの申し出により、 与えられる休業です(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)。また、一定の 場合、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることができるようになり ました。

「介護休業制度」とは、要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者からの申し出により、与えられる休業です(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)。また、要介護状態ごとに取れるようになりました。

なお、労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間、配偶者の出産に伴う休暇 及び家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除きます。

(注2)「子の看護休暇制度」とは、負傷し、又は疾病にかかった子の世話を行う労働者 に与えられる休暇です。

労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、労働者がその子の 看護を行うという目的のために使用できる休暇制度をいいます。また、例えば家族 看護休暇制度など子の看護に限定されない休暇制度を含みます。

なお、失効年次有給休暇を活用している場合には、年次有給休暇を有効期間内に すべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対して最低保障日数を置く等 これらの労働者がこの看護のための休暇を取得できるよう担保する仕組みを設けて いれば該当します。

- (注3)「1歳以降の育児休業を取得できるとする法律上の要件」とは、次の①②のいずれかの事情がある場合を指します。
  - ①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
  - ②子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合なお、育児休業中の労働者が継続して休業するほか、子が1歳まで育児休業していた配偶者に替わって子の1歳の誕生日から休業することもできます。
- (注4)「要介護状態」とは、負傷、疾病又は若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。

「同一の要介護状態」とは、前回の介護休業等をしたときから、引き続き同一の 要介護状態にある場合(すなわち、前回、介護休業等したときの要介護状態から一 度も回復していない場合)をいいます。したがって、要介護状態から回復し、再び 要介護状態に至った場合は、異なる要介護状態ということになります。

(注5)「育児・介護休業法の対象家族」とは、配偶者、父母、子、これらに準ずる者(労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫)及び配偶者の父母をいいます。「祖父母」「兄弟姉妹」には、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含みます。

## Ⅱ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項

## 1 育児・介護休業制度(注1)、子の看護休暇制度(注2)等

#### 問1 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定

貴事業所では育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定がありますか。「規定がある」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。

(それぞれ1又は2を〇で囲んでください。)

	育児休業制度	介護休業制度	子の看護休暇制度
規定あり	1	1	1
規定なし	2	2	2

#### 問2 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の内容

<問1でそれぞれ規定がある場合に記入してください。>

- (1) 育児休業制度の内容
  - ① 貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。

1歳6か月	1歳6か月を超え 2歳未満	2歳~ 3歳未満	3歳以上
1	2	3	4

② 貴事業所では、同じ子について何回育児休業を取得することができますか。回数をご記入ください。ただし、 (注3)でいう休業の場合は、回数に計上しないでください。

- /		 //~	- 7775 644
回数	1		l limit
E DAX	1		

③ 1歳以降の育児休業を取得する場合に、どのような要件をつけていますか。(注3)

育児・介詞	<b>養休業法の</b>	要件を満たす場合にのみ取得でき	きる	1
	n	を満たさなくても取得できる	法とは異なる要件を設けている	2
			特に要件は設けていない	3

#### (2) 介護休業制度の内容

① 貴事業所では介護休業期間の最長限度を定めていますか。

	期間の最長限度を定めている							
通算して 9 <b>3</b> 日まで	93日を超え6か月未満	6 か月	6か月を超え 1 年 未 満	1 年	1年を超える 期 間	なく、必要日数 取得できる		
1	2	3	4	5	6	7		

② 貴事業所では介護休業の取得回数に制限はありますか。1~3のうち1つを○で囲んでください

制限あり	同一対象家族の同一要介護状態に ついて (注4) その他			込
制限なし		3	,	

③ 貴事業所では介護休業の対象となる家族の範囲に制限はありますか。

<「1 制限あり」を○で囲んだ場合は、1~8のうち介護休業の対象としている家族の番号を全て○で囲んでください。>

#11777.1-10		L	育児・介護休業法	労働者が	洞居してい:	ない家族	労働者が	決養してい	ない家族	
制限あり	1		の対象家族 (注5)	祖父母	兄弟姉妹	孫	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
制限なし	2									
		•	1	. 2	3	4	5	6	7	8

#### (3) 子の看護休暇制度の内容等

① 子の看護のための休暇は、子が何歳になるまで取得できますか。

小学校就学の始期に達	小学校入学〜小学校 低学年(3年生又は 9歳)まで		小学校卒業以降も対象
1	2	3	4

(注6)「祖父母」「兄弟姉妹」は、本人だけでなく、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象 にする場合を含みます。

(注7)「退職することが明らかな者」とは、定年に達することにより必ず退職すること となっている労働者、あらかじめ事業主に対し退職の申出をしている労働者等の意味 であり、期間を定めて雇用される者は含みません。

#### (注8)

- 1.「有期契約労働者」とは、3ヶ月、1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいいます。ただし、日々雇われている者及び他企業からの出向者を除きます。
- 2. 法改正により、一定の範囲の「有期契約労働者」も新たに育児・介護休業の対象となります。申出時点において、次の①、②のいずれにも該当する労働者です。
- ①〈育児・介護休業共通〉同一の事業主に引き続き雇用された期間が 1 年以上であること
- ②〈育児休業〉子が 1 歳に達する日(誕生日の前日)を超えて引きつづき雇用されることが見込まれること(子が 1 歳に達する日から 1 年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)
- ③〈介護休業〉介護休業開始予定日から 93 日を経過する日 (93 日経過日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること (93 日経過日から 1 年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く)

② 休暇日数の制限について1~4のうち1つを〇で囲んでください。

<1~3を〇で囲んだ場合、1年間に取得できる日数をお答えください。>

	同一の労働者につき	1	 ,				
制限あり	同一の子につき	2	5.8	6日~	10 日	11日~	21日~
	その他	3	91	9 日	10 н	20 日	21 H
制限なし		4	1	2	3	4	5

③ 子以外の家族についても看護休暇制度の対象としていますか。

	対象と	,			子以外で、	看護休暇制用	度の対象とし	ている家族		
	している	1	 配偶者	本人の	配偶者の	祖父母	兄弟姉妹	<del></del> 孫	その他の	対象に
ſ	対象とし	0	日仁127日	父 母	父母	(注6)	(注6)	1713	親族	制限なし
	ていない	Z	1	2	. 3	4	5	6	7	8

#### (4) 育児・介護休業、子の看護休暇制度の対象労働者

① 貴事業所では以下の労働者を休業・休暇制度の対象労働者としていますか。

(それぞれ1又は2を○で囲んでください。)

(210(101)(1822)(0000(1200))	育児休業制度		介護	休業制度	子の看	子の看護体暇制度	
	対象	対象外	対象	対象外	対象	対象外	
所定労働日数が週2日以下の者	1	2	1	2	1	2	
勤続1年未満の者	1	2	1	2			
勤続6ヶ月未満の者					1	2	
配偶者(内縁関係の妻又は夫を含む)が 常能として子を養育することができる者	1	2					
1年以内に退職することが明らかな者(注7)	1	2					
93日以内に退職することが明らかな者(注7)			1	2			

② 有期契約労働者について、育児・介護休業を取得することができる対象労働者の範囲を決めていますか。 (注8)

<<u>「決めている」を○で囲んだ場合、対象労働者の範囲をどのように決めていますか。それぞれ1~3のうちから1つ○で囲んでください。</u>>

				育児休業制度	介護休業制度
決めている	1	<b>]</b>	対象労働者の範囲を育児・介護休業法による要件と同じとしている。	1	1
決めていない	2		"より一部広くしている。	2	2
			" にかかわらず全ての 有期契約労働者としている。	3	3

#### 問3 育児・介護休業、子の看護休暇の取得中及び休業後の労働条件等の取扱い

育児・介護休業及び子の看護休暇取得中の労働条件等についてどのような取扱いをしていますか。

<現在事業所に規定がなく、労働者からの申出により法にもとづき育児・介護休業等を取得させている事業所もお答えください。>

(1) 育児・介護休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示の有無及び方法

貴事業所では、育児・介護休業を申し出た労働者に対し、休業中の待遇や休業後の賃金、配置その他の労働 条件についての具体的な取扱いを明示していますか。

(それぞれ1~3のうちから1つ〇で囲んでください。)

		育児休業	介護休業
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	書面を交付	1	1
明示する	口頭で伝達	2	2
明示しない		3	3

(注9)「金銭」には、 護休業については、 ます。	雇用保険により支給。 事業主が労働者負担	される育児・介護休業 分の社会保険料相当額	給付は含みません。介 を負担する場合を含み
(注10)「原職相当職 休業前と休業後の職 所が同一であること	」とは、休業後の職制 機務内容が異なってい。 このいずれにも該当す	ないこと及び休業前と	下回っていないこと、 休業後で勤務する事業

(注11) 月給制の場合、「有給」とは子の看護のための休暇を取得した場合であっても賃金を差し引かない場合をいい、「無給」とは、休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算して賃金から差し引くことをいいます。また、「一部有給」とは子の看護のための休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算し、その一部を賃金から差し引くことをいいます。(※ 例えば5日間の制度を設けており、このうち2日間に限り有給、それ以外は無給としている場合には、一部有給と回答してください。)

#### (2) 会社や共済会等から育児・介護休業中に支給される金銭の有無

会社や共済会等から、休業中の労働者に対して金銭 (注9) を支給していますか。 (該当するもの全てをOで囲んでください。)

		育児休業期間中	介護休業期間中
	所定内給与額の60%以上を支給	1	1
	所定内給与額の20%~60%未満を支給	2	2
毎月金銭の	所定内給与額の20%未満を支給	3	3
支給あり	定額を支給	4	4
	労働者負担分の社会保険料相当額を支給		5
	その他	5	6
一時金等の	一時金を支給	6	7
支給あり	日数限定で有給とする	7	8
金銭の支給な	金銭の支給なし		9

#### (3) 育児・介護休業を取得した者の休業期間中の 定期昇給の取扱い

(それぞれ1~4のうちから1つ〇で囲んでください。)

(それでれて一年のプラから「ランで囲んでください。)					
	育児休業	介護休業			
定期昇給時期に昇給する	1	1			
復職後に昇給する	2	2			
休業期間中の定期昇給は行わず に復職後の定期昇給に持ち越す	3	3			
定期昇給の制度がない	4	4			

#### (5) 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

(それぞれ1~6のうちから1つ〇で囲んでください。)

		育児休業	介護休業
	休業期間も勤続年数に算入する	1	1
\18 100\10 \A	休業期間も一定程度出勤したもの とみなして勤続年数に算入する	2	2
退職金 制度あ	勤続年数に全く算入しない	3	3
	その他の取扱いを決めている	4	4
	退職金の算定の際の休業期間 の取扱いは特に決めていない	5	5
退職金制	度がない	6	6

#### (4) 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

(それぞれ1~6のうちから1つ〇で囲んでください。)

		育児休業	介護休業
	休業期間も休まなかったもの とみなして支給する	1	1
	休業期間も一定程度出勤したもの とみなして支給する	2	2
賞与制 度あり	出勤日又は休業期間に応じて 支給する	3	3
	その他の取扱いを決めている	4	4
	賞与の算定の際の休業期間 の取扱いは特に決めていない	5	5
賞与の制	度がない	6	6

#### (6) 復職後の職場・職種

(それぞれ1~3のうちから1つ〇で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
原則として原職又は原職相当職 (注10)に復帰する	1	1
本人の希望を考慮し会社が決定 する	2	2
会社の人事管理等の都合に より決定する	3	3

#### (7) 育児・介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

貴事業所では、休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置を講じていますか。 (それぞれ「講じている」場合は、該当するもの全てをOで囲んでください。)

		育児休業	介護休業
	休業中の情報提供(社内報、職場・仕事に関する情報)	1	1- 1 <sub>2</sub> <b>1</b> - 11- 11
講じている	職場復帰のための講習	2	2
	その他	3	3
講じていない		4	4

#### (8) 子の看護休暇を取得した時の賃金の取扱い (注11)

有 給	一部有給	無給
1	2	3

(注12)「出産者」とは、平成16年4月1日~平成17年3月31日の1年間に在籍中に 出産(妊娠12週を超える分娩をいい、死産も含みます。) した者をいい、出産後10 月1日までに退職した者を含みます。

(注13)「利用期間」とは、子の月齢ではなく、実際に育児休業を利用した期間をいい、 労働基準法の産前産後休業期間は含みません。

#### 問4 育児休業制度の利用者の状況等

く現在事業所に規定がなく、労働者からの申出により法にもとづき育児休業を取得させる場合についても、お答えください。>

#### (1) 出産者及び育児休業者の状況

貴事業所での出産者(注 12)数(男性は配偶者が出産した者の数)及び育児休業を開始した者の数をご記入く ださい。

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの <b>出産者数</b>	女性	男性
(男性の場合は、配偶者が出産した者の数)	人	人
うち、有期契約労働者数	うち人	うち人
上記出産者のうち平成17年10月1日までの間に <b>育児休業を開始</b>		
<b>した者の数</b> (育児休業開始予定の申出をしている者を含む)	人	人
うち、有期契約労働者数	うち人	うち 人

※ 同一労働者が同じ子について育児休業を複数回または延長して取得した場合は、1人として計上してください。

#### (2) 育児休業終了後の復職状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに復職予定だった者の復職状況はどうですか。

<1又は2のいずれかを〇で囲み、1 を〇で囲んだ場合は、人数をご記入ください。>

	あり	女 性	男性	なし	
復職した者	1	人	人	2	<「復職した者」が「2 なし」
退職した者	1	人	人	2	の場合は問5にお進みください。>

#### (3) 育児休業の利用期間

く(2)の復職した者について、利用期間別(注 13)に人数をご記入ください。>

		1 か月~ 3 か月 未満	3か月~ 6か月 未満	6か月~ 8か月 未満	8か月~ 10か月 未満	10 か月 〜12 か 月 <del>末</del> 満	1	18 か月 〜24 か 月未満	24 か月 ~36 か 月 <del>末</del> 満	36 か月 以上
女 性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

#### (4) 出産した女性の退職状況

貴事業所で、平成16年4月1日から平成17年3月31日に出産し又は出産予定であった者のうち、「妊娠・ 出産」により退職(契約を更新しなかった場合を含む。)した者の人数をご記入ください。

<1又は2のいずれかをOで囲み、1をOで囲んだ場合は人数をご記入ください。>

	あ り	うち常用労働者数	うち有期契約労働者数	なし
出産者 (問4(1)と同じ) のうち出産後平成17年10月1日までの間に退職した者	1	人	人	2
出産予定者であった者のうち出産前(妊娠中)に退 職した者	1	人	人	2

#### 問5 介護休業制度の利用者の状況

現在事業所に規定がなく、労働者からの申出により法にもとづき介護休業を取得させる場合についても、お答 えください。

#### (1) 介護休業者数

平成16年4月1日~平成17年3月31日までに、介護休業を開始した者の人数をご記入ください。

		介護休業者
女	性	人
男	性	<u></u>

※同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として 計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延 長した場合は休業1回として計上してください。

#### 介護休業終了後の復職状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに復職予定だった者の復職状況はどうですか。

<(1)で介護休業を開始した者がいない場合でも、この期間前に休業を開始し期間内に終了した者がいればご記入ください。> <1又は2のいずれかを○で囲み、1を○で囲んだ場合は、人数をご記入ください。>

	あり	女 性	男性	なし
復職した者	1	<u>,                                     </u>	Υ.	2 -
退職した者	1	人	人	2

く「復職した者」が「2 なし」の場 合は問6にお進みください。>

- (注14-1)「短時間勤務制度」とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいい、労働基準法に規定する育児時間は含みません。
- (注14-2)「育児に要する経費の援助措置」とは、労働者がベビーシッター等外部の 業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、ある いは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用 に供する制度等をいいます。
- (注14-3) 育児休業を取得できる労働者の子の年齢を1歳以上としている事業所は「1制度あり」を選択してください。
- (注14-4) 4歳など、3歳と小学校就学の間としている場合には「3」を、「小学校の就学の始期に達するまで」としている場合には「4」を選択してください。

#### (注15)

- 1.「労働日」とは、就業規則等により通常勤務する日をいいます。
- 2. 週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。

また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。

#### (3) 介護休業の利用期間

<(2)で、「復職した者」が「あり」の場合は利用期間別に人数をご記入ください。>

利用期間性別	1週間未満	1週間~ 2週間未満	2週間〜 1か月未満	1か月~ 3か月未満	3か月~ 6か月未満	6か月~ 1年未満	1年以上	
女性	人	人	人	人	χ.			
男性	人	人	人	人	人	人		

#### 問6 育児・介護休業取得者があった際の雇用管理

<この問は、問4(1)で育児休業を開始した者又は問5(1)で介護休業を開始した者があった事業所がお答えください。>

(それぞれ該当するものを全て〇で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	1	1
事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	2	2
派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	3	3
その他	4	4

#### 問7 子の看護休暇取得者数

平成17年10月1日時点で就学前までの子を持つ労働者数及び平成17年4月1日から平成17年9月30日までの間に子の看護のための休暇を取得した者の利用期間別に人数をご記入ください。

	就学前までの子を				(12.00
	持つ労働者数	3 日以下	4~6日	7~9日	10日以上
女性	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人

#### 2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助に関する事項

- 問8 育児のための勤務時間短縮等の措置
  - (1) 制度の最長取得期間
  - ① <各制度がある場合は、最長で子が何歳になるまで利用できるかについて、「1~6」のうち該当するもの1つを〇で囲んでください。制度がない場合は「7」を〇で囲んでください。>

			制	度あり				7
	3歳こ 達る まで	3歳~ 小学校 就学前 (注 14-4)	小学校 就学の 始期に 達する 注14- 4)	小学校入 学〜小学 校低学年 (3年生 又は9歳) まで	小学校4 年生〜小 学校卒業 (又は12 歳)まで	小学校 卒業以 降も利 用可能	制度なし	
短時間勤務制度(注14-1)	1	2	3	4	5	6	7	1
育児の場合に利用できるフレック スタイム制度	1	2	3	4	5	6	7	1
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6	7	1
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6	7	1
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6	7	1
育児に要する経費の援助措置 (注 14-2)	1	2	3	4	5	6	7	
1歳以上の子を対象とする育児休業 (注14-3)	1	2	3	4	5	6	7	

くいずれも「7 制度なし」の場合は、問9へお進みください。>

## <②③については、①の短時間勤務制度で「1~6 制度あり」に〇をした場合にお答えください。>

② 労働日1日に短縮する時間をお答えください(注15)。

時間	公:
ibi	73

③ 短時間勤務により短縮した時間分の賃金の取扱いはどうですか。

有 給	一部有給	無給
1	2	3

(注16)「介護に要する経費の援助措置」とは、労働者がホームヘルパー等外部の業者 によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは 事業主が介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

#### (注17)

- 1.「労働日」とは、就業規則等により通常勤務する日をいいます。
- 2. 週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。

また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。

#### (2) 制度の利用者数

くこの問は、問4(2)で「「復職した者」が「1 あり」の場合の男女労働者について、問8(1)①で「1~6 制度あり」に〇をした制度について平成17年10月1日までの間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む)の数をお答えください。>

20 C 1 10 17 10 77 1 10 C C C PRICE 1 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1		~~~~			~~~~	~~~~~~
	性	別	女	性	男	性
制度			()	<b>※</b> )	(	<u>**)</u>
短時間勤務制度				人		人
育児の場合に利用できるフレックスタイム制	度			人		人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ				人		人
所定外労働の免除				人		人
事業所内託児施設				人		人
育児に要する経費の援助措置				人		人
上記以外のその他の措置				人		人
利用なし				人		人

※ 同一労働者が期間内 に2回利用した場合は 1回として計上してく ださい。同一労働者が2 つ以上の制度を利用した場合には、それぞれに 1人として計上してく ださい。

#### 3 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

- 問9 介護のための勤務時間短縮等の措置
  - (1) 制度の最長取得期間
  - ① <各制度がある場合は、最長でどれだけ利用できるかについて、「1~4」のうち該当するもの1つを〇で囲んでください。制度がない場合は「5」を〇で囲んでください。>

10 - Pro ABITION OT G C CETA C CACCA C						
		制。	き あ り			
	93 日	93 日を 超え1年 未満	1年	1年を 超える 期間	制度なし -	
短時間勤務制度	1	2	3	4	5	
介護の場合に利用できるフレックス タイム制度	1	2	3	4	5	
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	
介護に要する経費の援助措置 (注16)	1	2	3	4	5	

くいずれも「5 制度なし」の場合は、問10へお進みください。>

#### <②③については、①の短時間勤務制度で「1~4 制度あり」に〇をした場合にお答えください。>

② 労働日1日に短縮する時間をお答えください(注17)。

1	
1	
1	
1	
1	
1 !	
時間	
(中寸)日]	73

③ 短時間勤務により短縮した時間分の賃金の取扱いについてはどうですか。

有 給	一部有給	無給
1	2	3

#### (2) 制度の利用者数

<この問は、問9(1)で「1~4 制度あり」とした制度について、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む)の数をお答えください。>

性 別 制 度	女	性	男	性
短時間勤務制度		人		人
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度		人		人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		人		人
介護に要する経費の援助措置		人		人

※ 同一労働者が期間内に2回利用 した場合は1回として計上してく ださい。

> 同一労働者が2つ以上の制度を 利用した場合には、それぞれに1 人として計上してください。

(注18)「深夜業の制限の制度」とは、「育児・介護休業法」に規定する育児や家族の 介護を行う労働者の請求により、その労働者に深夜業をさせない制度をいいます。 ここでいう「深夜」とは午後10時から午前5時までをいいます。

(注19)「配偶者出産休暇制度」とは、労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇をいいます。なお、慣行等で配偶者の出産時に休暇を認めている場合も「制度あり」としてお答えください。

(注20) 失効年次有給休暇を活用している場合には、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対する最低保障日数を置く等これらの労働者が配偶者が出産した際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のための休暇を取得できるよう担保する仕組みを設けていれば、制度ありとします。この場合、②の取得可能日数については、年次有給休暇を有効期間内にすべて消

化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対する最低保障日数をお答えください。

(注21) 月給制の場合、「有給」とは配偶者出産休暇を取得した場合であっても賃金を 差し引かない場合をいい、「無給」とは、休暇を取得した場合に取得日数分の日給 を計算して賃金から差し引くことをいいます。また、「一部有給」とは配偶者出産 休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算し、その一部を賃金から差し引くこ とをいいます。(※ 例えば5日間の制度を設けており、このうち2日間に限り有 給、それ以外は無給としている場合には、一部有給と回答してください。)

#### 4 時間外労働の制限に関する事項

#### 問 10 時間外労働の制限の規定の有無等

(1) 貴事業所に平成16年4月1日から平成17年3月31日までに時間外労働を行った労働者がいますか。

いる	1	
いない	2	→ <「2」をOで囲んだ場合は問 11 へお進みください。>

(2) 貴事業所では育児や家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がありますか。「規定がある」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。

	育児を行う労働者	家族の介護を行う労働者	)	
規定あり	1	1 .		<育児を行う労働者について「1 規定あ
規定なし	2	2		り」の場合は(3)へ、それ以外の場合は 問 11 へお進みください。>
	****		• )	回り、これの迷のことでいって

(3) (2)で育児を行う労働者についての時間外労働の制限の規定がある事業所にお伺いします。

貴事業所の規定では、子が何歳になるまで時間外労働の制限を請求できますか。

小学校就学始期まで	小学校入学~小学校低学年 (3年生又は9歳)まで	小学校4年生〜小学校卒業 (又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能
1	2	3	4

#### 5 深夜業の制限の制度 (注18) に関する事項

#### 問 11 深夜労働の制限の規定の有無等

(1) 貴事業所に平成16年4月1日から平成17年3月31日までに深夜労働を行った労働者がいますか。

所定内労働に深夜労働を含んでいる		1
V 13	所定内労働に深夜労働を含んでいない	2
いない		3

→<3を○で囲んだ場合は、問12へお進みください。>

(2) (1)で「深夜労働がある」と回答した事業所にお伺いします。 貴事業所では育児や家族の介護のための深夜業の制限の規定がありますか。「規定がある」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。

(それぞれ1~2のうちいずれか1つを〇で囲んでください。)

	育児のための 深夜業の制限	家族の介護のための 深 夜 業 の 制 限
規定あり	1	1
規定なし	2	2

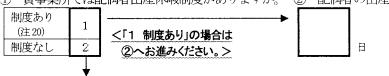
#### 6 配偶者出産休暇制度 (注19) に関する事項

配偶者の出産の際の男性労働者に対する休暇制度についてお伺いします。

#### 問 12 配偶者出産休暇制度に関する事項

(1) 配偶者出産休暇制度の有無、内容等

① 貴事業所では配偶者出産休暇制度がありますか。② 配偶者の出産1回につき、何日まで取得できますか。



#### <「2 制度なし」の場合、これで終了です。>

③ 休暇を取得した時の賃金の取扱いはどうですか。(注21)

į	有	給	一部有給	無給
		L	2	3

#### (2) 制度の利用者数

<問4(1)で、配偶者が出産した男性がいた事業所にお伺いします(該当者がいない場合、これで終了です)。>

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、配偶者出産休暇制度を利用した者の数をご記入ください。

1/2	 7/1	T	120, 10	_
	 			Г
				ı
				ı
ı				ı
į,				ı
1 /\				ı

これで調査は終了です。お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。

平成18年12月発行

## 平成17年度女性雇用管理基本調査結果報告書 雇用均等·児童家庭局調査資料No.

発 行 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課

> 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2